政府統計

健康保険・船員保険
被保険者実態調査報告

令和５年10月

厚生労働省保険局

ま え が き

この報告書は、令和５年度に実施した健康保険・船員保険被保険者実態調査の結果をまとめたものである。

健康保険・船員保険被保険者実態調査は、健康保険及び船員保険の被保険者について、年齢、標準報酬月額、標準賞与額、所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄等を調査し、健康保険制度及び船員保険制度の健全な発展を期するための基礎資料を得ることを目的として実施している。

この調査は、昭和41年度から健康保険被保険者実態調査として、全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）及び健康保険組合管掌健康保険の被保険者を対象に実施されている。平成21年度からは平成20年10月に全国健康保険協会が発足したことに伴い、全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者（健康保険法第３条第２項被保険者）を、平成22年度からは平成22年１月に船員保険を全国健康保険協会が管掌することとなったことに伴い、船員保険の被保険者を対象に加えている。

調査結果は、健康保険及び船員保険の被保険者や被扶養者の実態を示すものであり、受診動向や医療費の状況等を分析する際に欠かすことのできない基礎的統計である。

この報告書が、制度運営の基礎資料として広く各方面に利用されるならば誠に幸いである。

最後に、この調査の実施にあたり、ご協力をいただいた全国健康保険協会、健康保険組合の担当者の方々及び関係者各位に対し、深く感謝の意を表する。

令和６年11月

厚生労働省保険局調査課長

鈴木　健二

統計表の符号の用法は次のとおりである。

・　統計項目のありえない場合

…　計数を表章することが不適切な場合

－　計数のない場合

目　　次

第１章　調査の概要 ―― 7

第２章　調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査） ―― 12

１．加入者の年齢構成 ―― 12
２．被保険者の年齢構成 ―― 14
３．被扶養者の年齢構成 ―― 17
４．年齢階級別扶養率 ―― 21
５．標準報酬月額別扶養率 ―― 26
６．総報酬額階級別扶養率 ―― 28
７．年齢階級別平均標準報酬月額 ―― 29
８．年齢階級別平均標準賞与額 ―― 32
９．年齢階級別平均総報酬額 ―― 36
10．年齢階級別標準賞与額０円の被保険者の割合 ―― 39
11．年齢階級別、被保険者期間別構成等 ―― 40
12．業態別被保険者構成割合、扶養率等 ―― 43
13．規模別被保険者構成割合、扶養率等 ―― 44
14．被保険者数の推移について ―― 45
15．コーホートによる続柄別扶養率の分析について ―― 57
（参考）事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合 ―― 61

第３章　調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査） ―― 63

１．加入者の年齢構成 ―― 63
２．被保険者の年齢構成 ―― 65
３．被扶養者の年齢構成 ―― 66
４．年齢階級別扶養率 ―― 68
５．標準報酬月額別扶養率 ―― 70
６．総報酬額階級別扶養率 ―― 72
７．年齢階級別平均標準報酬月額 ―― 73
８．年齢階級別平均標準賞与額 ―― 75
９．年齢階級別平均総報酬額 ―― 78
10．年齢階級別標準賞与額０円の被保険者の割合 ―― 80
11．年齢階級別、被保険者期間別構成等 ―― 81
12．規模別被保険者構成割合、扶養率等 ―― 84
13．被保険者数の推移について ―― 85

第４章　統計表

１．全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（全数統計） ―― 89

第１表　被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、
被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額
及び平均総報酬額 ―― 91
第２表　標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数
及び平均標準報酬月額 ―― 92
第３表　標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数
及び平均標準賞与額 ―― 98
第４表　総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数
及び平均総報酬額 ――104
第５表　標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数
及び平均標準報酬月額 ――111
第６表　標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数
及び平均標準賞与額 ――115
第７表　総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数
及び平均総報酬額 ――119
第８表　都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、
平均年齢、被扶養者数及び扶養率 ――122
第９表　都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数、
及び平均年齢 ――128
第10表　事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、
平均年齢及び被保険者数の構成比 ――134
第11表　被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、
被保険者数及び平均年齢 ――140
第12表　被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、
被扶養者数 ――147
第13表　被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数 ――148
第14表　被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、
被扶養者数 ――150
第15表　標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、
平均標準報酬月額、被扶養者数 ――156
第16表　標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、
平均標準賞与額、被扶養者数 ――162
第17表　被保険者－被扶養者別・年齢階級別・性別、新規加入者数 ――168
第18表　被保険者－被扶養者別・年齢階級別・性別、脱退者数 ――169
参考表　事業所の業態別・規模別事業所数及び被保険者数 ――170

２．組合管掌健康保険（抽出率　１/100） ――175

第１表　被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、
被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額
及び平均総報酬額 ――177
第２表　標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数
及び平均標準報酬月額 ――178

第３表　標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数
及び平均標準賞与額 ―――――――――――――――――――――――――――184
第４表　総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数
及び平均総報酬額 ―――――――――――――――――――――――――――190
第５表　標準報酬月額別・被扶養者数別・性別、被保険者数
及び平均標準報酬月額 ―――――――――――――――――――――――――197
第６表　標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数
及び平均標準賞与額 ―――――――――――――――――――――――――――201
第７表　総報酬額階級別・被扶養者数別・性別、被保険者数
及び平均総報酬額 ―――――――――――――――――――――――――――205
第８表　都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、
平均年齢、被扶養者数及び扶養率 ―――――――――――――――――――208
第９表　都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別、被扶養者数
及び平均年齢 ―――――――――――――――――――――――――――――214
第10表　事業所の業態別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、
平均年齢及び被保険者数の構成比 ―――――――――――――――――――220
第11表　被保険者の年齢階級別・事業所の規模別・性別、
被保険者数及び平均年齢 ―――――――――――――――――――――――226
第12表　被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、
被扶養者数 ―――――――――――――――――――――――――――――――233
第13表　被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数 ―――――――――234
第14表　被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、
被扶養者数 ―――――――――――――――――――――――――――――――236
第15表　標準報酬月額別・事業所の規模別・性別、被保険者数、
平均標準報酬月額、被扶養者数 ―――――――――――――――――――――242
第16表　標準賞与額階級別・事業所の規模別・性別、被保険者数、
平均標準賞与額、被扶養者数 ―――――――――――――――――――――248
第17表　被保険者－被扶養者別・年齢階級別・性別、新規加入者数 ―――――254
第18表　被保険者－被扶養者別・年齢階級別・性別、脱退者数 ―――――――255
第19表　被保険者－年齢階級別・加入前制度別、新規加入者数 ―――――――256
第20表　被保険者－年齢階級別・脱退後制度別、脱退者数 ―――――――――257

３．全国健康保険協会管掌健康保険（法第３条第２項被保険者）（全数統計）――259

第１表　被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、被扶養者の性別、
被扶養者数及び扶養率 ―――――――――――――――――――――――――261
第２表　都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別、被保険者数、
平均年齢、被扶養者数及び扶養率 ―――――――――――――――――――262
第３表　被扶養者の年齢階級別・性別・続柄別・被保険者の性別、
被扶養者数 ―――――――――――――――――――――――――――――――269
第４表　被保険者の年齢階級別・性別・続柄別、被扶養者数 ―――――――――270
第５表　被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別、
被扶養者数 ―――――――――――――――――――――――――――――――272

４．船員保険（全数統計）　279

第１表　被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、被扶養者の性別、被扶養者数、扶養率、平均標準報酬月額、平均標準賞与額及び平均総報酬額　281
第２表　標準報酬月額別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準報酬月額　286
第３表　標準賞与額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準賞与額　298
第４表　総報酬額階級別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均総報酬額　300
第５表　標準報酬月額別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準報酬月額　303
第６表　標準賞与額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均標準賞与額　305
第７表　総報酬額階級別・被扶養者数別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均総報酬額　307
第８表　都道府県別・被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別、被保険者数、平均年齢、被扶養者数及び扶養率　308
第９表　都道府県別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数及び平均年齢　310
第10表　被保険者の年齢階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数及び平均年齢　312
第11表　被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別・被保険者の性別、被扶養者数　314
第12表　被保険者の年齢階級別・性別・船舶種別・続柄別、被扶養者数　318
第13表　被保険者の年齢階級別・性別・被扶養者の年齢階級別・性別・船舶種別、被扶養者数　320
第14表　標準報酬月額別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数、平均標準報酬月額、被扶養者数　322
第15表　標準賞与額階級別・船舶所有者の規模別・性別・船舶種別、被保険者数、平均標準賞与額、被扶養者数　324
第16表　被保険者－被扶養者別・年齢階級別・性別・船舶種別、新規加入者数　326
第17表　被保険者－被扶養者別・年齢階級別・性別・船舶種別、脱退者数　327

なお、船員保険については、第１表、第２表、第11表を除き船舶種別及び男女別に係る分を報告書に掲載していないが、政府統計の総合窓口（e-Stat）（URL https://www.e-stat.go.jp）にて公表している。

第１章　調査の概要

１．調査の目的

この調査は、健康保険及び船員保険について、被保険者の年齢、標準報酬月額、標準賞与額、その所属している事業所の業態、規模及び被扶養者の年齢、続柄、異動の状況等を調査し、制度運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

２．調査の対象及び調査客体

(1)　組合管掌健康保険の被保険者（以下「組合健保」という。）については、令和５年10月１日現在の被保険者並びに令和５年10月中に被保険者資格取得届及び被保険者資格喪失届により異動した者（以下「異動者」という。）を調査対象者とし、健康保険組合（支部を有する健康保険組合にあっては支部）ごとに被保険者は100分の１（平成24年調査までは500分の１）、異動者（任意継続被保険者及び特例退職被保険者の資格取得者を除く。）については50分の１で系統抽出した者を調査客体とする。

(2)　全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）（以下「協会（一般）」という。）については、令和５年９月30日現在の被保険者並びに令和４年10月から令和５年９月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。なお、結果の概要における一部の図・表では10月１日時点の被保険者として表章している。

(3)　全国健康保険協会管掌健康保険（健康保険法第３条第２項被保険者）（以下「法第３条第２項被保険者」という。）については、令和５年９月30日現在の被保険者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。

(4)　船員保険の被保険者については、令和５年10月１日現在の被保険者並びに令和４年10月から令和５年９月の間の異動者を調査対象者とし、その全数を調査客体とする。

（参考）健康保険の加入者（被保険者及び被扶養者をいう。以下同じ。）は、平成20年４月に後期高齢者医療制度が施行されたことにより、後期高齢者広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の者等はそれまで加入していた健康保険の加入者の資格を喪失し、後期高齢者広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者になった。そのため、平成20年度調査より75歳以上の加入者は原則健康保険からいなくなる。

ただし、外国に住所を有する加入者は引き続き健康保険の加入者となることから、75歳以上の加入者も若干存在する。

また、船員保険の被保険者については、75歳以降の職務外の給付は後期高齢者医療から、職務上の給付は船員保険から給付されるため、75歳以上の被保険者も存在する。なお、船員保険の被扶養者については、健康保険と同様、原則75歳以上の者は船員保険からはいなくなる。

３．調査時点

被保険者は、組合健保及び船員保険は令和５年10月１日現在、協会（一般）及び協会（法第３条第２項被保険者）は令和５年９月30日現在である。異動者は、組合健保は令和５年10月中、協会（一般）及び船員保険は令和４年10月から令和５年９月までの間とした。

４．調査票及び調査事項

組合健保における調査票は次頁に掲げる様式とした。調査事項は調査票に記載のとおりである。また、協会（一般）及び法第３条第２項被保険者については、「健康保険被保険者実態調査　調査項目」に掲げる事項とし、船員保険については、「船員保険被保険者実態調査　調査項目」に掲げる事項とした。なお協会（一般）の異動者については当該調査事項によらず全国健康保険協会より集計表の提出を受けた（全国健康保険協会管掌健康保険（一般被保険者）第17表、18表）。

５．集計及び解析

集計及び解析は厚生労働省保険局調査課において行った。

年齢階級については、令和５年９月30日現在の年齢に基づいて集計している。

「前期高齢者」は、「65歳以上74歳以下の者」及び「75歳以上の者（船員保険を除く）」を集計している。

なお、健康保険の75歳以上被保険者については、制度上は存在しているものの少数であるため、本調査での主な分析対象にはしていない。

政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

令和５年度
健康保険被保険者実態調査調査票

健康保険組合名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

適用区分	1. 強　制	2. 任　意	3. 任意継続	4. 特例退職									
事業所	都道府県番号		業態番号		事業所の被保険者数						人		
被保険者	性別	1. 男 2. 女	生年月	1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和		年		月	被保険者等の区分	1．被保険者 2．加入者 3．脱退者			
	資格取得時期	1. 令和４年９月以前 2. 令和４年10月以降	標準報酬月額		千円	標準賞与額		千円					
	介護保険	1．該当 2．適用除外（　　）	基準収入額適用申請	1．該当 2．不該当									
	加入者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳											
	脱退者	1. 協会 2. 組合 3. 共済 4. 国保 5. その他 6. 不詳 7. 死亡 8. 後期高齢者											

被扶養者		性別	生年月							続柄	扶養開始時期	介護保険
	1	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和４年９月以前 2. 令和４年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　）
	2	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和４年９月以前 2. 令和４年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　）
	3	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和４年９月以前 2. 令和４年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　）
	4	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和４年９月以前 2. 令和４年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　）
	5	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和４年９月以前 2. 令和４年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　）
	6	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和４年９月以前 2. 令和４年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　）
	7	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和４年９月以前 2. 令和４年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　）
	8	1. 男 2. 女	1. 明 2. 大 3. 昭 4. 平 5. 令			年			月	1. 配偶者 2. 直系尊属 3. 子 4. その他	1. 令和４年９月以前 2. 令和４年10月以降	1. 該当 2. 適用除外（　）

事業所番号		調査客体番号	

注）１．数字を選択する箇所については、該当数字及び文字を○で囲むこと。
　　２．数字を記入する箇所については、算用数字で右詰めに記入すること。

健康保険被保険者実態調査　調査項目

以下の項目について、調査を行った。

【協会（一般）】
（被保険者の状況）

①適用区分　②事業所の都道府県番号　③事業所の業態番号
④事業所の被保険者数　⑤性別　⑥生年月
⑦被保険者等の区分　⑧資格取得時期　⑨標準報酬月額
⑩標準賞与額　⑪介護保険の該当有無　⑫基準収入額適用申請有無

（被扶養者の状況）

①性別　②生年月　③続柄
④扶養開始時期　⑤介護保険の該当有無

【法第３条第２項被保険者】
（被保険者の状況）

①適用区分　②事業所の都道府県番号　③事業所の業態番号
④事業所の被保険者数　⑤性別　⑥生年月
⑦被保険者等の区分　⑧資格取得時期　⑨介護保険の該当有無

（被扶養者の状況）

①性別　②生年月　③続柄
④扶養開始時期　⑤介護保険の該当有無

船員保険被保険者実態調査　調査項目

以下の項目について、調査を行った。

① 適用区分
② 船舶所有者の都道府県番号
③ 船舶所有者の使用する船員の数
④ 被保険者等の性別
⑤ 被保険者等の生年月
⑥ 被保険者等の区分
⑦ 被保険者等の資格取得時期
⑧ 被保険者等の標準報酬月額
⑨ 被保険者等の標準賞与額
⑩ 被保険者等の介護保険の該当有無
⑪ 被保険者等の基準収入額適用申請有無
⑫ 被扶養者の性別
⑬ 被扶養者の生年月
⑭ 続柄
⑮ 被扶養者の扶養開始時期
⑯ 被扶養者の介護保険該当の有無

なお、強制適用被保険者については、再掲として船舶種別でも調査を行っている。船舶種別の内容については以下のとおり。

汽船等……船舶の種類が、漁船以外の船舶（汽船（Ａ船）及び機帆船（Ｂ船））をいう。
漁船（い）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第１項第２号イ、ロ、ハのいずれかに該当する漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を除く。）（Ｃ船）をいう。
つまり、直接漁業に従事しない漁船をいう。
漁船（ろ）…船舶の種類が旧船員保険法第34条第１項第２号イ、ロ、ハのいずれにも該当しない漁船（母船式漁業に従事する漁船に作業員として乗組む場合を含む。）（Ｄ船）をいう。
つまり、直接漁業に従事する漁船をいう。

第２章　調査結果の概要（健康保険被保険者実態調査）

本調査では、協会（一般）及び法第３条第２項被保険者については全数、組合健保については100分の１の抽出率で抽出した被保険者（協会（一般）25,186,633人、組合健保167,359人、法第３条第２項被保険者11,599人）について集計を行った。また、協会（一般）については全数、組合健保については50分の１の抽出率で抽出した異動者（協会（一般）10,983,326人、組合健保8,978人）について集計を行った。

なお、令和５年９月末日現在の毎月事業状況報告書の被保険者数①と調査客体数②を比較すると、次表のとおりである。

	被保険者数①	調査客体数②	抽出倍率 （①／②）
協会（一般）	25,186,633	25,186,633	1.0
組合健保	16,753,186	167,359	100.1
法第３条第２項 被保険者	11,599	11,599	1.0

（注）被保険者数については速報値である。

１．加入者の年齢構成

健康保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口及び75歳未満総人口をそれぞれ100％とした場合の年齢構成と比較したものが表１及び図１である。

協会（一般）及び組合健保の加入者の年齢構成は、総人口及び75歳未満総人口の年齢構成と比較すると概ね60歳未満までの割合が高く、さらに55歳未満における組合健保の年齢割合は、協会（一般）よりも概ね高い。また、法第３条第２項被保険者の加入者の年齢構成は40歳以上の割合が高い。

後期高齢者医療制度の導入に伴い、原則75歳未満の者のみ健康保険の加入者になりうることから、75歳未満総人口と比較してみると、協会（一般）及び組合健保については、20歳未満では、75歳未満総人口の18.9％に対して協会（一般）20.8％、組合健保23.6％とともに高く、20～39歳でも、75歳未満総人口の25.1％に対して協会（一般）27.6％、組合健保30.1％とともに高い。同様に、40～64歳でも、75歳未満総人口の40.6％に対して協会（一般）43.3％、組合健保42.8％とともに高いが、65～74歳では、75歳未満総人口の15.5％に対して協会（一般）8.3％、組合健保3.6％と、ともに低い。

法第３条第２項被保険者については、20歳未満及び20～39歳ではそれぞれ9.1％、19.8％と、ともに75歳未満総人口に比べて低いが、40～64歳及び65～74歳ではそれぞれ42.8％、15.6％と、ともに75歳未満総人口に比べて高い。

また、年齢構成を年齢階級別にみてみると、協会（一般）及び組合健保については60歳未満まで、75歳未満総人口を上回っている。

法第３条第２項被保険者の年齢構成割合については、50歳未満においては75歳未満総人口を下回っているが、50歳以上では逆に75歳未満総人口を上回っている。

表１　総人口及び健康保険加入者の年齢構成（令和５年10月１日現在）

（単位：％）

年　齢　階　級	総人口	75歳未満総人口	健　康　保　険		
			協会（一般）	組合健保	法第３条第２項被保険者
総　数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～ 4歳	3.3	3.9	4.1	5.1	0.7
5～ 9	3.9	4.6	5.1	5.9	2.1
10～14	4.2	5.0	5.7	6.2	3.1
15～19	4.4	5.3	5.9	6.4	3.3
20～24	5.0	6.0	6.6	7.2	4.1
25～29	5.2	6.2	6.7	7.5	4.5
30～34	5.1	6.1	6.8	7.4	5.5
35～39	5.7	6.8	7.5	8.0	5.7
40～44	6.2	7.4	8.4	8.5	6.6
45～49	7.3	8.7	9.8	9.8	8.1
50～54	7.8	9.3	9.9	10.5	10.5
55～59	6.7	7.9	8.1	8.4	9.7
60～64	6.0	7.2	7.0	5.6	7.9
65～69	5.9	7.0	4.9	2.4	7.0
70～74	7.1	8.5	3.3	1.2	8.6
75歳以上	16.1	・	0.1	0.0	12.7
（再　掲）					
0～19	15.8	18.9	20.8	23.6	9.1
うち未就学児	4.4	5.2	5.6	6.8	1.1
20～39	21.0	25.1	27.6	30.1	19.8
40～64	34.0	40.6	43.3	42.8	42.8
65～74	13.0	15.5	8.3	3.6	15.6
平均年齢（歳）	…	41.7	38.9	36.1	50.4

（注）「総人口」は、総務省統計局「令和５年10月1日現在推計人口」を用いている。

図１　加入者の年齢構成（令和５年10月１日現在）

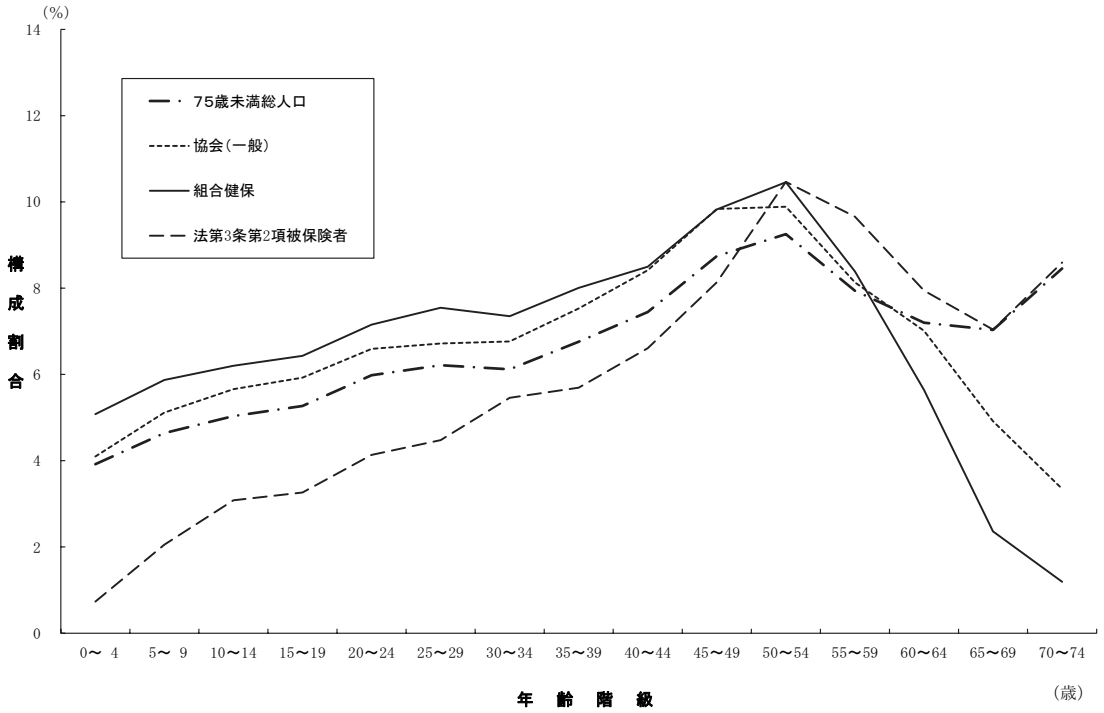

２．被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、平成30年～令和５年までの調査結果を示したものが表２である。

20歳未満の構成割合は、協会（一般）、組合健保はほぼ横ばいとなっており、令和５年には協会（一般）0.5％、組合健保0.5％である。また、法第３条第２項被保険者については、平成30年から令和３年まではほぼ横ばいとなっていたが、令和４年から減少傾向となっており、令和５年は0.3％である。

20～39歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともに減少傾向となっており、令和５年には協会（一般）33.9％、組合健保39.9％である。法第３条第２項被保険者についても減少傾向であり、令和５年は16.2％である。

40～64歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともに増加傾向にあり、令和５年には協会（一般）56.2％、組合健保55.4％である。法第３条第２項被保険者については減少傾向にあり、令和５年には50.0％である。

65～74歳の構成割合は、協会（一般）、組合健保ともに増加傾向にあり、令和５年には協会（一般）9.3％、組合健保4.1％である。法第３条第２項被保険者については、令和５年は18.5％である。

次に、令和５年の年齢構成を男女別にみると、協会（一般）の男性で最も割合が高いのは45～49歳の13.1％であり、続いて50～54歳の13.1％である。協会（一般）の女性で構成割合が最も高いのは50～54歳の13.1％、続いて45～49歳の12.9％である。一方、組合健保の男性では50～54歳の割合が最も高く13.9％、次いで45～49歳が13.1％である。組合健保の女性では25～29歳の割合が最も高く13.8％、次いで50～54歳が12.9％である。また、法第３条第２項被保険者の男性では50～54歳の割合が最も高く13.0％、続いて75歳以上の12.7％、法第３条第２項被保険者の女性では75歳以上の割合が最も高く33.7％、続いて70～74歳の12.1％であり、65歳以上で全体の半分以上を占めている。

最後に、被保険者の平均年齢は、協会（一般）、組合健保ともに上昇傾向にあり、令和５年には協会（一般）46.2歳、組合健保43.8歳である。また、法第３条第２項被保険者の平均年齢は57.0歳である。男女別の平均年齢は、協会（一般）の男性が47.2歳、女性が44.8歳、組合健保の男性が44.8歳、女性が42.0歳、法第３条第２項被保険者の男性が56.0歳、女性が64.8歳である。組合健保の方が協会（一般）よりも男女間の年齢差が大きく、法第３条第２項被保険者は男性よりも女性の平均年齢の方が高い。

表２　被保険者の年齢構成（各年10月１日現在）

（１）　協会（一般）

（単位：％）

年齢階級	平成30年	令和元年	２年	３年	４年	令和５年		
						総数	男性	女性
総　数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.6
20～24	6.3	6.2	6.0	5.9	5.9	5.9	4.9	7.4
25～29	9.1	9.1	9.0	9.0	9.0	9.1	8.1	10.6
30～34	9.8	9.6	9.4	9.2	9.0	9.1	8.6	9.7
35～39	10.8	10.6	10.4	10.2	9.9	9.8	9.9	9.7
40～44	12.7	12.3	11.9	11.5	11.2	11.0	11.2	10.7
45～49	13.1	13.4	13.6	13.6	13.4	13.0	13.1	12.9
50～54	10.9	11.2	11.5	12.2	12.7	13.1	13.1	13.1
55～59	9.7	9.7	10.0	9.9	10.3	10.5	10.5	10.5
60～64	8.6	8.7	8.8	8.8	8.9	8.6	9.2	7.8
65～69	5.7	5.6	5.6	5.7	5.7	5.7	6.6	4.4
70～74	2.5	2.9	3.2	3.5	3.5	3.6	4.3	2.6
75歳以上	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
（再　掲）								
20～39歳	36.0	35.5	34.7	34.2	33.8	33.9	31.5	37.3
40～64	55.1	55.3	55.7	56.0	56.4	56.2	57.0	55.1
65～74	8.2	8.5	8.9	9.1	9.2	9.3	10.9	7.0
平均年齢（歳）	45.3	45.5	45.8	46.0	46.2	46.2	47.2	44.8

（注）令和4年以前の数値は、男女総数のものである。

（２）組合健保

（単位：％）

年齢階級	平成30年	令和元年	２年	３年	４年	令和５年		
						総数	男性	女性
総　数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.7	0.8	0.8	0.7	0.6	0.5	0.6	0.5
20～24	7.0	7.1	7.2	6.9	6.6	6.7	5.9	8.4
25～29	11.4	11.5	11.5	11.5	11.7	11.5	10.3	13.8
30～34	11.6	11.3	10.8	10.8	10.6	10.7	10.0	11.9
35～39	11.9	11.6	11.4	11.4	11.2	10.9	10.8	11.3
40～44	13.3	12.6	12.1	11.6	11.5	11.2	11.3	11.2
45～49	14.0	13.9	14.0	13.7	13.3	12.9	13.1	12.5
50～54	11.6	12.0	12.1	12.9	13.2	13.5	13.9	12.9
55～59	9.1	9.4	9.9	9.9	10.4	10.7	11.3	9.6
60～64	5.8	6.1	6.2	6.5	6.8	7.1	7.9	5.6
65～69	2.6	2.6	2.6	2.7	2.7	2.8	3.3	1.8
70～74	1.0	1.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.6	0.7
75歳以上	－	－	－	－	－	0.0	0.0	－
（再　掲）								
20～39歳	41.9	41.5	41.0	40.7	40.1	39.9	37.0	45.3
40～64	53.8	53.9	54.3	54.6	55.3	55.4	57.4	51.7
65～74	3.6	3.8	3.9	4.0	4.0	4.1	5.0	2.5
平均年齢（歳）	42.8	43.0	43.1	43.4	43.6	43.8	44.8	42.0

（注）令和4年以前の数値は、男女総数のものである。

（３）法第３条第２項被保険者

（単位:％）

年齢階級	平成30年	令和元年	２年	３年	４年	令和５年		
						総数	男性	女性
総　数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15～19歳	0.6	0.5	0.6	0.6	0.4	0.3	0.3	0.3
20～24	2.3	1.9	1.9	2.2	2.2	1.8	1.9	1.1
25～29	5.0	5.0	4.5	3.8	3.4	3.2	3.3	1.9
30～34	5.8	5.6	5.4	5.4	5.6	5.3	5.8	1.4
35～39	6.5	6.5	6.8	6.0	5.8	5.8	6.3	2.1
40～44	8.4	7.7	7.3	7.4	7.2	6.8	7.2	3.6
45～49	11.5	11.3	11.4	10.5	9.7	9.1	9.2	8.2
50～54	11.6	12.1	11.9	12.4	12.4	12.5	13.0	8.6
55～59	9.7	9.9	10.4	10.9	11.5	12.0	12.2	9.7
60～64	10.2	9.9	9.0	8.8	9.2	9.6	9.9	7.7
65～69	12.0	11.2	10.0	9.3	8.7	8.3	8.2	9.6
70～74	9.9	10.4	11.2	11.7	11.0	10.2	9.9	12.1
75歳以上	6.6	7.9	9.6	11.0	13.1	14.9	12.7	33.7
（再　掲）								
20～39歳	19.6	18.9	18.7	17.4	17.0	16.2	17.4	6.5
40～64	51.3	51.0	50.0	50.0	49.9	50.0	51.5	37.8
65～74	21.9	21.6	21.2	21.0	19.6	18.5	18.1	21.8
平均年齢（歳）	53.9	54.4	54.9	55.6	56.3	57.0	56.0	64.8

(注)令和4年以前の数値は、男女総数のものである。

３．被扶養者の年齢構成

被扶養者の年齢階級別構成割合について、平成30年～令和５年までの調査結果を示したものが表３である。

被扶養者の20歳未満の割合は、協会（一般）、組合健保ともに増加傾向にあり、令和５年には協会（一般）56.3％、組合健保57.5％である。また、法第３条第２項被保険者については29.5％である。

20～39歳の割合は、協会（一般）、組合健保ともに減少傾向であり、令和５年には協会（一般）16.5％、組合健保15.5％である。また、法第３条第２項被保険者については増加傾向にあり、令和５年は28.0％である。

40～64歳の割合は、協会（一般）、組合健保ともに減少傾向であり、令和５年には協会（一般）20.7％、組合健保24.2％である。また、法第３条第２項被保険者については、26.2％である。

65～74歳の割合は、協会（一般）については概ね横ばいであり、令和５年は6.5％である。組合健保は概ね横ばいであり、令和５年には2.8％である。また、法第３条第２項被保険者については8.9％である。

表３　被扶養者の年齢構成（各年10月１日現在）

（１）協会（一般）

（単位：％）

年齢階級	平成30年	令和元年	２年	３年	４年	令和５年
総　数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	12.4	12.2	11.9	11.6	11.4	11.3
5～9	13.7	13.8	13.8	13.8	13.9	14.1
10～14	14.2	14.4	14.7	14.9	15.2	15.6
15～19	14.1	14.3	14.4	14.5	14.8	15.4
20～24	6.9	7.1	7.3	7.4	7.6	7.7
25～29	2.8	2.7	2.7	2.6	2.5	2.5
30～34	3.6	3.4	3.3	3.1	2.9	2.8
35～39	4.3	4.1	4.0	3.9	3.8	3.6
40～44	4.7	4.5	4.3	4.2	4.1	3.9
45～49	4.4	4.5	4.5	4.5	4.4	4.2
50～54	3.8	3.8	3.9	4.1	4.2	4.3
55～59	4.0	4.0	4.0	3.9	4.0	4.0
60～64	4.5	4.5	4.5	4.4	4.5	4.2
65～69	4.1	3.9	3.9	3.8	3.7	3.6
70～74	2.4	2.7	2.9	3.1	3.0	2.9
75歳以上	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1
（再　掲）						
0～19歳	54.5	54.7	54.7	54.9	55.2	56.3
うち未就学児	16.4	16.2	15.9	15.7	15.4	15.3
20～39	17.6	17.4	17.2	17.0	16.8	16.5
40～64	21.3	21.3	21.2	21.2	21.2	20.7
65～74	6.5	6.6	6.8	6.9	6.7	6.5

（２）組合健保

（単位:％）

年齢階級	平成30年	令和元年	２年	３年	４年	令和５年
総　数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	13.5	13.5	13.1	13.0	12.8	12.6
5～9	13.8	14.1	14.3	14.5	14.6	14.5
10～14	14.0	14.3	14.5	14.5	14.9	15.3
15～19	14.4	14.0	14.2	14.4	14.5	15.1
20～24	6.9	7.2	7.5	7.5	7.8	7.8
25～29	2.0	1.9	1.9	1.8	1.7	1.7
30～34	3.4	3.2	3.1	2.8	2.6	2.4
35～39	4.5	4.5	4.2	4.2	3.9	3.7
40～44	5.7	5.4	5.0	4.8	4.7	4.5
45～49	6.4	6.2	6.1	5.9	5.6	5.4
50～54	5.2	5.4	5.4	5.8	5.9	6.0
55～59	4.2	4.4	4.6	4.5	4.8	5.0
60～64	2.9	3.1	3.1	3.2	3.3	3.5
65～69	2.0	1.8	1.8	1.8	1.7	1.7
70～74	1.0	1.0	1.1	1.2	1.2	1.0
75歳以上	0.0	0.0	0.0	－	－	－
（再　掲）						
0～19歳	55.7	56.0	56.1	56.3	56.8	57.5
うち未就学児	17.7	17.8	17.4	17.3	17.2	16.7
20～39	16.9	16.8	16.7	16.3	16.0	15.5
40～64	24.5	24.4	24.3	24.3	24.3	24.2
65～74	2.9	2.8	2.9	3.0	2.9	2.8

（３）法第３条第２項被保険者

（単位:％）

年齢階級	平成30年	令和元年	２年	３年	４年	令和５年
総　数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0～4歳	5.7	5.1	3.8	3.0	3.0	2.4
5～9	8.8	8.7	8.6	8.7	7.7	6.8
10～14	9.7	9.7	9.7	9.8	10.1	10.2
15～19	10.8	10.5	10.6	10.4	10.2	10.0
20～24	8.6	8.8	9.2	9.2	9.2	9.4
25～29	5.6	6.0	6.3	7.0	7.4	7.5
30～34	5.5	5.2	5.4	5.3	5.4	5.7
35～39	6.3	6.2	5.7	5.3	5.1	5.4
40～44	6.0	6.0	6.2	6.4	6.3	6.1
45～49	5.8	6.3	6.3	6.2	6.1	6.0
50～54	4.1	4.2	4.6	5.0	5.4	5.7
55～59	4.0	4.1	3.9	3.8	3.9	4.3
60～64	5.0	4.8	4.6	4.2	4.2	4.1
65～69	5.8	5.3	4.9	4.6	4.1	4.0
70～74	4.9	5.4	5.6	6.0	5.7	4.9
75歳以上	3.5	4.0	4.6	5.1	6.2	7.4
（再　掲）						
0～19歳	34.9	34.0	32.7	31.9	31.0	29.5
うち未就学児	8.2	7.5	6.5	5.7	4.4	3.7
20～39	26.0	26.2	26.6	26.8	27.1	28.0
40～64	24.9	25.3	25.6	25.6	26.0	26.2
65～74	10.6	10.6	10.5	10.6	9.8	8.9

次に、令和５年における被扶養者の続柄別の年齢階級別構成割合を示したものが表４である。

被扶養者全体に占める子の割合は、協会（一般）66.3％、組合健保66.3％、法第３条第２項被保険者56.4％である。また、協会（一般）及び組合健保の子の大半は20歳未満であり、20歳以上の子の割合は、協会（一般）が10.4％、組合健保が9.0％である。

配偶者の割合は、協会（一般）30.2％、組合健保32.4％、法第３条第２項被保険者39.9％であり、協会（一般）及び組合健保は50～54歳の階級が最も多い。法第３条第２項被保険者は75歳以上の階級が最も多い。

直系尊属の割合は、協会（一般）2.6％、組合健保1.0％、法第３条第２項被保険者1.6％である。いずれも60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加傾向にある。

また、その他の被扶養者（兄弟姉妹等）の割合は、協会（一般）0.9％、組合健保0.3％、法第３条第２項被保険者2.0％であり、いずれも各年齢階級に広く分布している。

表４　被扶養者の続柄別年齢構成（令和５年10月１日現在）

（１）協会（一般）

（単位：％）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総　数	100.0	66.3	30.2	2.6	0.9
0～ 4歳	11.3	11.2	・	－	0.1
5～ 9	14.1	14.0	・	－	0.1
10～14	15.6	15.5	・	－	0.1
15～19	15.4	15.3	0.0	－	0.1
20～24	7.7	7.4	0.2	－	0.1
25～29	2.5	1.4	1.0	－	0.0
30～34	2.8	0.7	2.0	0.0	0.0
35～39	3.6	0.5	3.1	0.0	0.0
40～44	3.9	0.2	3.7	0.0	0.0
45～49	4.2	0.1	4.1	0.0	0.0
50～54	4.3	0.0	4.2	0.1	0.1
55～59	4.0	0.0	3.8	0.1	0.1
60～64	4.2	0.0	3.8	0.3	0.1
65～69	3.6	0.0	2.9	0.7	0.1
70～74	2.9	0.0	1.5	1.3	0.1
75歳以上	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0
（再掲）未就学児	15.3	15.2	・	－	0.1

（２）組合健保

（単位:％）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総　数	100.0	66.3	32.4	1.0	0.3
0～ 4歳	12.6	12.5	・	－	0.0
5～ 9	14.5	14.5	・	－	0.0
10～14	15.3	15.3	・	－	0.0
15～19	15.1	15.0	0.0	0.0	0.0
20～24	7.8	7.6	0.1	－	0.0
25～29	1.7	0.8	0.8	－	0.0
30～34	2.4	0.3	2.1	－	0.0
35～39	3.7	0.2	3.5	0.0	0.0
40～44	4.5	0.1	4.4	0.0	0.0
45～49	5.4	0.0	5.3	0.0	0.0
50～54	6.0	0.0	5.9	0.0	0.0
55～59	5.0	0.0	4.9	0.1	0.0
60～64	3.5	－	3.3	0.2	0.0
65～69	1.7	－	1.5	0.2	0.0
70～74	1.0	－	0.6	0.5	0.0
75歳以上	－	－	－	－	－
（再掲）未就学児	16.7	16.7	・	－	0.0

（３）法第３条第２項被保険者

（単位:％）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総　数	100.0	56.4	39.9	1.6	2.0
0～ 4歳	2.4	2.4	・	－	－
5～ 9	6.8	6.7	・	－	0.1
10～14	10.2	10.0	・	－	0.2
15～19	10.0	9.8	－	－	0.3
20～24	9.4	9.1	0.1	－	0.3
25～29	7.5	6.5	0.8	－	0.1
30～34	5.7	3.7	1.9	－	0.1
35～39	5.4	2.8	2.5	－	0.2
40～44	6.1	2.3	3.7	－	0.1
45～49	6.0	1.7	4.2	－	0.1
50～54	5.7	1.0	4.7	－	0.1
55～59	4.3	0.3	3.9	0.0	0.0
60～64	4.1	0.1	3.8	0.0	0.1
65～69	4.0	0.0	3.8	0.2	0.1
70～74	4.9	－	4.5	0.3	0.1
75歳以上	7.4	－	6.2	1.0	0.2
（再掲）未就学児	3.7	3.7	・	－	－

４．年齢階級別扶養率

まず、年齢階級別にみた被保険者１人当たり被扶養者数（扶養率）について、平成30年～令和５年までを示したものが表５であり、令和５年の総数をグラフにしたものが図２である。

年齢階級総数の扶養率は減少傾向にあり、令和５年には協会（一般）で0.571、組合健保で0.680である。法第３条第２項被保険者においても減少傾向にあり、令和５年は0.433である。

年齢階級別に扶養率の最近６年間の動きを見ると、ピークとなる年齢階級は協会（一般）及び組合健保は40～44歳で毎年同じである。法第３条第２項被保険者においては、ピークとなる年齢階級は平成30年は40～44歳、令和元年から令和４年までは45～49歳、令和５年は40～44歳である。

また、令和５年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性の扶養率のピークは、協会（一般）、組合健保ともに40～44歳であり、令和５年には協会（一般）1.360、組合健保1.530である。法第３条第２項被保険者については45～49歳で0.579である。それ以降は年齢の上昇とともに減少傾向にあり、平均扶養率は、協会（一般）0.844、組合健保0.979、法第３条第２項被保険者0.453である。

女性の扶養率は、全年齢階級で男性より低く、ピークは、協会（一般）及び組合健保は40～44歳でそれぞれ0.377、0.239、法第３条第２項被保険者は50～54歳で0.426である。平均扶養率は、協会（一般）0.190、組合健保0.126、法第３条第２項被保険者0.262である。

表５　被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月１日現在）

（１）協会（一般）

年齢階級	平成30年	令和元年	２年	３年	４年	令和５年		
						総数	男性	女性
総　数	0.658	0.631	0.620	0.606	0.587	0.571	0.844	0.190
15～19歳	0.024	0.021	0.022	0.020	0.017	0.015	0.020	0.008
20～24	0.078	0.072	0.068	0.063	0.055	0.048	0.078	0.020
25～29	0.236	0.217	0.211	0.203	0.193	0.182	0.288	0.070
30～34	0.612	0.567	0.542	0.515	0.489	0.464	0.700	0.170
35～39	0.948	0.908	0.891	0.866	0.833	0.803	1.149	0.311
40～44	1.047	1.012	1.004	0.992	0.972	0.960	1.360	0.377
45～49	0.936	0.906	0.900	0.892	0.876	0.873	1.265	0.316
50～54	0.709	0.685	0.678	0.671	0.662	0.662	0.986	0.209
55～59	0.532	0.513	0.502	0.486	0.472	0.468	0.713	0.126
60～64	0.495	0.476	0.459	0.444	0.426	0.408	0.600	0.093
65～69	0.519	0.508	0.498	0.487	0.470	0.445	0.617	0.081
70～74	0.476	0.474	0.471	0.466	0.455	0.436	0.602	0.057
75歳以上	0.318	0.308	0.296	0.313	0.321	0.296	0.428	0.039

（注）令和4年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

（２）組合健保

年齢階級	平成30年	令和元年	２年	３年	４年	令和５年		
						総数	男性	女性
総　数	0.764	0.757	0.737	0.726	0.698	0.680	0.979	0.126
15～19歳	0.008	0.010	0.002	0.005	0.003	0.003	0.005	－
20～24	0.036	0.038	0.031	0.036	0.029	0.025	0.034	0.013
25～29	0.182	0.170	0.159	0.153	0.145	0.130	0.200	0.033
30～34	0.576	0.582	0.555	0.529	0.503	0.470	0.712	0.094
35～39	0.965	0.967	0.957	0.948	0.910	0.877	1.271	0.181
40～44	1.145	1.145	1.120	1.125	1.088	1.079	1.530	0.239
45～49	1.130	1.131	1.116	1.100	1.064	1.072	1.505	0.237
50～54	1.026	1.021	0.974	0.962	0.915	0.894	1.261	0.161
55～59	0.760	0.760	0.758	0.726	0.703	0.683	0.958	0.082
60～64	0.636	0.617	0.602	0.583	0.565	0.565	0.760	0.052
65～69	0.668	0.644	0.642	0.618	0.586	0.571	0.726	0.043
70～74	0.678	0.667	0.648	0.648	0.600	0.591	0.723	0.027
75歳以上	－	－	－	－	－	0.667	0.667	－

（注）令和4年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

（３）法第３条第２項被保険者

年齢階級	平成30年	令和元年	２年	３年	４年	令和５年		
						総数	男性	女性
総　数	0.454	0.450	0.443	0.446	0.439	0.433	0.453	0.262
15～19歳	－	－	－	－	－	－	－	－
20～24	0.149	0.109	0.064	0.075	0.040	0.014	0.015	－
25～29	0.269	0.265	0.271	0.240	0.214	0.233	0.246	0.042
30～34	0.446	0.451	0.404	0.441	0.418	0.373	0.375	0.294
35～39	0.536	0.532	0.510	0.528	0.537	0.536	0.552	0.115
40～44	0.627	0.572	0.583	0.577	0.541	0.559	0.573	0.333
45～49	0.614	0.630	0.615	0.636	0.634	0.555	0.579	0.340
50～54	0.531	0.519	0.507	0.528	0.530	0.542	0.551	0.426
55～59	0.433	0.464	0.444	0.445	0.440	0.469	0.476	0.393
60～64	0.414	0.404	0.426	0.421	0.429	0.408	0.419	0.292
65～69	0.404	0.400	0.422	0.413	0.402	0.397	0.429	0.174
70～74	0.397	0.391	0.387	0.391	0.389	0.378	0.387	0.316
75歳以上	0.307	0.315	0.316	0.321	0.331	0.339	0.389	0.185

（注）令和4年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図２　被保険者の年齢階級別扶養率（令和５年10月１日現在）

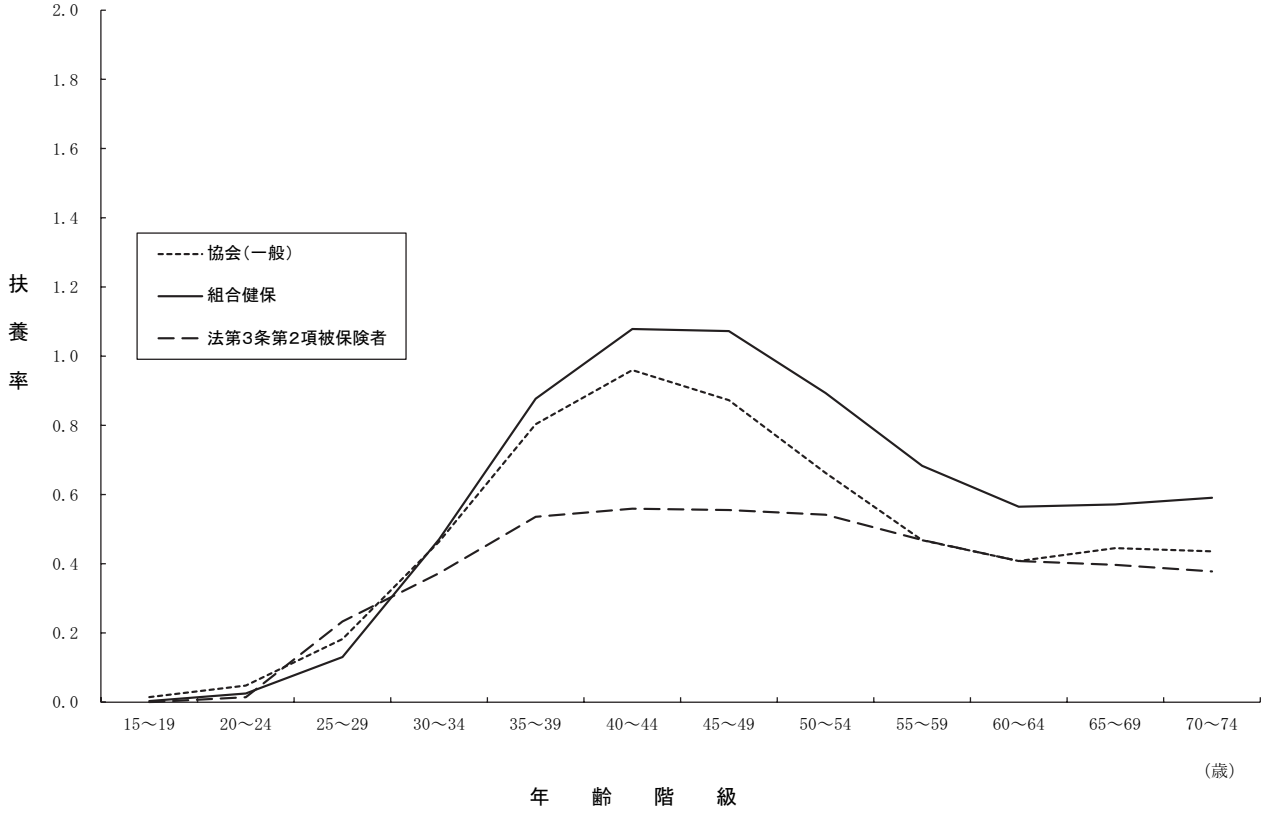

次に、令和５年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表６である。

年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は協会（一般）0.379、組合健保0.451、法第３条第２項被保険者0.244、配偶者は協会（一般）0.173、組合健保0.220、法第３条第２項被保険者0.173、直系尊属は協会（一般）0.015、組合健保0.006、法第３条第２項被保険者0.007、その他は協会（一般）0.005、組合健保0.002、法第３条第２項被保険者0.009である。また、概ね組合健保が一番高く、法第３条第２項被保険者が一番低いが、直系尊属の扶養率は協会（一般）が、その他の扶養率は法第３条第２項被保険者が一番高い。

被保険者の年齢階級別に続柄別の扶養率をみると、子については山型をなしており、ピークは、協会（一般）及び組合健保が40～44歳でそれぞれ0.738、0.823、法第３条第２項被保険者が45～49歳で0.379である。配偶者については、年齢の上昇とともに増加する傾向にある。直系尊属については概ね山型をなしており、ピークは、協会（一般）が40～44歳で0.036、組合健保が45～49歳で0.013、法第３条第２項被保険者は40～44歳で0.021である。

表６　被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（令和５年 10 月１日現在）

（１）協会（一般）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総　数	0.571	0.379	0.173	0.015	0.005
15～19歳	0.015	0.004	0.004	0.004	0.002
20～24	0.048	0.028	0.013	0.005	0.002
25～29	0.182	0.126	0.044	0.009	0.003
30～34	0.464	0.344	0.099	0.018	0.003
35～39	0.803	0.616	0.154	0.029	0.005
40～44	0.960	0.738	0.180	0.036	0.006
45～49	0.873	0.657	0.179	0.031	0.006
50～54	0.662	0.465	0.182	0.009	0.006
55～59	0.468	0.260	0.201	0.001	0.006
60～64	0.408	0.137	0.263	0.000	0.007
65～69	0.445	0.088	0.350	0.000	0.007
70～74	0.436	0.065	0.363	0.000	0.007
75歳以上	0.296	0.056	0.233	0.000	0.007

（２）組合健保

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総　数	0.680	0.451	0.220	0.006	0.002
15～19歳	0.003	0.001	0.002	－	－
20～24	0.025	0.015	0.007	0.002	0.001
25～29	0.130	0.089	0.035	0.005	0.001
30～34	0.470	0.353	0.107	0.008	0.002
35～39	0.877	0.666	0.195	0.013	0.003
40～44	1.079	0.823	0.241	0.013	0.003
45～49	1.072	0.795	0.262	0.013	0.002
50～54	0.894	0.604	0.284	0.003	0.003
55～59	0.683	0.354	0.326	0.000	0.003
60～64	0.565	0.162	0.401	－	0.002
65～69	0.571	0.086	0.480	－	0.005
70～74	0.591	0.064	0.523	0.000	0.003
75歳以上	0.667	－	0.667	－	－

（注）組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

（３）法第３条第２項被保険者

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総　数	0.433	0.244	0.173	0.007	0.009
15～19歳	－	－	－	－	－
20～24	0.014	0.009	0.005	－	－
25～29	0.233	0.152	0.073	0.005	0.003
30～34	0.373	0.255	0.110	0.005	0.003
35～39	0.536	0.373	0.157	0.003	0.003
40～44	0.559	0.362	0.158	0.021	0.018
45～49	0.555	0.379	0.162	0.012	0.002
50～54	0.542	0.359	0.166	0.014	0.002
55～59	0.469	0.287	0.166	0.010	0.006
60～64	0.408	0.209	0.185	0.004	0.011
65～69	0.397	0.180	0.209	0.002	0.006
70～74	0.378	0.148	0.207	0.001	0.022
75歳以上	0.339	0.102	0.222	0.001	0.014

５．標準報酬月額別扶養率

標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表７及び図３である。男性についてみると、協会（一般）は概ね標準報酬月額20万円台から40万円台程度の間で、組合健保は概ね標準報酬月額20万円台から60万円台程度の間で、標準報酬月額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。

また、男性は標準報酬月額５万８千円から47万円の間における扶養率について、女性は標準報酬月額８万８千円から103万円の間における扶養率については、協会（一般）の方が組合健保よりも概ね高い。

表７　標準報酬月額別扶養率（令和５年10月１日現在）

標準報酬月額	協会（一般）			組合健保		
	総　数	男性	女性	総　数	男性	女性
総　　数	0.571	0.844	0.190	0.680	0.979	0.126
58,000 円	0.705	0.943	0.208	0.421	0.417	0.429
68,000	0.554	0.813	0.187	0.143	－	0.250
78,000	0.480	0.766	0.183	0.231	－	0.286
88,000	0.431	0.684	0.198	0.164	0.250	0.128
98,000	0.554	0.826	0.181	0.212	0.406	0.130
104,000	0.276	0.482	0.169	0.140	0.250	0.103
110,000	0.288	0.508	0.175	0.152	0.194	0.136
118,000	0.307	0.538	0.179	0.150	0.343	0.090
126,000	0.258	0.439	0.182	0.127	0.191	0.106
134,000	0.262	0.444	0.186	0.153	0.285	0.110
142,000	0.247	0.409	0.183	0.177	0.261	0.150
150,000	0.313	0.548	0.176	0.159	0.226	0.139
160,000	0.229	0.364	0.170	0.164	0.247	0.136
170,000	0.225	0.348	0.168	0.156	0.284	0.106
180,000	0.231	0.352	0.166	0.152	0.244	0.116
190,000	0.218	0.319	0.163	0.166	0.289	0.114
200,000	0.278	0.438	0.165	0.158	0.255	0.106
220,000	0.251	0.365	0.166	0.165	0.271	0.093
240,000	0.298	0.430	0.174	0.178	0.289	0.085
260,000	0.383	0.545	0.186	0.214	0.328	0.098
280,000	0.456	0.631	0.196	0.278	0.410	0.105
300,000	0.593	0.790	0.210	0.336	0.486	0.113
320,000	0.667	0.859	0.225	0.421	0.589	0.112
340,000	0.769	0.960	0.238	0.497	0.675	0.135
360,000	0.859	1.050	0.242	0.609	0.809	0.130
380,000	0.962	1.147	0.259	0.737	0.945	0.153
410,000	1.042	1.230	0.260	0.867	1.081	0.157
440,000	1.136	1.309	0.275	1.018	1.205	0.183
470,000	1.209	1.366	0.288	1.108	1.289	0.221
500,000	1.181	1.371	0.256	1.200	1.372	0.199
530,000	1.286	1.434	0.279	1.275	1.444	0.204
560,000	1.277	1.432	0.270	1.372	1.526	0.179
590,000	1.242	1.422	0.247	1.414	1.578	0.210
620,000	1.304	1.447	0.276	1.432	1.585	0.201
650,000	1.282	1.445	0.245	1.467	1.625	0.173
680,000	1.304	1.449	0.269	1.455	1.605	0.210
710,000	1.221	1.409	0.243	1.516	1.673	0.184
750,000	1.290	1.453	0.261	1.523	1.665	0.250
790,000	1.194	1.390	0.236	1.477	1.611	0.200
830,000	1.249	1.402	0.264	1.509	1.666	0.211
880,000	1.220	1.390	0.255	1.470	1.607	0.306
930,000	1.272	1.423	0.307	1.522	1.674	0.267
980,000	1.139	1.340	0.249	1.485	1.604	0.379
1,030,000	1.247	1.400	0.315	1.523	1.702	0.211
1,090,000	1.222	1.386	0.280	1.475	1.592	0.457
1,150,000	1.290	1.446	0.350	1.418	1.590	0.408
1,210,000	1.203	1.375	0.280	1.466	1.582	0.414
1,270,000	1.312	1.463	0.351	1.504	1.639	0.375
1,330,000	1.257	1.427	0.297	1.401	1.541	0.259
1,390,000	1.313	1.459	0.319	1.525	1.631	0.518

（注）組合健保は100分の１の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。

図３　標準報酬月額別扶養率（令和５年10月１日現在）

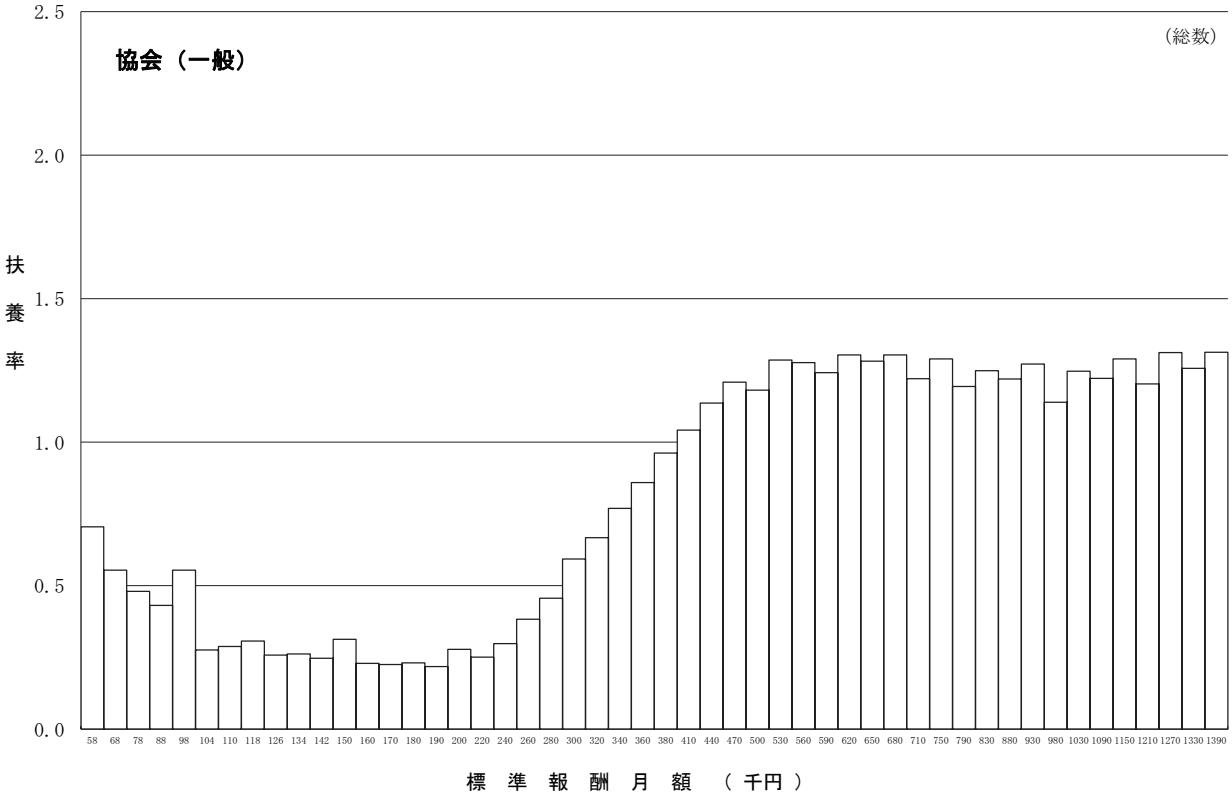

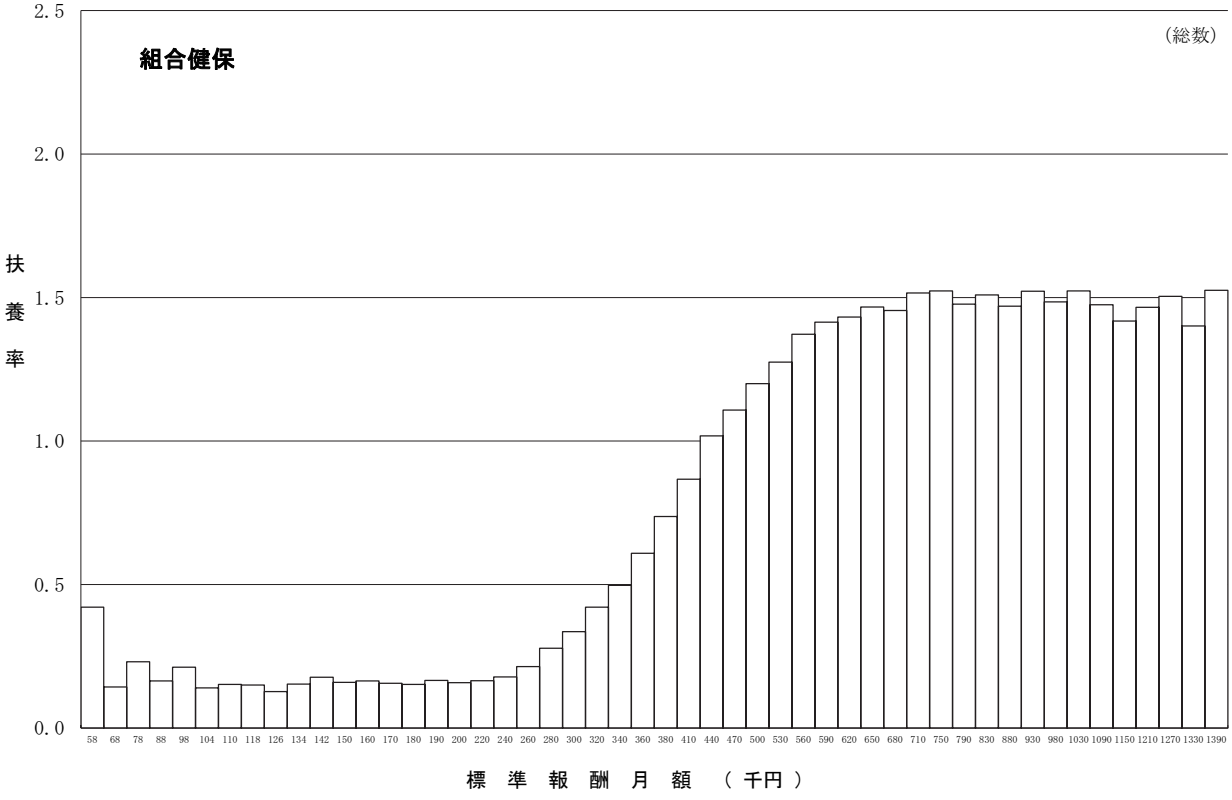

６．総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額を加算したものを総報酬額とし、その総報酬額階級別にみた扶養率を示したものが表８である。男性についてみると、協会（一般）は概ね総報酬額階級250万円から850万円の間で、組合健保は概ね総報酬額階級1,150万円未満で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。

また、男性は総報酬額階級850万円未満における扶養率について、女性は概ね総報酬額階級1,300万円未満における扶養率については、協会（一般）の方が組合健保よりも高い。

表８　総報酬額階級別扶養率（令和５年10月１日現在）

総報酬額階級	協会（一般）			組合健保		
	総　数	男性	女性	総　数	男性	女性
総　数	0.571	0.844	0.190	0.680	0.979	0.126
～　999,000　円	0.631	0.890	0.198	0.304	0.222	0.357
1,000,000　～　1,499,000	0.404	0.675	0.180	0.157	0.286	0.112
1,500,000　～　1,999,000	0.270	0.453	0.177	0.157	0.237	0.131
2,000,000　～　2,499,000	0.252	0.394	0.163	0.157	0.243	0.120
2,500,000　～　2,999,000	0.254	0.375	0.163	0.166	0.276	0.095
3,000,000　～　3,499,000	0.338	0.492	0.176	0.222	0.363	0.092
3,500,000　～　3,999,000	0.467	0.653	0.193	0.260	0.405	0.097
4,000,000　～　4,499,000	0.589	0.788	0.213	0.310	0.452	0.109
4,500,000　～　4,999,000	0.758	0.971	0.231	0.429	0.596	0.119
5,000,000　～　5,499,000	0.901	1.117	0.255	0.552	0.745	0.128
5,500,000　～　5,999,000	1.024	1.232	0.276	0.698	0.904	0.136
6,000,000　～　6,499,000	1.107	1.309	0.275	0.869	1.093	0.166
6,500,000　～　6,999,000	1.204	1.390	0.294	0.981	1.192	0.196
7,000,000　～　7,499,000	1.238	1.418	0.282	1.087	1.287	0.204
7,500,000　～　7,999,000	1.311	1.476	0.282	1.150	1.330	0.189
8,000,000　～　8,499,000	1.347	1.499	0.276	1.246	1.418	0.197
8,500,000　～　8,999,000	1.307	1.476	0.264	1.321	1.491	0.196
9,000,000　～　9,499,000	1.292	1.466	0.249	1.367	1.527	0.202
9,500,000　～　9,999,000	1.344	1.491	0.257	1.431	1.585	0.221
10,000,000　～　10,499,000	1.413	1.548	0.279	1.458	1.600	0.159
10,500,000　～　10,999,000	1.294	1.454	0.246	1.516	1.656	0.219
11,000,000　～　11,499,000	1.340	1.487	0.282	1.561	1.676	0.227
11,500,000　～　11,999,000	1.177	1.373	0.247	1.508	1.655	0.218
12,000,000　～　12,499,000	1.281	1.427	0.305	1.566	1.696	0.217
12,500,000　～　12,999,000	1.364	1.516	0.289	1.596	1.742	0.174
13,000,000　～　13,499,000	1.237	1.402	0.260	1.611	1.723	0.321
13,500,000　～　13,999,000	1.284	1.442	0.324	1.613	1.720	0.453
14,000,000　～　14,499,000	1.356	1.500	0.327	1.553	1.653	0.158
14,500,000　～　14,999,000	1.200	1.373	0.268	1.517	1.620	0.283
15,000,000　～　15,499,000	1.300	1.454	0.331	1.646	1.759	0.395
15,500,000　～　15,999,000	1.239	1.410	0.286	1.573	1.705	0.326
16,000,000　～　16,499,000	1.374	1.504	0.388	1.637	1.770	0.130
16,500,000　～　16,999,000	1.290	1.442	0.311	1.500	1.595	0.410
17,000,000　～　17,499,000	1.392	1.538	0.344	1.788	1.909	0.071
17,500,000　～　17,999,000	1.370	1.510	0.319	1.579	1.698	0.500
18,000,000　～　18,499,000	1.426	1.554	0.390	1.772	1.959	0.176
18,500,000　～　18,999,000	1.390	1.519	0.379	1.776	1.879	0.545
19,000,000　～　19,499,000	1.511	1.635	0.453	1.618	1.814	0.389
19,500,000　～　19,999,000	1.432	1.550	0.359	1.704	1.782	0.571
20,000,000　～　20,499,000	1.479	1.596	0.342	1.598	1.663	0.857
20,500,000　～　20,999,000	1.369	1.489	0.357	1.542	1.662	0.429
21,000,000　～　21,499,000	1.396	1.518	0.294	1.438	1.605	－
21,500,000　～　21,999,000	1.385	1.494	0.365	1.460	1.568	0.667
22,000,000　～	1.416	1.511	0.357	1.513	1.593	0.828

(注1)組合健保は100分の1の抽出調査なので調査対象が少数となる箇所がある。
(注2)総報酬額は、標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額(令和4年10月1日から令和5年9月30日までの1年間に支払われたもの)を加えたものとしている。

７．年齢階級別平均標準報酬月額

まず、被保険者の平均標準報酬月額を年齢階級別に示したものが表９－１及び図４である。

男性の平均標準報酬月額は、75歳未満では山型をなしており、ピークは協会（一般）については50～54歳で403,389円、組合健保については55～59歳で554,365円である。これを20歳未満の平均標準報酬月額と比較すると、協会（一般）は約2.04倍、組合健保は約2.66倍である。また、協会（一般）、組合健保ともに50歳ごろまでの平均標準報酬月額は、年齢階級の上昇とともに増加するが、60歳を過ぎると概ね減少する傾向にある。

一方、女性の平均標準報酬月額は、男性と比べるとなだらかな分布である。

組合健保の協会（一般）に対する比率は、75歳未満では、男性が55～59歳、女性が40～44歳の階級で最も大きくなっており、それぞれ約1.38倍、約1.24倍である。また、年齢階級総数では、男性が約1.28倍、女性が約1.19倍である。

表９－１　年齢階級別平均標準報酬月額（令和５年10月１日現在）

年齢階級	①　協会（一般）			②　組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総　数	307,003	348,102	249,535	392,723	444,338	297,294	1.279	1.276	1.191
15～19歳	192,262	197,468	185,375	203,827	208,761	192,827	1.060	1.057	1.040
20～24	225,955	233,630	218,812	253,598	261,840	242,902	1.122	1.121	1.110
25～29	258,145	274,184	241,000	309,910	327,555	285,416	1.201	1.195	1.184
30～34	281,363	310,119	245,670	355,977	391,846	300,083	1.265	1.264	1.221
35～39	303,023	341,516	248,125	393,896	442,665	307,672	1.300	1.296	1.240
40～44	325,420	372,382	257,001	425,238	482,078	319,612	1.307	1.295	1.244
45～49	339,660	393,420	263,458	446,898	510,926	323,400	1.316	1.299	1.228
50～54	345,449	403,389	264,326	462,307	534,199	319,111	1.338	1.324	1.207
55～59	343,534	400,609	264,014	477,499	554,365	309,038	1.390	1.384	1.171
60～64	317,333	360,220	247,045	367,561	413,462	246,748	1.158	1.148	0.999
65～69	280,466	305,154	228,078	311,295	337,959	219,836	1.110	1.108	0.964
70～74	254,694	271,496	216,308	295,154	304,601	254,915	1.159	1.122	1.178
75歳以上	239,254	253,913	210,791	616,667	616,667	－	2.577	2.429	－
（再掲） 介護(2号)	335,533	387,575	260,183	441,991	505,976	310,590	1.317	1.305	1.194

図４　年齢階級別平均標準報酬月額（令和５年10月１日現在）

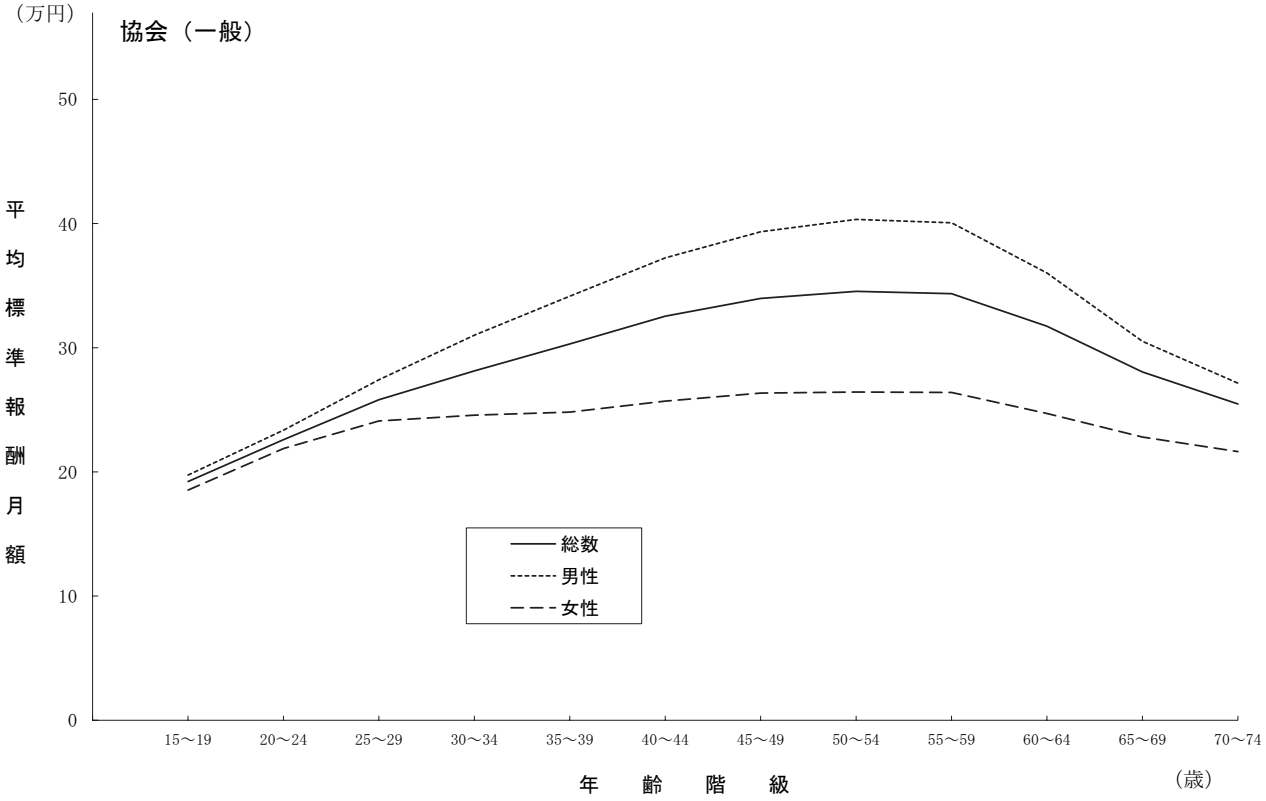

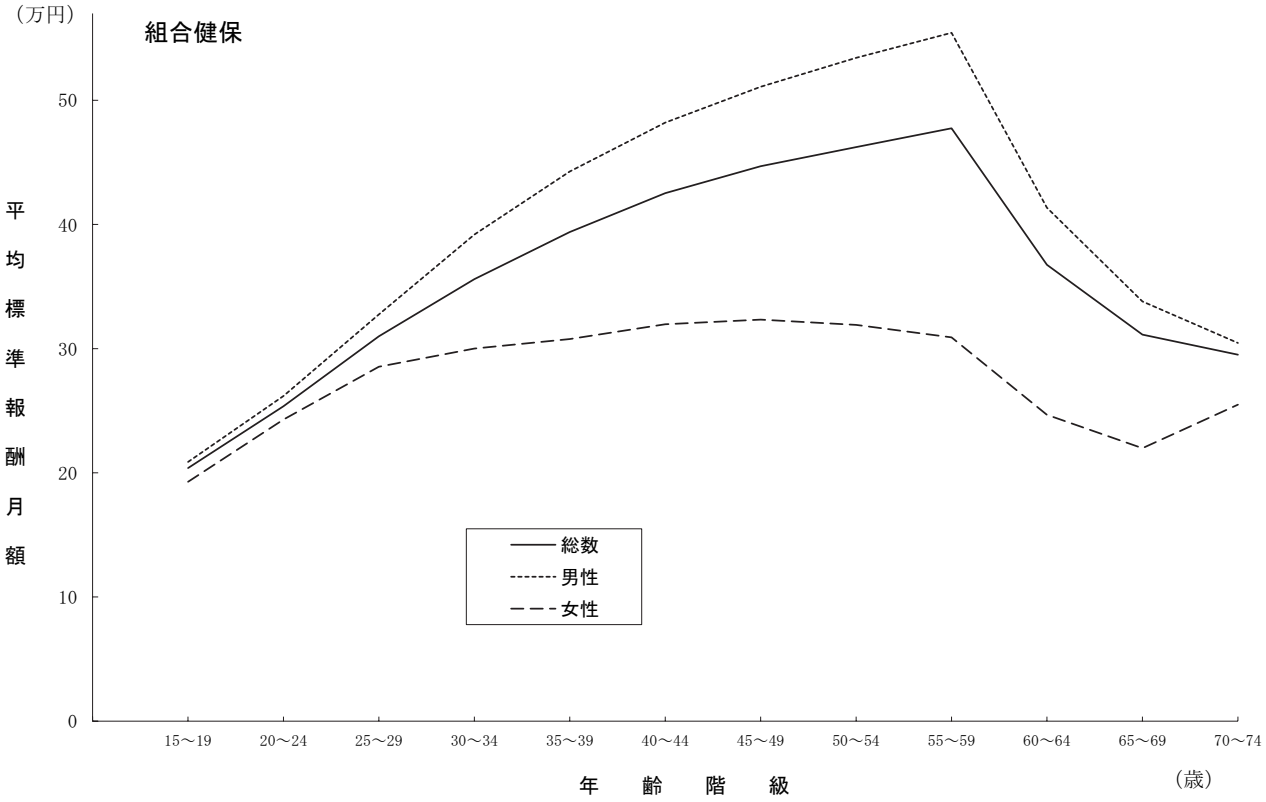

次に、令和５年の平均標準報酬月額の伸び率を示したものが表９－２である。

平均標準報酬月額の伸び率は、協会（一般）の総数で2.42％増、男性で2.14％増、女性で2.79％増、組合健保の総数で2.19％増、男性で2.30％増、女性で2.54％増である。この伸び率を報酬額変化分の要因と年齢構成の変化による分の要因に分解すると、報酬額変化分の影響が大きく寄与している。

なお、要因分解における報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を令和４年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均標準報酬月額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表９－２　平均標準報酬月額の伸び率の要因分解

（１）協会（一般）

	令和４年平均標準報酬月額（円）	令和５年平均標準報酬月額（円）	伸び率（％）	要因分解（％）	
				報酬額変化分	年齢構成の変化による分
総数	299,755	307,003	2.42	2.46	▲ 0.04
男性	340,825	348,102	2.14	2.06	0.07
女性	242,754	249,535	2.79	2.86	▲ 0.07

（注）総数の伸び率2.42％のうち男女比率の変化分による影響は0.06％である。

（２）組合健保

	令和４年平均標準報酬月額（円）	令和５年平均標準報酬月額（円）	伸び率（％）	要因分解（％）	
				報酬額変化分	年齢構成の変化による分
総数	384,315	392,723	2.19	2.18	0.01
男性	434,337	444,338	2.30	2.35	▲ 0.04
女性	289,939	297,294	2.54	2.60	▲ 0.06

（注）総数の伸び率2.19％のうち男女比率の変化分による影響は▲0.17％である。

８．年齢階級別平均標準賞与額

まず、令和４年10月１日から令和５年９月30日の１年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図５である。

男性の平均標準賞与額は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピーク時の平均標準賞与額は、協会（一般）が45～49歳の653,675円、組合健保が55～59歳の1,988,836円である。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると、協会（一般）が約4.86倍、組合健保が約7.81倍であり、いずれにおいても平均標準報酬月額の場合より比率が大きく、特に組合健保で大きい。

一方、女性の平均標準賞与額は、男性と比べるとなだらかな分布である。また、組合健保においては、年齢の上昇に伴い男性との差は大きくなる傾向にあり、その中でも40～50歳代では男性よりもかなり低い金額である。

組合健保の協会（一般）に対する比率は、年齢階級総数では男性が約2.80倍、女性が約1.98倍であり、いずれにおいても平均標準報酬月額の場合より比率が大きい。

表10　年齢階級別平均標準賞与額（令和５年10月１日現在）

年齢階級	①　協会（一般）			②　組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総　数	441,057	507,898	348,194	1,163,077	1,423,803	690,456	2.637	2.803	1.983
15～19　歳	120,358	134,437	101,726	235,457	254,788	192,357	1.956	1.895	1.891
20～24	257,147	271,923	243,389	468,119	533,092	383,796	1.820	1.960	1.577
25～29	371,299	406,260	333,913	787,833	884,143	653,919	2.122	2.176	1.958
30～34	434,725	505,125	347,385	977,119	1,162,641	688,482	2.248	2.302	1.982
35～39	489,671	575,356	367,592	1,179,110	1,422,476	749,492	2.408	2.472	2.039
40～44	534,779	625,738	402,375	1,343,521	1,623,105	823,190	2.512	2.594	2.046
45～49	555,547	653,675	416,556	1,450,539	1,760,039	853,673	2.611	2.693	2.049
50～54	535,925	634,071	398,601	1,555,140	1,922,169	824,301	2.902	3.031	2.068
55～59	502,584	579,464	395,627	1,593,837	1,988,836	730,459	3.171	3.432	1.846
60～64	352,621	392,090	288,341	841,348	1,037,400	338,487	2.386	2.646	1.174
65～69	227,303	247,972	185,180	422,451	513,191	183,423	1.859	2.070	0.991
70～74	152,681	163,387	129,326	260,219	273,806	228,277	1.704	1.676	1.765
75歳以上	91,999	98,856	78,912	－	－	－	－	－	－
（再掲）									
介護（2号）	506,208	588,404	387,428	1,407,031	1,722,240	762,737	2.780	2.927	1.969

（注）平均標準賞与額は、令和5年10月1日現在の被保険者について、令和4年10月1日から令和5年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

図５　年齢階級別平均標準賞与額（令和５年 10 月１日現在）

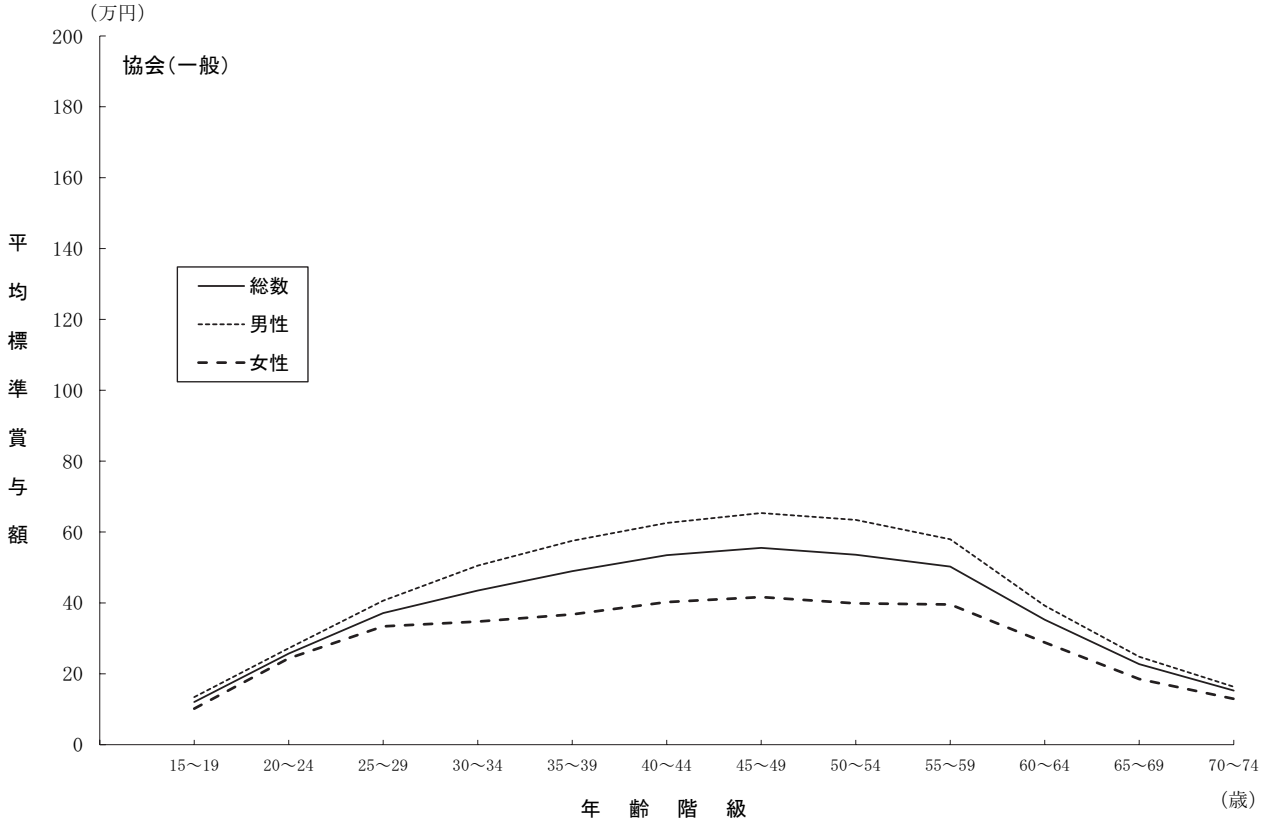

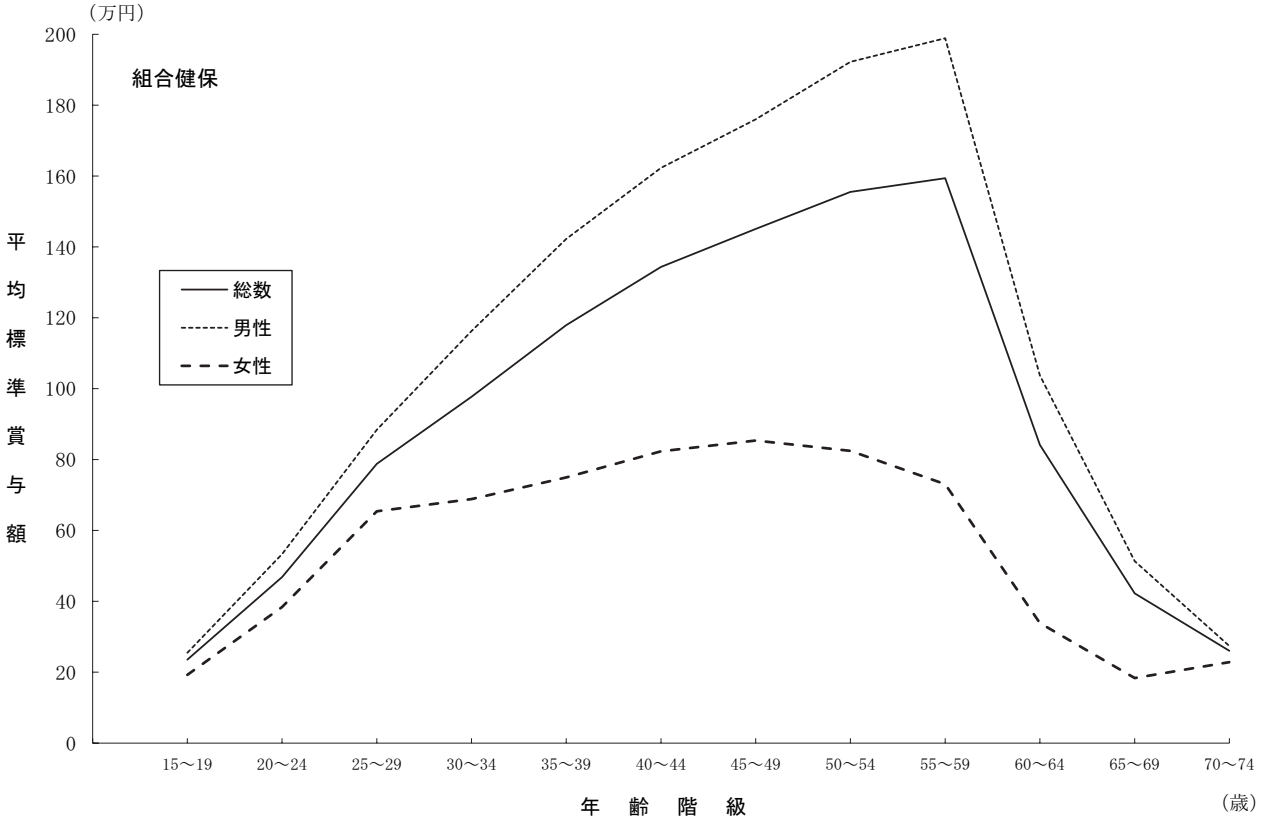

次に、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図６である。

年齢階級総数における平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、協会（一般）は約1.44ヶ月分、組合健保は約2.96ヶ月分である。

この比率を年齢階級別にみると、協会（一般）、組合健保ともに山型をなしており、ピークは協会（一般）が40～44歳の約1.64ヶ月分、組合健保が50～54歳の約3.36ヶ月分である。その後は年齢の上昇とともに減少傾向にある。

また、この比率を男女別でみると、協会（一般）の男性は35～39歳が、女性は45～49歳がピークであり、それぞれ約1.68ヶ月分、約1.58ヶ月分である。組合健保は男性が50～54歳の約3.60ヶ月分、女性が45～49歳の約2.64ヶ月分がピークである。

なお、図６をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、協会（一般）においては男性と女性の間に大きな差は見られないが、組合健保においては男性の方が女性よりも高い。

表11　年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和５年10月１日現在）

（１）協会（一般）

年齢階級	①　平均標準報酬月額			②　平均標準賞与額			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総　数	307,003	348,102	249,535	441,057	507,898	348,194	1.437	1.459	1.395
15～19歳	192,262	197,468	185,375	120,358	134,437	101,726	0.626	0.681	0.549
20～24	225,955	233,630	218,812	257,147	271,923	243,389	1.138	1.164	1.112
25～29	258,145	274,184	241,000	371,299	406,260	333,913	1.438	1.482	1.386
30～34	281,363	310,119	245,670	434,725	505,125	347,385	1.545	1.629	1.414
35～39	303,023	341,516	248,125	489,671	575,356	367,592	1.616	1.685	1.481
40～44	325,420	372,382	257,001	534,779	625,738	402,375	1.643	1.680	1.566
45～49	339,660	393,420	263,458	555,547	653,675	416,556	1.636	1.662	1.581
50～54	345,449	403,389	264,326	535,925	634,071	398,601	1.551	1.572	1.508
55～59	343,534	400,609	264,014	502,584	579,464	395,627	1.463	1.446	1.499
60～64	317,333	360,220	247,045	352,621	392,090	288,341	1.111	1.088	1.167
65～69	280,466	305,154	228,078	227,303	247,972	185,180	0.810	0.813	0.812
70～74	254,694	271,496	216,308	152,681	163,387	129,326	0.599	0.602	0.598
75歳以上	239,254	253,913	210,791	91,999	98,856	78,912	0.385	0.389	0.374
（再掲） 介護（2号）	335,533	387,575	260,183	506,208	588,404	387,428	1.509	1.518	1.489

（２）組合健保

年齢階級	①　平均標準報酬月額			②　平均標準賞与額			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総　数	392,723	444,338	297,294	1,163,077	1,423,803	690,456	2.962	3.204	2.322
15～19歳	203,827	208,761	192,827	235,457	254,788	192,357	1.155	1.220	0.998
20～24	253,598	261,840	242,902	468,119	533,092	383,796	1.846	2.036	1.580
25～29	309,910	327,555	285,416	787,833	884,143	653,919	2.542	2.699	2.291
30～34	355,977	391,846	300,083	977,119	1,162,641	688,482	2.745	2.967	2.294
35～39	393,896	442,665	307,672	1,179,110	1,422,476	749,492	2.993	3.213	2.436
40～44	425,238	482,078	319,612	1,343,521	1,623,105	823,190	3.159	3.367	2.576
45～49	446,898	510,926	323,400	1,450,539	1,760,039	853,673	3.246	3.445	2.640
50～54	462,307	534,199	319,111	1,555,140	1,922,169	824,301	3.364	3.598	2.583
55～59	477,499	554,365	309,038	1,593,837	1,988,836	730,459	3.338	3.588	2.364
60～64	367,561	413,462	246,748	841,348	1,037,400	338,487	2.289	2.509	1.372
65～69	311,295	337,959	219,836	422,451	513,191	183,423	1.357	1.519	0.834
70～74	295,154	304,601	254,915	260,219	273,806	228,277	0.882	0.899	0.896
75歳以上	616,667	616,667	－	－	－	－	－	－	－
（再掲） 介護（2号）	441,991	505,976	310,590	1,407,031	1,722,240	762,737	3.183	3.404	2.456

（注）平均標準賞与額は、令和5年10月1日現在の被保険者について、令和4年10月1日から令和5年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

図６　年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和５年10月１日現在）

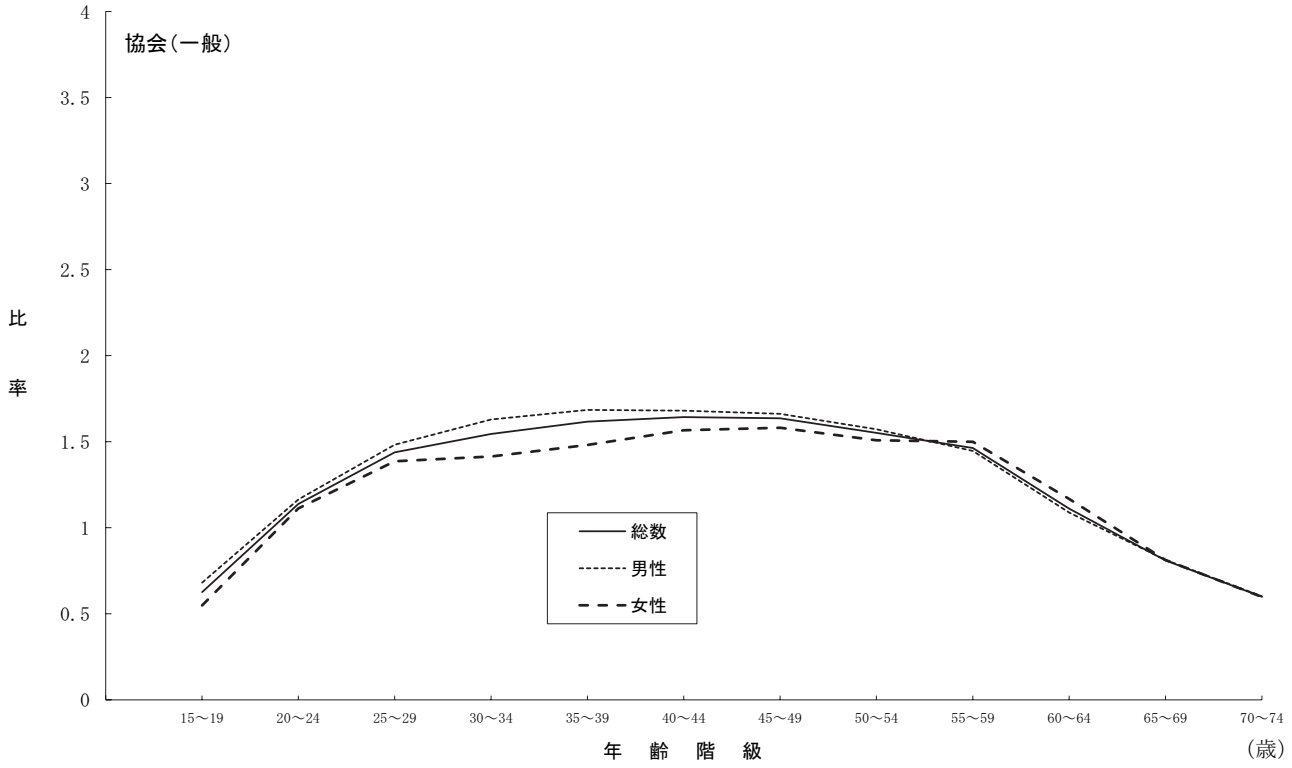

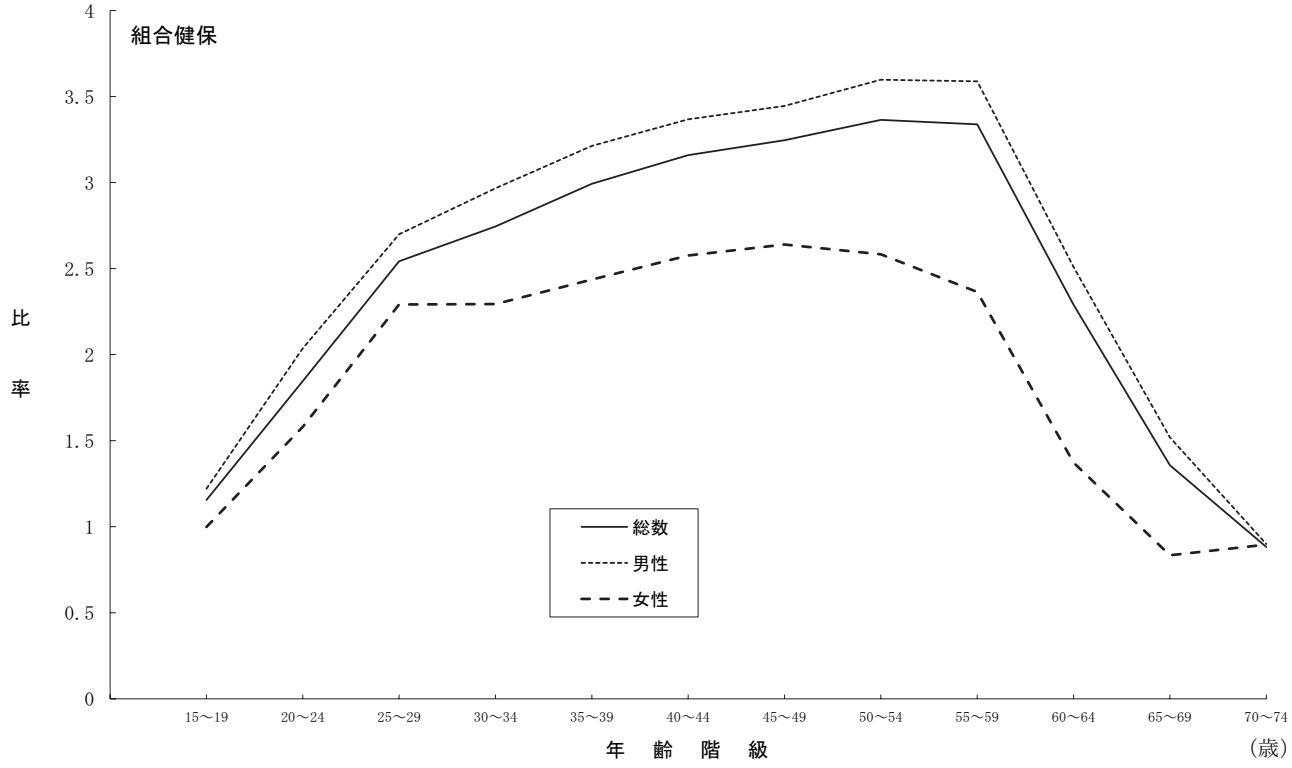

９．年齢階級別平均総報酬額

まず、被保険者の平均総報酬額（標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額（令和４年10月１日から令和５年９月30日までの１年間に支払われたもの）を加えたもの。以下同じ。）を年齢階級別に示したものが表12－１及び図７である。

男性の平均総報酬額は協会（一般）、組合健保ともに標準報酬月額と同様の山型をなしており、ピークは協会（一般）が50～54歳で5,472,339円、組合健保が55～59歳で8,623,931円である。女性についても概ね男性とほぼ同様の傾向にあり、協会（一般）、組合健保ともには45～49歳がピークだが、男性と比べるとなだらかであり、年齢階級による格差があまりみられない。

組合健保の協会（一般）に対する比率は、75歳未満では、男性が55～59歳の約1.60倍、女性が40～44歳の約1.34倍で最も大きくなっており、年齢階級総数では男性が約1.44倍、女性が約1.27倍となっている。

表12－１　年齢階級別平均総報酬額（令和５年10月１日現在）

年齢階級	①　協会（一般）			②　組合健保			比率（②／①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総　数	4,121,385	4,679,492	3,340,987	5,851,122	6,716,019	4,252,051	1.420	1.435	1.273
15～19	2,427,464	2,504,015	2,326,177	2,681,383	2,759,916	2,506,279	1.105	1.102	1.077
20～24	2,968,265	3,075,150	2,868,774	3,510,341	3,674,079	3,297,839	1.183	1.195	1.150
25～29	3,468,130	3,695,571	3,225,017	4,504,505	4,812,912	4,076,410	1.299	1.302	1.264
30～34	3,809,656	4,224,784	3,294,380	5,246,220	5,860,948	4,288,296	1.377	1.387	1.302
35～39	4,124,163	4,671,205	3,343,973	5,902,771	6,729,964	4,440,313	1.431	1.441	1.328
40～44	4,437,891	5,091,844	3,485,136	6,442,166	7,403,797	4,655,154	1.452	1.454	1.336
45～49	4,629,598	5,372,311	3,576,823	6,808,805	7,885,561	4,731,920	1.471	1.468	1.323
50～54	4,679,433	5,472,339	3,569,276	7,096,145	8,324,129	4,650,255	1.516	1.521	1.303
55～59	4,622,746	5,383,841	3,562,355	7,311,283	8,623,931	4,434,490	1.582	1.602	1.245
60～64	4,155,719	4,708,351	3,250,000	5,210,085	5,940,134	3,288,613	1.254	1.262	1.012
65～69	3,581,969	3,894,824	2,918,096	4,038,200	4,399,705	2,798,218	1.127	1.130	0.959
70～74	3,201,561	3,411,166	2,722,697	3,672,314	3,774,142	3,238,620	1.147	1.106	1.189
75歳以上	2,960,954	3,143,001	2,607,486	7,400,000	7,400,000	－	2.499	2.354	－
（再掲） 介護（2号）	4,529,936	5,235,756	3,508,023	6,696,394	7,773,556	4,484,315	1.478	1.485	1.278

（注）総報酬額は、標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額（令和４年10月１日から令和５年９月30日までの１年間に支払われたもの）を加えたものとしている。

図７　年齢階級別平均総報酬額（令和５年10月１日現在）

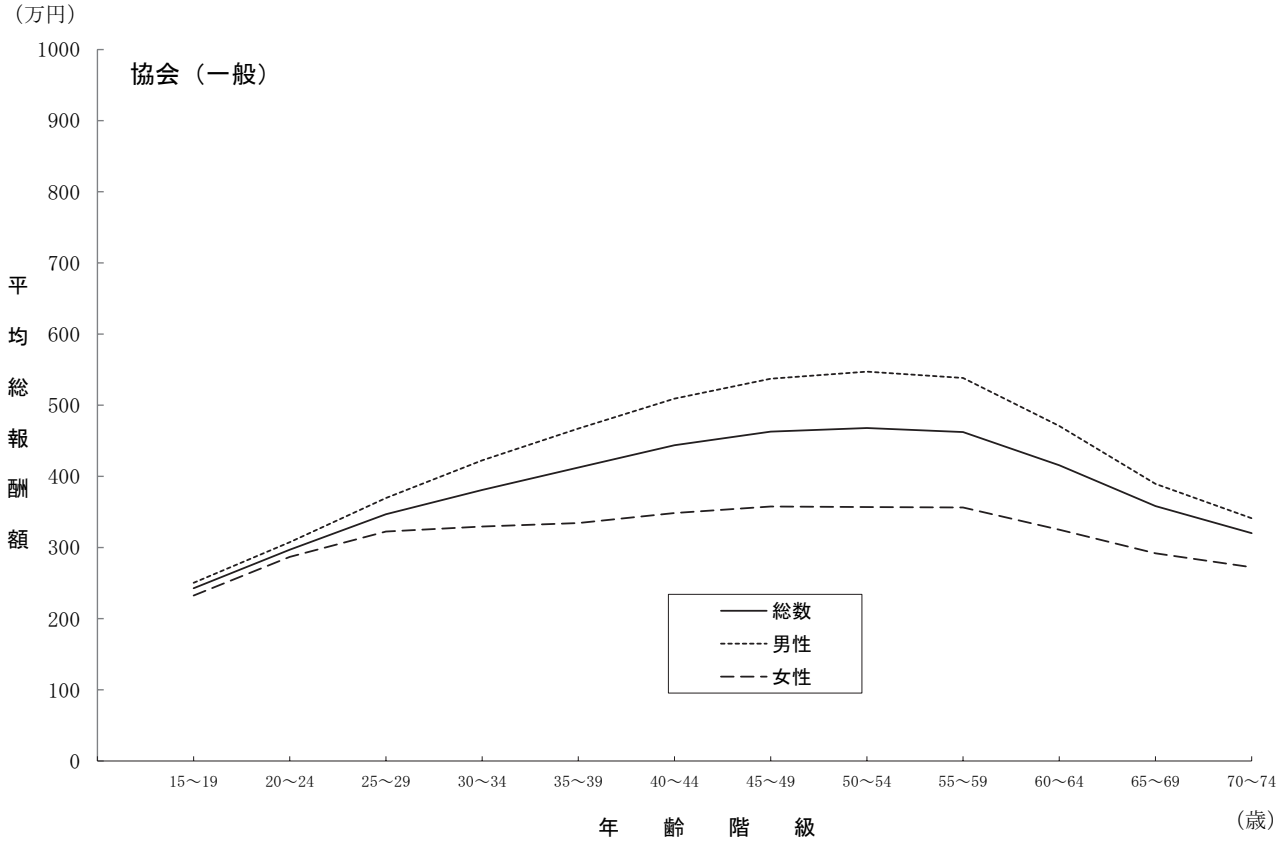

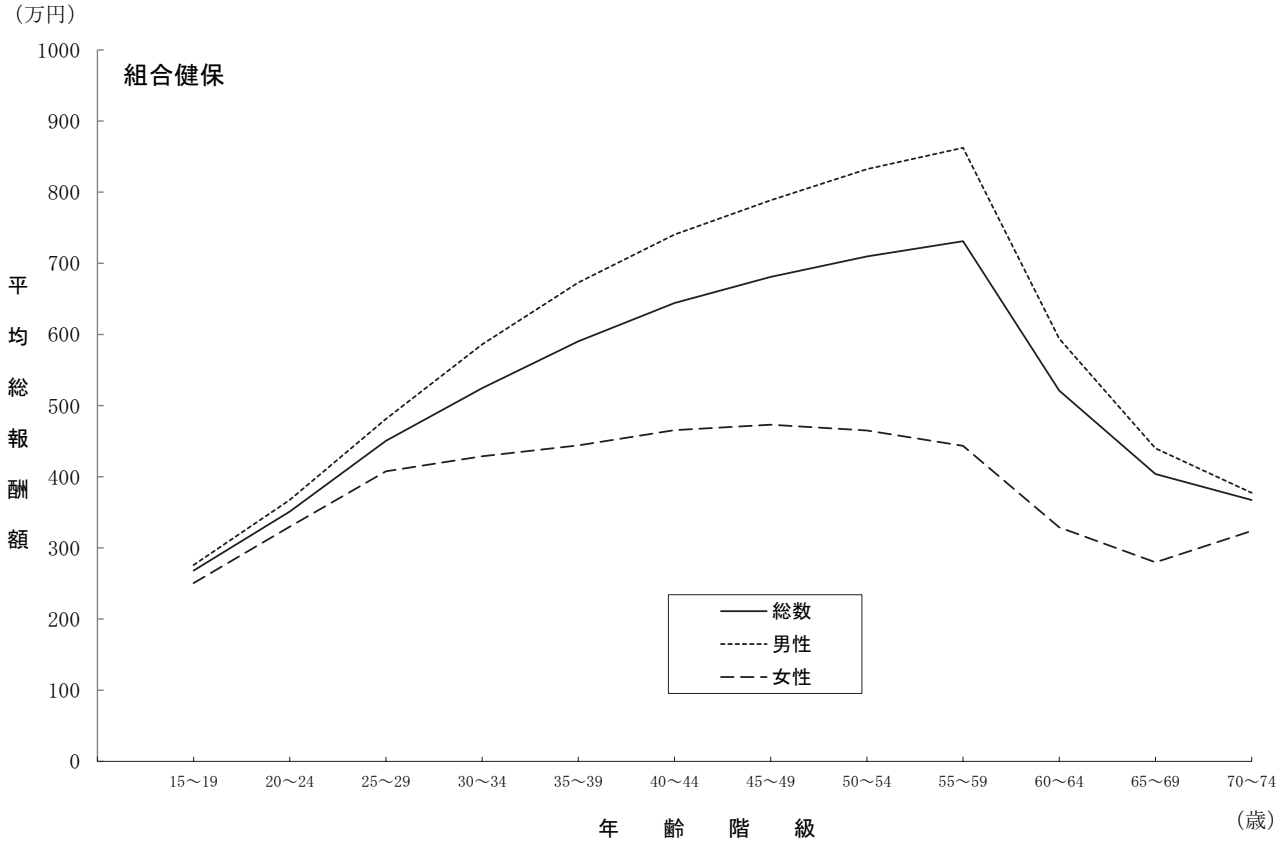

次に、令和５年の平均総報酬額の伸び率を示したものが表12－２である。

平均総報酬額の伸び率は、協会（一般）の総数で2.52％増、男性で2.37％増、女性で2.64％増、組合健保の総数で2.19％増、男性で2.29％増、女性で2.67％増となっている。この伸び率を報酬額変化分の要因と年齢構成の変化による分の要因に分解すると、報酬額変化分の影響が大きく寄与している。

なお、要因分解における報酬額変化分とは、年齢階級別の被保険者数を令和４年の調査客体数で固定し、年齢階級別の平均総報酬額のみを変動させてその伸び率を算出したものである。

表12－２　平均総報酬額の伸び率の要因分解

（１）協会（一般）

	令和４年 平均総報酬額 （円）	令和５年 平均総報酬額 （円）	伸び率 （％）	要因分解（％）	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	4,020,082	4,121,385	2.52	2.57	▲ 0.05
男性	4,571,317	4,679,492	2.37	2.29	0.08
女性	3,255,010	3,340,987	2.64	2.73	▲ 0.09

（注）総数の伸び率2.64％のうち男女比率の変化分による影響は0.06％である。

（２）組合健保

	令和４年 平均総報酬額 （円）	令和５年 平均総報酬額 （円）	伸び率 （％）	要因分解（％）	
				報酬額 変化分	年齢構成の 変化による分
総数	5,725,996	5,851,122	2.19	2.20	▲ 0.01
男性	6,565,920	6,716,019	2.29	2.37	▲ 0.08
女性	4,141,305	4,252,051	2.67	2.76	▲ 0.09

（注）総数の伸び率2.45％のうち男女比率の変化分による影響は▲0.20％である。

１０．年齢階級別標準賞与額０円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が０円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると、協会（一般）は0.382、組合健保は0.163となっており、協会（一般）の方が組合健保よりも割合が高い。

次に男女別、年齢階級別にみると、男性については、協会（一般）、組合健保ともに年齢の上昇に伴っていったん減少したのち、再び上昇する傾向にある。また、最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が35～39歳で0.324、組合健保が50～54歳で0.088である。逆に最も割合の高い年齢階級は、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに70～74歳で、それぞれ0.655、0.466である。

女性についても、概ね男性と同じような傾向にある。最も割合の低い年齢階級は、協会（一般）が45～49歳で0.350、組合健保が40～44歳で0.205である。逆に最も割合の高い年齢階級は、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに70～74歳で、それぞれ0.616、0.465となっている。

表13　年齢階級別標準賞与額０円の被保険者の割合（令和５年10月１日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
総　数	0.382	0.384	0.378	0.163	0.125	0.231
15～19歳	0.442	0.419	0.473	0.206	0.154	0.322
20～24	0.396	0.395	0.396	0.214	0.172	0.268
25～29	0.362	0.357	0.366	0.177	0.141	0.228
30～34	0.348	0.335	0.364	0.167	0.124	0.234
35～39	0.339	0.324	0.361	0.147	0.103	0.224
40～44	0.339	0.331	0.351	0.136	0.099	0.205
45～49	0.342	0.336	0.350	0.130	0.090	0.209
50～54	0.362	0.360	0.364	0.130	0.088	0.212
55～59	0.376	0.387	0.361	0.137	0.103	0.213
60～64	0.425	0.444	0.395	0.224	0.200	0.287
65～69	0.526	0.543	0.492	0.366	0.354	0.396
70～74	0.643	0.655	0.616	0.466	0.466	0.465
75歳以上	0.810	0.820	0.792	1.000	1.000	－

（注１）標準賞与額（令和４年10月１日から令和５年９月30日の１年間に支払われたもの）０円の被保険者数を被保険者総数で除して算出している。

（注２）任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

１１．年齢階級別、被保険者期間別構成等

まず、被保険者期間（資格取得後令和５年10月１日までの期間）が１年未満か、１年以上かについて、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間１年未満の割合は、年齢階級総数で協会（一般）が17.5％、組合健保が13.3％である。また、学卒者の新規加入の影響により、15～19歳で１年未満の被保険者の割合が高くなっており、その後は年齢の上昇に伴って減少する傾向にある。なお、定年後の再就職による加入の影響により、60代の１年未満の被保険者の割合は、前後の年齢階級の割合と比べて高くなっている。

表14　年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（令和５年10月１日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	総数	１年未満	１年以上	総数	１年未満	１年以上
総　数	100.0	17.5	82.5	100.0	13.3	86.7
15～19歳	100.0	75.5	24.5	100.0	73.6	26.4
20～24	100.0	42.6	57.4	100.0	39.7	60.3
25～29	100.0	26.4	73.6	100.0	18.5	81.5
30～34	100.0	19.9	80.1	100.0	13.3	86.7
35～39	100.0	16.4	83.6	100.0	10.1	89.9
40～44	100.0	14.4	85.6	100.0	9.0	91.0
45～49	100.0	13.1	86.9	100.0	8.0	92.0
50～54	100.0	12.3	87.7	100.0	7.4	92.6
55～59	100.0	11.5	88.5	100.0	6.9	93.1
60～64	100.0	14.6	85.4	100.0	18.9	81.1
65～69	100.0	15.1	84.9	100.0	12.5	87.5
70～74	100.0	13.6	86.4	100.0	8.0	92.0
75歳以上	100.0	8.3	91.7	100.0	－	100.0

次に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準報酬月額を比較したものが表15である。

平均標準報酬月額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数では協会（一般）よりも組合健保の方がやや大きい。年齢階級別にみると、75歳未満では、協会（一般）は20～24歳、組合健保は30～34歳で最も小さく、協会（一般）、組合健保ともに70～74歳で最も大きい。

表15　年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（令和５年10月１日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	１年未満 ①	１年以上 ②	比率 ②／①	１年未満 ③	１年以上 ④	比率 ④／③
	円	円		円	円	
総　数	245,169	320,082	1.306	305,555	406,110	1.329
15～19歳	186,997	208,496	1.115	195,254	227,768	1.167
20～24	215,186	233,949	1.087	237,118	264,468	1.115
25～29	239,800	264,717	1.104	281,206	316,410	1.125
30～34	254,528	288,017	1.132	330,871	359,840	1.088
35～39	260,416	311,361	1.196	343,818	399,496	1.162
40～44	264,184	335,710	1.271	354,491	432,276	1.219
45～49	264,109	351,002	1.329	357,502	454,663	1.272
50～54	262,604	357,055	1.360	369,681	469,683	1.271
55～59	260,738	354,309	1.359	371,155	485,368	1.308
60～64	254,726	328,069	1.288	316,326	379,471	1.200
65～69	216,944	291,729	1.345	251,614	319,806	1.271
70～74	193,061	264,426	1.370	212,345	302,365	1.424
75歳以上	179,746	244,647	1.361	－	616,667	－

最後に、被保険者期間別に年齢階級別平均標準賞与額を比較したものが表16である。

平均標準賞与額の被保険者期間による比率は、年齢階級総数では組合健保よりも協会（一般）の方が大きい。年齢階級別にみると、75歳未満では、協会（一般）、組合健保ともに60～64歳で最も小さく、協会（一般）、組合健保ともに20～24歳で最も大きい。

表16　年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（令和５年10月１日現在）

年齢階級	協会（一般）			組合健保		
	１年未満 ①	１年以上 ②	比率 ②／①	１年未満 ③	１年以上 ④	比率 ④／③
	円	円		円	円	
総　数	58,267	519,820	8.921	258,785	1,304,408	5.041
15～19歳	35,320	382,448	10.828	78,779	672,988	8.543
20～24	38,042	419,378	11.024	80,412	724,511	9.010
25～29	47,950	486,326	10.142	128,157	937,710	7.317
30～34	55,649	527,671	9.482	210,978	1,095,143	5.191
35～39	62,482	572,013	9.155	260,302	1,281,784	4.924
40～44	65,870	612,169	9.294	306,135	1,446,810	4.726
45～49	67,949	627,377	9.233	326,179	1,548,151	4.746
50～54	66,464	600,318	9.032	417,964	1,645,708	3.937
55～59	62,223	558,269	8.972	396,481	1,682,576	4.244
60～64	105,518	392,363	3.718	680,231	880,463	1.294
65～69	46,921	254,375	5.421	202,116	463,559	2.294
70～74	33,474	168,251	5.026	61,271	295,999	4.831
75歳以上	23,882	97,648	4.089	－	－	－

（注）平均標準賞与額は、令和５年10月１日現在の被保険者について、令和４年10月１日から令和５年９月30日の１年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特退職被保険者を除いて算出している。

１２．業態別被保険者構成割合、扶養率等

業態別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

業態別にみた被保険者の構成割合について、高い順にみると、協会（一般）は医療・福祉の18.0％、製造業の16.1％、卸売業・小売業の13.7％、組合健保は製造業の31.1％、卸売業・小売業の16.9％、情報通信業の11.6％である。

扶養率の高い業態は、協会（一般）は電気・ガス・熱供給・水道業で0.827、組合健保は鉱業、採石業、砂利採取業で1.103である。逆に低い業態は、協会（一般）、組合健保ともに、医療・福祉で、それぞれ0.409、0.420である。

平均標準報酬月額の最も高い業態は、協会（一般）は情報通信業で367,186円、組合健保は公務で531,667円である。逆に最も低い業態は、協会（一般）は複合サービス業で272,584円、組合健保は宿泊業、飲食サービス業で288,576円である。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約1.35倍、組合健保が約1.84倍である。

また、平均標準賞与額の最も高い業態は、協会（一般）、組合健保ともに公務で、それぞれ904,277円、2,018,625円である。逆に最も低い業態は、協会（一般）、組合健保ともに宿泊業、飲食サービス業で、それぞれ178,305円、364,910円である。また、最高額と最低額との比率は、協会（一般）が約5.07倍、組合健保が約5.53倍である。

表17　業態別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（令和５年10月１日現在）

業態別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総数	100.0	0.571	307,003	441,057	100.0	0.680	392,723	1,163,077
農林水産業	1.0	0.644	286,323	386,924	0.3	0.687	353,451	1,193,091
鉱業、採石業、砂利採取業	0.1	0.771	341,288	600,683	0.0	1.103	414,517	1,741,569
建設業	10.6	0.811	356,586	472,379	3.3	0.872	437,124	1,648,260
製造業	16.1	0.635	308,076	579,138	31.1	0.848	415,213	1,515,828
食料品	3.3	0.478	267,075	409,366	2.1	0.663	364,676	1,100,186
繊維工業・繊維製品	0.7	0.438	256,904	323,378	0.5	0.442	315,607	687,589
木材・木製品	0.6	0.700	298,812	470,030	0.2	0.753	338,678	972,180
化学工業	1.6	0.681	321,985	715,671	6.2	0.836	431,807	1,553,127
金属工業	2.1	0.747	338,245	661,875	2.3	0.919	397,161	1,441,637
機械器具	5.3	0.690	323,405	679,984	16.8	0.890	426,111	1,638,004
その他	2.5	0.651	313,037	531,751	3.2	0.790	390,449	1,277,718
電気・ガス・熱供給・水道業	0.4	0.827	347,560	800,081	1.1	1.100	528,778	1,501,983
情報通信業	2.5	0.546	367,186	438,332	11.6	0.569	433,089	1,017,833
運輸業、郵便業	6.8	0.684	317,423	309,583	6.9	0.762	373,647	918,893
卸売業、小売業	13.7	0.607	306,707	459,934	16.9	0.542	330,073	816,555
金融業、保険業	0.6	0.741	367,120	604,863	7.1	0.627	431,360	1,356,008
不動産業、物品賃貸業	2.8	0.641	325,589	374,199	2.0	0.703	418,181	1,332,813
学術研究、専門・技術サービス業	4.7	0.597	350,939	497,869	2.1	0.634	476,791	1,208,619
宿泊業、飲食サービス業	3.7	0.483	273,992	178,305	1.2	0.422	288,576	364,910
生活関連サービス業、娯楽業	3.1	0.479	282,689	227,873	1.0	0.435	329,382	641,603
教育、学習支援業	1.3	0.416	286,317	447,980	0.3	0.627	425,922	1,331,243
医療、福祉	18.0	0.409	289,800	521,188	4.6	0.420	369,144	813,994
複合サービス業	0.7	0.605	272,584	682,306	0.7	0.506	316,136	832,215
サービス業	12.9	0.429	273,429	267,537	7.6	0.542	359,295	858,546
公務	0.1	0.568	304,346	904,277	0.0	0.667	531,667	2,018,625
任意継続分	0.8	0.760	231,948	－	1.2	0.679	314,225	－
特例退職分	・	・	・	・	0.9	0.742	296,003	－

（注）平均標準賞与額は、令和５年10月１日現在の被保険者について、令和４年10月１日から令和５年９月30日の１年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

１３．規模別被保険者構成割合、扶養率等

事業所の従業員数（規模）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表18である。

被保険者の構成割合は、協会（一般）では規模100～299人の16.1％で最も高く、規模100人未満の割合は約59％である。一方、組合健保では規模1,000人以上の54.8％で最も高く、規模100人未満の割合は約10％と、協会（一般）とは逆の傾向にある。

扶養率は、協会（一般）では規模５人未満で最も高く、規模が大きくなるにつれて減少する傾向にある。一方、組合健保では規模1,000人以上で最も高くなっているものの、規模の違いによる明確な傾向はみられない。

平均標準報酬月額は、協会（一般）では、規模５～９人でピークを迎えたのち規模が大きくなるにつれて減少する傾向にあるが、組合健保では、規模10～19人でピークを迎えたのち下降、規模500人以上から再び上昇している。

また、平均標準賞与額は、協会（一般）、組合健保ともに規模が大きくなるにつれて概ね高くなる傾向にあり、協会（一般）は規模500～999人の597,029円、組合健保は規模1,000人以上の1,312,731円で最も高い。

表18　事業所の規模別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（令和５年10月１日現在）

規　模　別	協会（一般）				組合健保			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
	%		円	円	%		円	円
総　数	100.0	0.571	307,003	441,057	100.0	0.680	392,723	1,163,077
1～ 4人	10.8	0.745	308,612	160,037	0.2	0.602	399,161	448,571
5～ 9	9.6	0.637	334,246	321,340	0.5	0.508	410,347	567,726
10～19	11.3	0.612	332,317	405,695	1.1	0.640	419,269	663,881
20～29	7.2	0.585	321,868	462,538	1.1	0.607	398,046	699,514
30～49	8.9	0.580	316,014	494,012	2.2	0.616	390,471	769,418
50～99	11.5	0.567	307,378	527,743	4.8	0.621	385,518	844,129
100～299	16.1	0.536	296,829	556,566	13.1	0.638	373,839	954,633
300～499	6.1	0.519	295,301	573,636	8.1	0.641	372,394	1,033,839
500～999	6.2	0.516	298,744	597,029	12.0	0.653	383,830	1,119,288
1,000人以上	11.4	0.393	271,413	382,994	54.8	0.713	405,422	1,312,731
任意継続分	0.8	0.760	231,948	－	1.2	0.679	314,225	－
特例退職分	・	・	・	・	0.9	0.742	296,003	－

（注）平均標準賞与額は、令和５年10月１日現在の被保険者について、令和４年10月１日から令和５年9月30日の１年間に支払われた標準賞与額の平均を任意継続被保険者及び特例退職被保険者を除いて算出している。

１４．被保険者数の推移について

１）被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下「被保険者割合」という。）の推移を、男女計について年齢階級別に示したものが図８－１、８－２である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成25年から平成30年にかけては全ての年齢階級で増加しており、平成30年から令和５年にかけては20代以降の全ての年齢階級で増加している。

また、協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は、平成25年から平成30年にかけては全ての年齢階級で増加しており、平成30年から令和５年にかけては20代以降の全ての年齢階級で増加している。一方、組合健保は、平成25年から平成30年にかけては、全ての年齢階級で増加しており、平成30年から令和５年にかけては、30代及び50代以降の年齢階級で増加している。

図８－１　年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月１日現在）

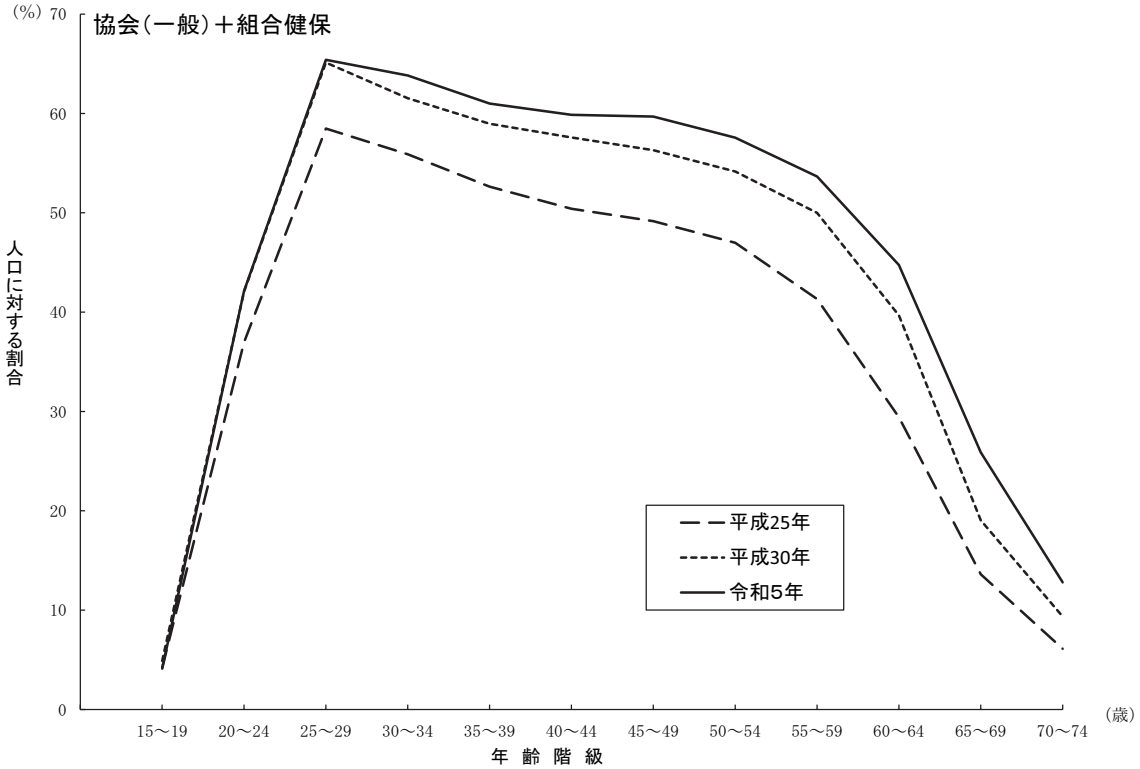

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図８－２　年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月１日現在）

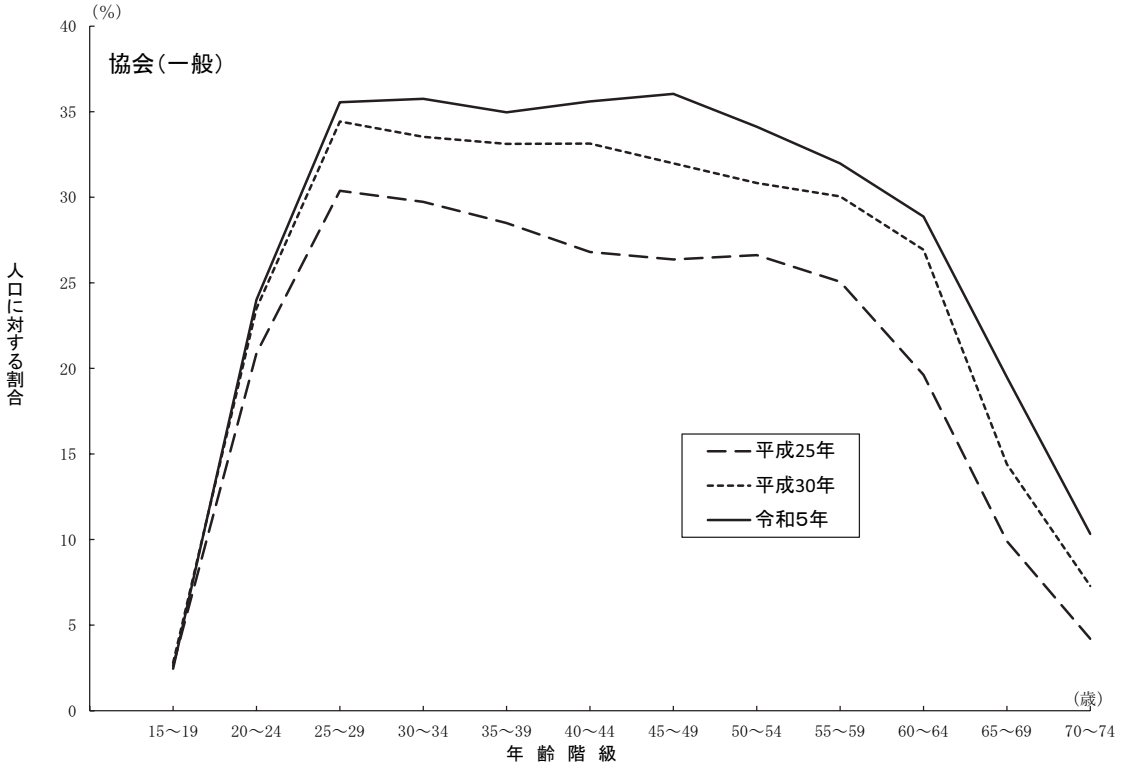

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

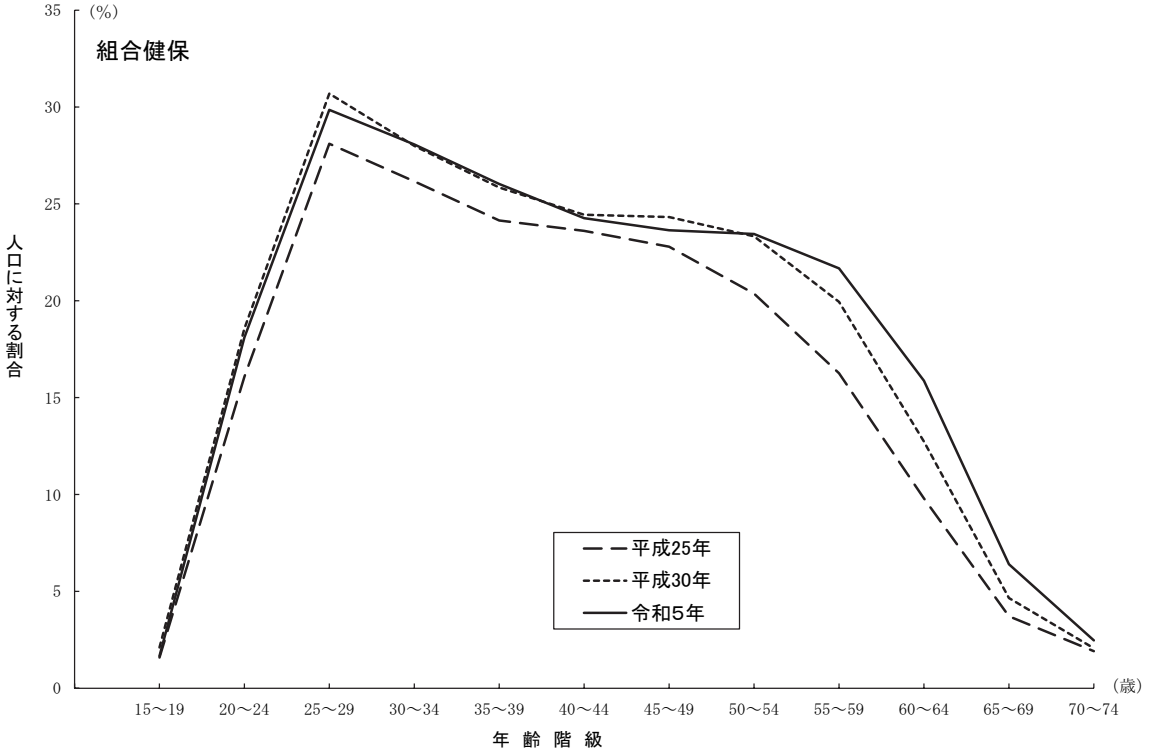

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図９－１、９－２である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成25年から平成30年にかけては全ての年齢階級で増加しており、平成25年から令和５年にかけては、20代前半及び40代以降の全ての年齢階級で増加している。

また、協会（一般）と組合健保のそれぞれについてみると、協会（一般）は、平成25年から平成30年にかけては全ての年齢階級で増加し、平成30年から令和５年にかけては、20代前半及び40代以降の全ての年齢階級で増加している。組合健保は、平成25年から平成30年にかけては、40代以外の年齢階級で増加しており、平成30年から令和５年にかけては、20代前半及び50代後半以降の全ての年齢階級で増加している。

図９－１　年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
（各年10月１日現在）

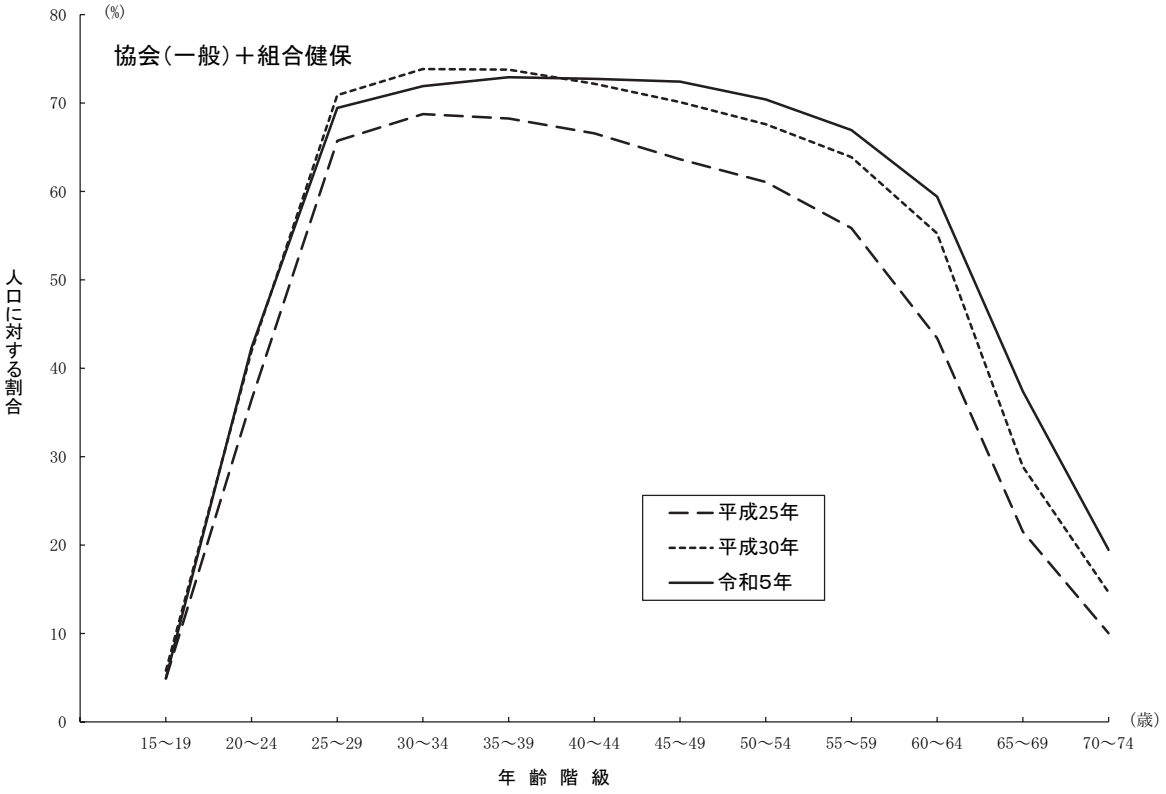

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図９－２　年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
（各年10月１日現在）

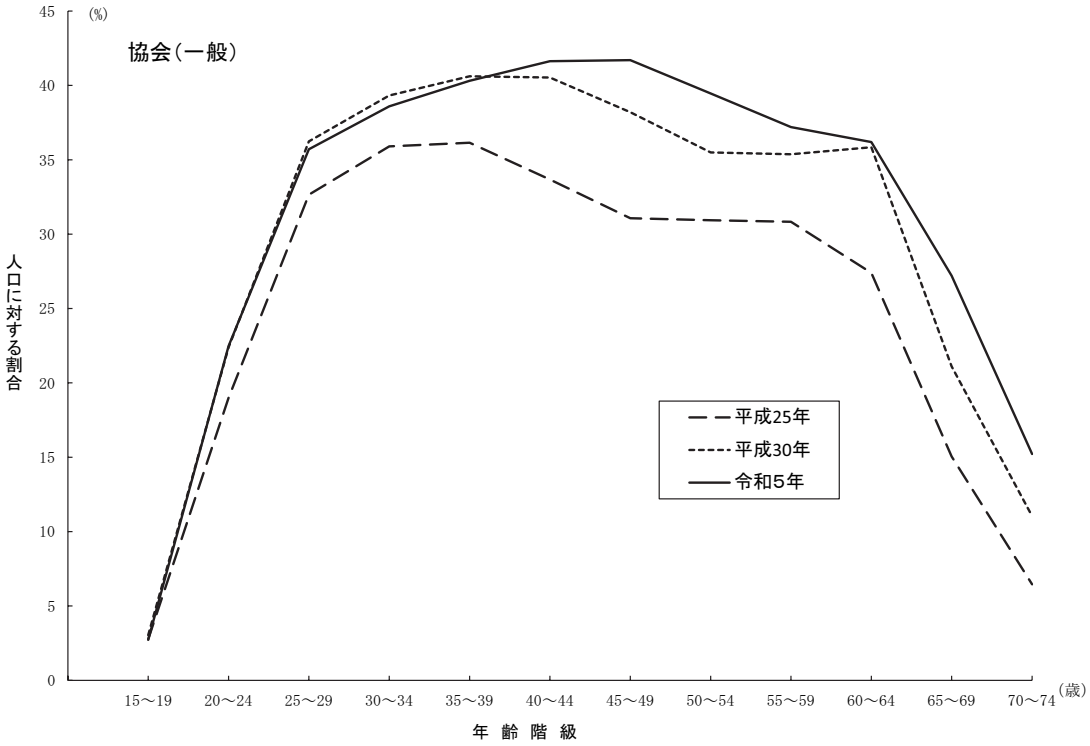

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

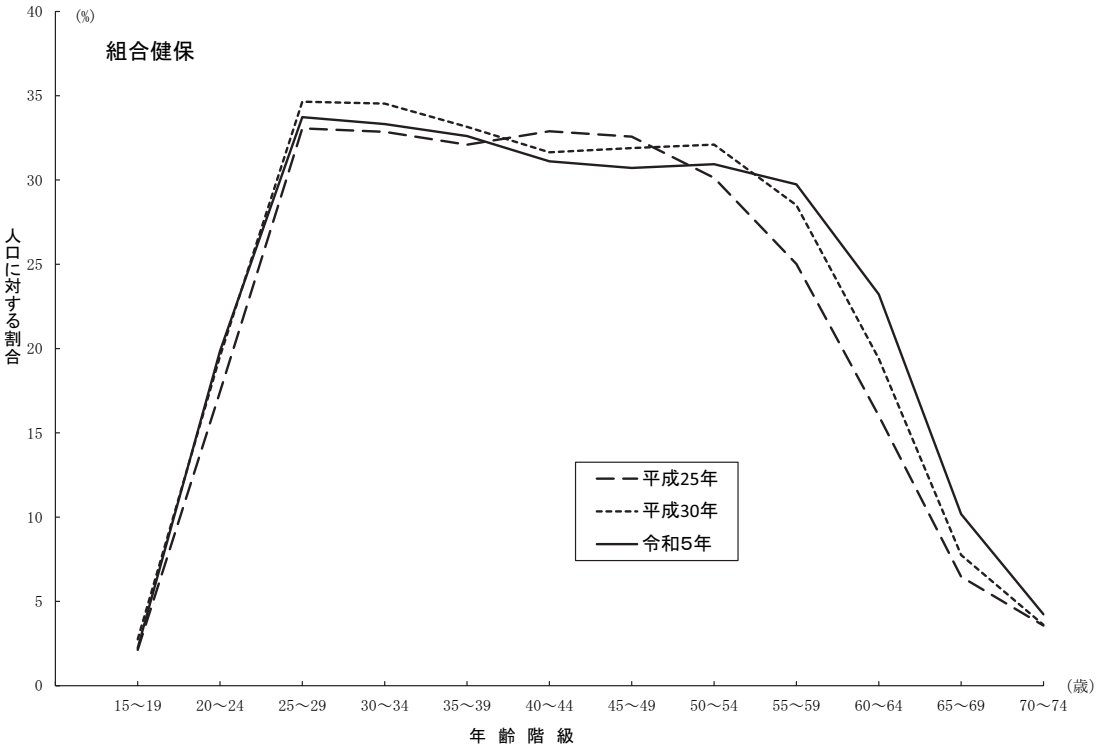

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図10－１、10－２である。

協会（一般）と組合健保の計でみると、平成25年から平成30年にかけては全ての年齢階級で増加しており、平成30年から令和５年にかけては20代後半以降の全ての年齢階級で増加している。なお、20代後半から50代後半での増加の幅が男性よりも大きくなっているが、これはそれぞれの期間の雇用環境の変化があるとともに、被用者として就労する女性が増加したことが大きく影響しているものと考えられる。

また、協会（一般）と組合健保のそれぞれを令和５年についてみると、協会（一般）、組合健保ともに20代後半でピークを迎えるが、組合健保はその後減少し続けるのに対して、協会（一般）は40代後半で再び増加した後に減少している。

図10－１　年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
（各年10月１日現在）

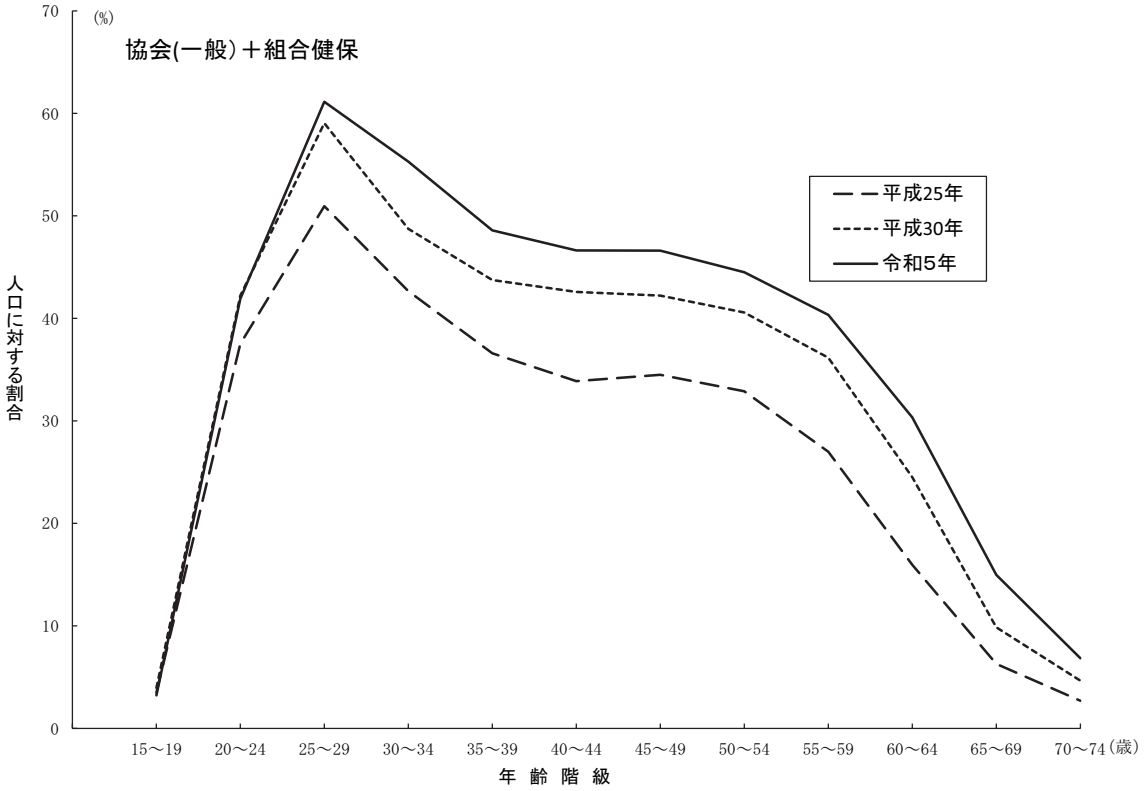

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

図10－２　年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
（各年10月１日現在）

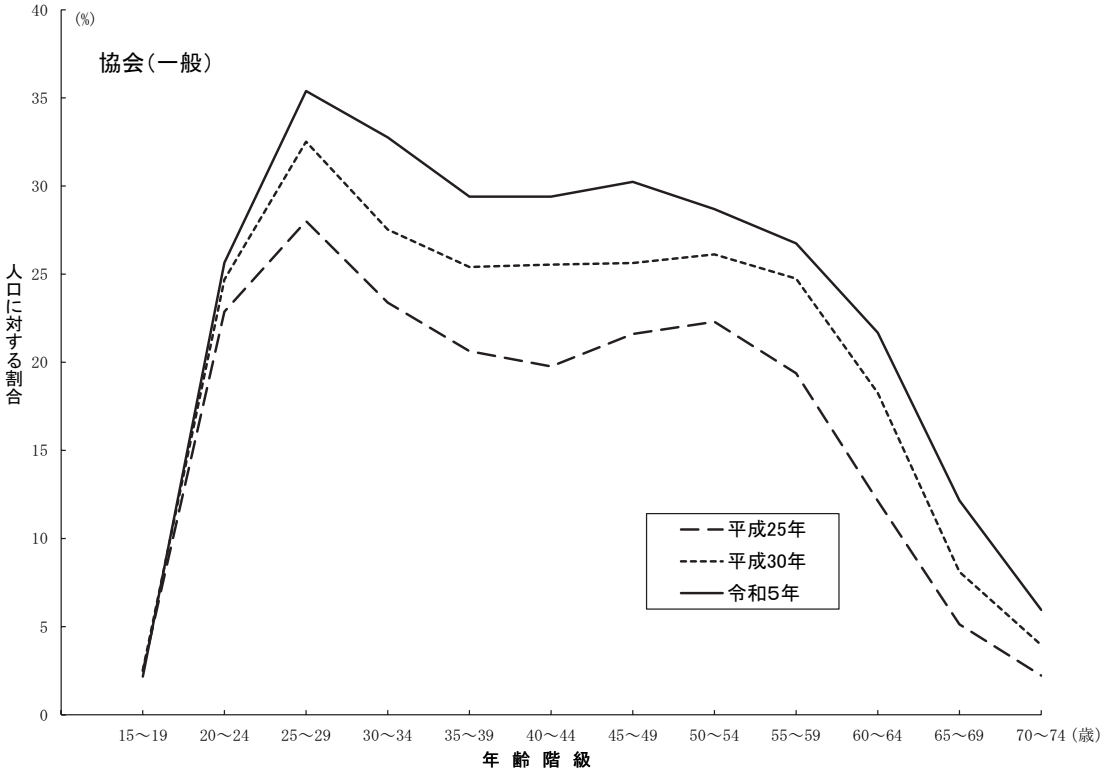

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

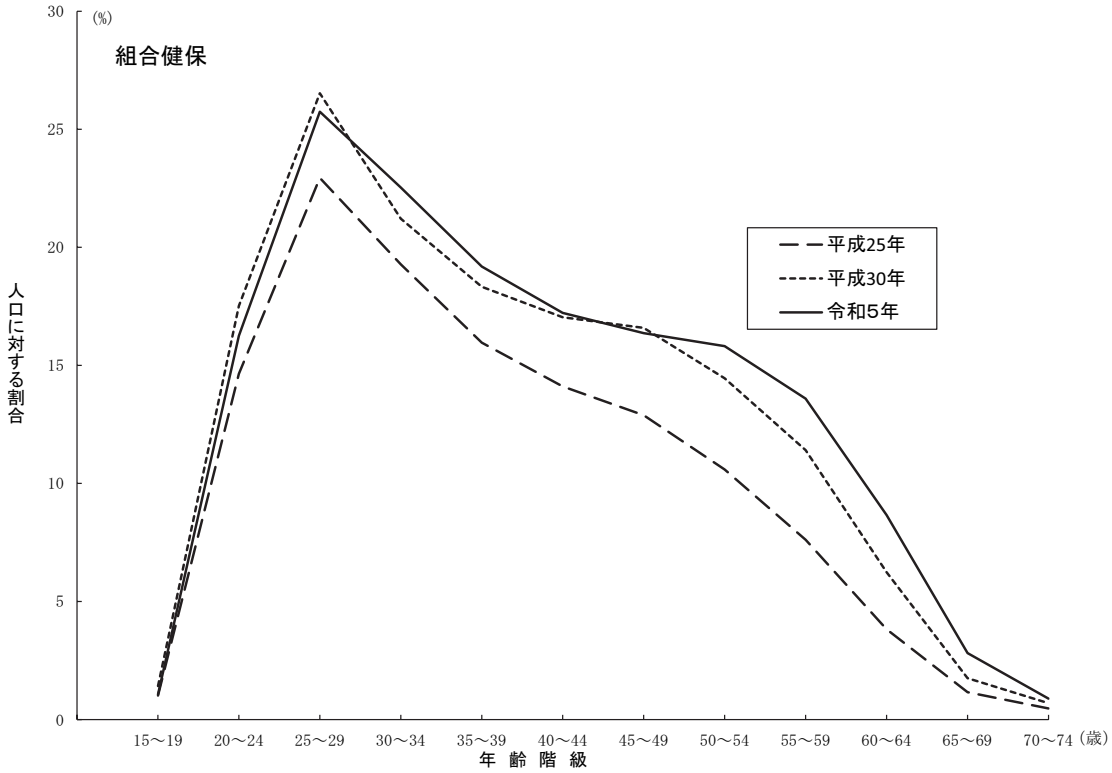

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

2）コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合について

総人口に対する被保険者数の割合（以下「被保険者割合」という。）をコーホート別の推移で示したものが、表19である。

協会（一般）・組合健保計の被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響によって20代で大きく増加、定年退職の影響によって60代で大きく減少し、平成25年から平成30年にかけては60歳未満のコーホートで増加し、平成30年から令和５年にかけては20代及び40～54歳のコーホートで増加している。

表19　コーホートでみた被保険者数の総人口に対する割合（各年10月１日現在）

（１）協会（一般）・組合健保計（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成25年	平成30年	令和５年	平成25年→平成30年①	平成30年→令和５年②	差　②－①
	（%）	（%）	（%）			
15～ 19歳	4.2	4.9	4.1	－	－	－
20～ 24	37.0	42.1	42.1	37.9	37.2	-0.6
25～ 29	58.5	65.1	65.4	28.2	23.3	-4.8
30～ 34	55.9	61.5	63.8	3.0	-1.3	-4.3
35～ 39	52.6	59.0	61.0	3.1	-0.5	-3.6
40～ 44	50.4	57.6	59.9	4.9	0.9	-4.0
45～ 49	49.2	56.3	59.7	5.9	2.1	-3.8
50～ 54	47.0	54.2	57.6	5.0	1.3	-3.7
55～ 59	41.3	50.0	53.7	3.0	-0.5	-3.5
60～ 64	29.4	39.7	44.7	-1.7	-5.3	-3.6
65～ 69	13.6	19.0	25.9	-10.4	-13.8	-3.4
70～ 74	6.1	9.3	12.8	-4.3	-6.3	-2.0

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

（２）協会（一般）（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成25年	平成30年	令和５年	平成25年→平成30年①	平成30年→令和５年②	差　②－①
	（%）	（%）	（%）			
15～ 19 歳	2.6	2.8	2.5	－	－	－
20～ 24	20.9	23.5	24.0	20.9	21.2	0.3
25～ 29	30.4	34.4	35.6	13.5	12.0	-1.5
30～ 34	29.7	33.5	35.8	3.2	1.3	-1.8
35～ 39	28.5	33.1	35.0	3.4	1.4	-2.0
40～ 44	26.8	33.1	35.6	4.6	2.5	-2.2
45～ 49	26.4	32.0	36.0	5.2	2.9	-2.3
50～ 54	26.6	30.8	34.1	4.5	2.1	-2.3
55～ 59	25.1	30.1	32.0	3.4	1.1	-2.3
60～ 64	19.6	26.9	28.9	1.9	-1.2	-3.1
65～ 69	9.9	14.4	19.5	-5.2	-7.5	-2.2
70～ 74	4.2	7.3	10.3	-2.6	-4.1	-1.5

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

（３）組合健保（男女計）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成25年	平成30年	令和５年	平成25年→平成30年①	平成30年→令和５年②	差　②－①
	（%）	（%）	（%）			
15～ 19 歳	1.6	2.1	1.7	－	－	－
20～ 24	16.1	18.6	18.1	17.0	16.0	-1.0
25～ 29	28.1	30.7	29.9	14.6	11.3	-3.3
30～ 34	26.2	28.0	28.1	-0.1	-2.6	-2.5
35～ 39	24.1	25.8	26.0	-0.3	-2.0	-1.6
40～ 44	23.6	24.4	24.3	0.3	-1.6	-1.9
45～ 49	22.8	24.3	23.6	0.7	-0.8	-1.5
50～ 54	20.4	23.3	23.5	0.5	-0.9	-1.4
55～ 59	16.3	19.9	21.7	-0.4	-1.6	-1.2
60～ 64	9.8	12.7	15.9	-3.5	-4.1	-0.5
65～ 69	3.7	4.7	6.4	-5.1	-6.3	-1.2
70～ 74	1.9	2.1	2.5	-1.6	-2.2	-0.5

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

男性人口に対する男性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表20である。

協会（一般）・組合健保計の、男性についての被保険者割合をコーホートでみると、男女計と同様に、学卒者の新規加入の影響によって20代で大きく増加し、定年退職の影響によって60代で大きく減少しており、平成25年から平成30年にかけては60歳未満のコーホートで増加し、平成30年から令和５年にかけては35歳未満及び45～54歳のコーホートで増加している。

表20　コーホートでみた男性被保険者数の男性人口に対する割合（各年10月１日現在）

（１）協会（一般）・組合健保計（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成25年	平成30年	令和５年	平成25年→平成30年①	平成30年→令和５年②	差　②－①
	（%）	（%）	（%）			
15～ 19 歳	4.9	5.8	5.0	－	－	－
20～ 24	36.4	41.9	42.3	37.0	36.5	-0.5
25～ 29	65.7	70.9	69.4	34.5	27.5	-6.9
30～ 34	68.8	73.9	71.9	8.1	1.0	-7.1
35～ 39	68.2	73.8	72.9	5.0	-0.9	-6.0
40～ 44	66.6	72.2	72.7	3.9	-1.0	-5.0
45～ 49	63.6	70.1	72.4	3.5	0.2	-3.3
50～ 54	61.1	67.6	70.4	4.0	0.3	-3.6
55～ 59	55.9	63.9	66.9	2.8	-0.6	-3.5
60～ 64	43.4	55.2	59.4	-0.6	-4.5	-3.9
65～ 69	21.5	28.9	37.4	-14.5	-17.9	-3.3
70～ 74	10.0	14.6	19.4	-6.9	-9.4	-2.5

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

（２）協会（一般）（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成25年	平成30年	令和５年	平成25年→平成30年①	平成30年→令和５年②	差　②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～ 19 歳	2.8	3.0	2.7	－	－	－
20～ 24	19.0	22.4	22.5	19.6	19.4	-0.2
25～ 29	32.7	36.2	35.7	17.2	13.3	-3.9
30～ 34	35.9	39.3	38.6	6.7	2.4	-4.3
35～ 39	36.1	40.6	40.3	4.7	1.0	-3.7
40～ 44	33.7	40.5	41.6	4.4	1.0	-3.4
45～ 49	31.1	38.2	41.7	4.5	1.2	-3.4
50～ 54	30.9	35.5	39.5	4.4	1.3	-3.2
55～ 59	30.8	35.4	37.2	4.4	1.7	-2.7
60～ 64	27.4	35.8	36.2	5.0	0.8	-4.2
65～ 69	15.0	21.1	27.2	-6.3	-8.6	-2.4
70～ 74	6.5	11.0	15.2	-4.0	-5.9	-1.9

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

（３）組合健保（男性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成25年	平成30年	令和５年	平成25年→平成30年①	平成30年→令和５年②	差　②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～ 19 歳	2.1	2.8	2.2	－	－	－
20～ 24	17.4	19.5	19.9	17.4	17.1	-0.3
25～ 29	33.1	34.6	33.7	17.2	14.2	-3.0
30～ 34	32.9	34.5	33.3	1.5	-1.3	-2.8
35～ 39	32.1	33.2	32.6	0.3	-1.9	-2.2
40～ 44	32.9	31.6	31.1	-0.5	-2.0	-1.6
45～ 49	32.6	31.9	30.7	-1.0	-0.9	0.1
50～ 54	30.1	32.1	30.9	-0.5	-0.9	-0.5
55～ 59	25.0	28.5	29.7	-1.6	-2.4	-0.7
60～ 64	16.0	19.4	23.2	-5.6	-5.3	0.3
65～ 69	6.5	7.8	10.2	-8.3	-9.2	-1.0
70～ 74	3.6	3.6	4.2	-2.9	-3.5	-0.7

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

女性人口に対する女性被保険者数の割合をコーホート別の推移で示したものが、表 21 である。

協会（一般）・組合健保計の、女性についての被保険者割合をコーホートでみると、学卒者の新規加入の影響により20代で大きく増加した後、30代前半で減少し、定年退職の影響によって60代で大きく減少している。

表21　コーホートでみた女性被保険者数の女性人口に対する割合（各年10月１日現在）

（１）協会（一般）・組合健保計（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成25年	平成30年	令和５年	平成25年→平成30年①	平成30年→令和５年②	差　②－①
	（%）	（%）	（%）			
15～ 19 歳	3.5	4.0	3.2	－	－	－
20～ 24	37.5	42.2	41.9	38.7	37.9	-0.8
25～ 29	50.9	59.0	61.1	21.5	18.9	-2.6
30～ 34	42.7	48.7	55.3	-2.2	-3.7	-1.5
35～ 39	36.6	43.7	48.6	1.1	-0.1	-1.2
40～ 44	33.9	42.6	46.6	6.0	2.9	-3.1
45～ 49	34.5	42.2	46.6	8.3	4.0	-4.3
50～ 54	32.9	40.6	44.5	6.1	2.3	-3.8
55～ 59	27.0	36.2	40.3	3.3	-0.2	-3.5
60～ 64	16.0	24.5	30.3	-2.5	-5.8	-3.3
65～ 69	6.3	9.9	15.0	-6.1	-9.5	-3.4
70～ 74	2.7	4.7	6.8	-1.6	-3.0	-1.4

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

（２）協会（一般）（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成25年	平成30年	令和５年	平成25年→平成30年①	平成30年→令和５年②	差　②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～ 19 歳	2.5	2.5	2.2	－	－	－
20～ 24	22.9	24.7	25.6	22.2	23.1	0.9
25～ 29	28.0	32.5	35.4	9.7	10.7	1.0
30～ 34	23.4	27.5	32.8	-0.5	0.2	0.7
35～ 39	20.6	25.4	29.4	2.0	1.9	-0.1
40～ 44	19.8	25.5	29.4	4.9	4.0	-0.9
45～ 49	21.6	25.6	30.2	5.9	4.7	-1.2
50～ 54	22.3	26.1	28.7	4.5	3.1	-1.5
55～ 59	19.4	24.7	26.7	2.5	0.6	-1.8
60～ 64	12.1	18.3	21.7	-1.1	-3.1	-2.0
65～ 69	5.1	8.1	12.2	-4.0	-6.1	-2.1
70～ 74	2.2	4.0	6.0	-1.2	-2.2	-1.0

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

（３）組合健保（女性）

年齢階級	総人口に対する割合			コーホートでみた増減		
	平成25年	平成30年	令和５年	平成25年→平成30年①	平成30年→令和５年②	差　②－①
	(%)	(%)	(%)			
15～ 19 歳	1.0	1.4	1.1	－	－	－
20～ 24	14.6	17.5	16.3	16.5	14.8	-1.7
25～ 29	22.9	26.5	25.8	11.9	8.2	-3.6
30～ 34	19.3	21.2	22.5	-1.7	-4.0	-2.3
35～ 39	16.0	18.3	19.2	-0.9	-2.0	-1.1
40～ 44	14.1	17.0	17.2	1.1	-1.1	-2.2
45～ 49	12.9	16.6	16.4	2.5	-0.7	-3.1
50～ 54	10.6	14.5	15.8	1.6	-0.8	-2.3
55～ 59	7.6	11.4	13.6	0.8	-0.9	-1.7
60～ 64	3.8	6.2	8.7	-1.4	-2.7	-1.4
65～ 69	1.2	1.8	2.8	-2.1	-3.4	-1.4
70～ 74	0.5	0.7	0.9	-0.5	-0.9	-0.4

（注）被保険者数は、調査結果に抽出倍率を乗じたものとしている。

１５．コーホートによる続柄別扶養率の分析について

１）子の場合

各年度の男女の被保険者における子の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減及びその差を示したものが表22である。

まず、各年度の子の扶養率について、男性被保険者について同じ年齢階級でみると、協会（一般）、組合健保ともに出生率の減少や未婚率の増加の影響で60歳未満の年齢階級では概ね年々減少している。また、令和５年における扶養率のピークは、協会（一般）、組合健保ともに40代前半となっている。女性被保険者について同じ年齢階級でみると、平成25年から平成30年にかけて扶養率が協会（一般）は40代及び50代で減少し、組合健保は40代を除き増加している。平成30年から令和５年にかけて協会（一般）は概ね減少しており、組合健保でも概ね減少している。また、令和５年における扶養率のピークは、協会（一般）、組合健保ともに40代前半となっている。

次に、その特徴をコーホートで①20代から30代、②40代以降の年齢階級別にみると次のようになる。

① 20 代から 30 代

この年代は、結婚に伴う子の誕生によって扶養率が増加している。

平成30年から令和５年におけるコーホートでみた扶養率の増加は、男性については協会（一般）が30代前半、組合健保が30代後半、女性については協会（一般）、組合健保ともに30代後半が最も大きい。

②40代以降

40代以降は男女ともに、子の成長により概ね扶養率は減少している。

平成30年から令和５年におけるコーホートでみた扶養率は、協会（一般）、組合健保の男女ともに40代後半以降は全ての年齢階級で減少している。

また、コーホートでみた扶養率の増減の差をみると、男性について、協会（一般）では20代及び30代で減少しており、それ以降は増加している。なお、40代後半以降においては、コーホートでみた扶養率は減少しているが平成25年から平成30年にかけての扶養率の減少に比べて平成30年から令和５年にかけての扶養率の減少は小さくなっている。組合健保では、概ね年齢階級による明確な傾向は見られない。女性について、協会（一般）では、40代前半まで減少し、以降は増加している。組合健保では、40代後半及び50代前半を除き減少している。

表22-1　男性被保険者における子の扶養率（各年10月１日現在）

（１）協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成25年	平成30年	令和５年	平成25年→平成30年①	平成30年→令和５年②	差②－①
総　数	0.643	0.579	0.534	－	－	－
15 ～ 19 歳	0.011	0.012	0.006	－	－	－
20 ～ 24	0.079	0.072	0.043	0.061	0.032	-0.029
25 ～ 29	0.295	0.230	0.192	0.152	0.120	-0.031
30 ～ 34	0.667	0.606	0.503	0.311	0.273	-0.038
35 ～ 39	0.955	0.928	0.853	0.261	0.247	-0.013
40 ～ 44	1.062	1.020	1.012	0.066	0.084	0.019
45 ～ 49	1.053	0.920	0.921	-0.142	-0.099	0.043
50 ～ 54	0.835	0.693	0.665	-0.361	-0.254	0.107
55 ～ 59	0.474	0.409	0.377	-0.426	-0.315	0.111
60 ～ 64	0.214	0.201	0.189	-0.273	-0.220	0.053
65 ～ 69	0.123	0.117	0.112	-0.097	-0.089	0.008
70 ～ 74	0.081	0.082	0.081	-0.041	-0.036	0.005

（注）総数については75歳以上を除いて算出している。

（２）組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成25年	平成30年	令和５年	平成25年→平成30年①	平成30年→令和５年②	差②－①
総　数	0.722	0.679	0.635	－	－	－
15 ～ 19 歳	0.002	0.004	0.002	－	－	－
20 ～ 24	0.049	0.031	0.020	0.029	0.016	-0.013
25 ～ 29	0.210	0.176	0.132	0.127	0.101	-0.025
30 ～ 34	0.600	0.578	0.527	0.368	0.351	-0.017
35 ～ 39	0.978	0.982	0.951	0.382	0.373	-0.009
40 ～ 44	1.129	1.137	1.147	0.160	0.165	0.005
45 ～ 49	1.188	1.094	1.097	-0.035	-0.040	-0.005
50 ～ 54	1.000	0.899	0.834	-0.288	-0.260	0.028
55 ～ 59	0.521	0.484	0.486	-0.516	-0.414	0.102
60 ～ 64	0.212	0.193	0.212	-0.328	-0.272	0.056
65 ～ 69	0.096	0.091	0.105	-0.121	-0.088	0.033
70 ～ 74	0.055	0.072	0.074	-0.024	-0.017	0.007

（注）総数については75歳以上を除いて算出している。

表22-2　女性被保険者における子の扶養率（各年10月１日現在）

（１）協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成25年	平成30年	令和５年	平成25年→平成30年①	平成30年→令和５年②	差②－①
総　数	0.179	0.173	0.162	－	－	－
15 ～ 19 歳	0.003	0.003	0.003	－	－	－
20 ～ 24	0.013	0.016	0.014	0.014	0.010	-0.003
25 ～ 29	0.059	0.059	0.056	0.046	0.040	-0.006
30 ～ 34	0.166	0.169	0.145	0.110	0.087	-0.023
35 ～ 39	0.297	0.299	0.278	0.133	0.109	-0.024
40 ～ 44	0.375	0.345	0.339	0.048	0.040	-0.008
45 ～ 49	0.322	0.295	0.283	-0.080	-0.061	0.019
50 ～ 54	0.198	0.186	0.185	-0.135	-0.109	0.026
55 ～ 59	0.099	0.096	0.097	-0.102	-0.089	0.012
60 ～ 64	0.052	0.053	0.052	-0.046	-0.043	0.002
65 ～ 69	0.036	0.036	0.037	-0.016	-0.015	0.000
70 ～ 74	0.029	0.030	0.031	-0.006	-0.005	0.001

（注）総数については75歳以上を除いて算出している。

（２）組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成25年	平成30年	令和５年	平成25年→平成30年①	平成30年→令和５年②	差②－①
総　数	0.114	0.118	0.111	－	－	－
15 ～ 19 歳	0.000	0.002	0.000	－	－	－
20 ～ 24	0.009	0.010	0.010	0.010	0.007	-0.002
25 ～ 29	0.026	0.034	0.028	0.025	0.018	-0.007
30 ～ 34	0.080	0.093	0.083	0.067	0.049	-0.018
35 ～ 39	0.161	0.172	0.163	0.092	0.070	-0.021
40 ～ 44	0.228	0.217	0.220	0.056	0.049	-0.007
45 ～ 49	0.223	0.203	0.213	-0.025	-0.004	0.021
50 ～ 54	0.141	0.152	0.145	-0.072	-0.058	0.014
55 ～ 59	0.068	0.074	0.065	-0.068	-0.087	-0.019
60 ～ 64	0.029	0.036	0.031	-0.031	-0.043	-0.012
65 ～ 69	0.023	0.028	0.021	-0.001	-0.015	-0.015
70 ～ 74	0.016	0.030	0.017	0.007	-0.011	-0.018

（注）総数については75歳以上を除いて算出している。

２）配偶者の場合

各年度の男性被保険者における配偶者の扶養率、コーホートでみた場合の扶養率の増減を示したものが表23である。

まず、各年度の配偶者の扶養率について、同じ年齢階級でみると、被用者として就労する女性の増加、非婚男性の増加などの影響により減少傾向にある。コーホートでみると次のようになる。

平成30年から令和５年におけるコーホートでみた扶養率の増減は、協会（一般）は30代後半まで増加し、40代から50代で減少した後、60代では増加している。組合健保は30代後半まで増加し、その後は概ね減少している。

この変化の要因は、それぞれ40代以降の減少は配偶者が働き始めるため、60代以降の増加は働いていた配偶者が退職するため、70代前半の減少は75歳以上の配偶者が後期高齢者医療制度に適用され被扶養者でなくなるためと考えられる。

また、コーホートでみた扶養率の増減の差をみると、協会（一般）は 40 代以降で、60 代前半を除き増加している。組合健保は 50 代後半及び 60 代前半を除き、全ての年齢階級で減少している。

表23　男性被保険者における配偶者の扶養率（各年10月１日現在）

（１）協会（一般）

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成25年	平成30年	令和５年	平成25年→平成30年①	平成30年→令和５年②	差②－①
総　数	0.397	0.341	0.286	－	－	－
15 ～ 19 歳	0.015	0.013	0.006	－	－	－
20 ～ 24	0.063	0.048	0.025	0.034	0.012	-0.022
25 ～ 29	0.175	0.120	0.081	0.058	0.033	-0.025
30 ～ 34	0.316	0.247	0.172	0.072	0.051	-0.021
35 ～ 39	0.394	0.331	0.254	0.015	0.008	-0.007
40 ～ 44	0.420	0.354	0.295	-0.040	-0.035	0.005
45 ～ 49	0.418	0.352	0.297	-0.068	-0.057	0.011
50 ～ 54	0.425	0.353	0.302	-0.065	-0.050	0.015
55 ～ 59	0.469	0.391	0.328	-0.034	-0.025	0.009
60 ～ 64	0.579	0.488	0.403	0.019	0.012	-0.008
65 ～ 69	0.632	0.572	0.497	-0.007	0.008	0.015
70 ～ 74	0.579	0.555	0.513	-0.077	-0.059	0.019

（注）総数については75歳以上を除いて算出している。

（２）組合健保

年齢階級	扶養率			コーホートでみた扶養率の増減		
	平成25年	平成30年	令和５年	平成25年→平成30年①	平成30年→令和５年②	差②－①
総　数	0.458	0.400	0.335	－	－	－
15 ～ 19 歳	0.006	0.004	0.003	－	－	－
20 ～ 24	0.042	0.022	0.012	0.016	0.008	-0.007
25 ～ 29	0.145	0.101	0.059	0.059	0.038	-0.021
30 ～ 34	0.318	0.261	0.173	0.116	0.072	-0.044
35 ～ 39	0.458	0.376	0.303	0.058	0.042	-0.016
40 ～ 44	0.522	0.452	0.366	-0.005	-0.010	-0.005
45 ～ 49	0.550	0.476	0.393	-0.046	-0.060	-0.014
50 ～ 54	0.577	0.501	0.421	-0.049	-0.055	-0.006
55 ～ 59	0.628	0.539	0.469	-0.038	-0.032	0.006
60 ～ 64	0.685	0.630	0.545	0.002	0.006	0.005
65 ～ 69	0.718	0.720	0.616	0.034	-0.014	-0.048
70 ～ 74	0.662	0.743	0.644	0.024	-0.076	-0.100

（注）総数については75歳以上を除いて算出している。

（参考）事業所の業態別・規模別事業所数、被保険者数の構成割合

厚生年金保険業態別規模別適用状況調を用いて、協会（一般）の任意継続被保険者以外の被保険者について、事業所の業態分類別、規模別に事業所数及び被保険者数の構成割合を示したものが表24である。

事業所数については、事業所規模５人未満の事業所が全体の約７割、50人未満の事業所が全体の約97％を占めている。これを業態別にみると、いずれの業態も事業所規模５人未満の事業所の割合が最も高くなっており、特に不動産業・物品賃貸業については、事業所規模５人未満の事業所が９割、50人未満で約99％を占めている。

また、被保険者数については、事業所規模10～49人が最も高くなっており、約３割を占めている。これを業態別にみると、多くの業態で10～49人が最も高い割合を占めているが、不動産業・物品賃貸業は事業所規模５人未満、医療・福祉については、100～299人、複合サービス業及びサービス業については、1,000人以上の割合の方が高くなっている。

表24　事業所の業態分類別・規模別構成割合（協会（一般）、令和５年９月１日現在）

（１）事業所数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総数	100.0%	69.7%	14.2%	13.2%	1.6%	1.0%	0.2%	0.1%	0.0%
農林水産業	100.0%	67.2%	19.3%	12.5%	0.7%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	48.7%	20.1%	27.9%	2.5%	0.8%	0.1%	0.0%	0.0%
建設業	100.0%	67.8%	18.3%	13.0%	0.7%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
製造業	100.0%	54.5%	16.8%	22.5%	3.5%	2.1%	0.3%	0.1%	0.1%
食料品	100.0%	52.3%	16.2%	22.7%	4.5%	3.2%	0.6%	0.3%	0.1%
繊維工業・繊維製品	100.0%	62.6%	14.3%	19.3%	2.5%	1.2%	0.1%	0.1%	0.0%
木材・木製品	100.0%	64.0%	16.7%	16.7%	1.6%	0.9%	0.1%	0.0%	0.0%
化学工業	100.0%	49.0%	16.7%	26.8%	4.2%	2.6%	0.4%	0.2%	0.0%
金属工業	100.0%	52.3%	19.2%	23.6%	3.1%	1.5%	0.2%	0.1%	0.0%
機械器具	100.0%	49.8%	17.6%	25.1%	4.3%	2.6%	0.4%	0.2%	0.1%
その他	100.0%	60.9%	15.5%	19.1%	2.7%	1.5%	0.2%	0.1%	0.0%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	72.3%	13.5%	11.8%	1.4%	0.8%	0.1%	0.1%	0.1%
情報通信業	100.0%	76.3%	10.5%	11.1%	1.3%	0.7%	0.1%	0.0%	0.0%
運輸業・郵便業	100.0%	41.8%	17.9%	31.9%	4.9%	2.8%	0.4%	0.2%	0.1%
卸売業・小売業	100.0%	73.0%	13.7%	11.1%	1.2%	0.7%	0.1%	0.1%	0.0%
金融業・保険業	100.0%	79.2%	12.1%	7.2%	0.7%	0.6%	0.1%	0.1%	0.0%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	92.0%	4.6%	2.9%	0.3%	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%
学術研究、専門・技術サービス	100.0%	81.5%	10.3%	7.2%	0.6%	0.3%	0.0%	0.0%	0.0%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	76.6%	12.3%	9.4%	1.0%	0.5%	0.1%	0.1%	0.0%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	74.3%	12.8%	10.9%	1.2%	0.6%	0.1%	0.1%	0.0%
教育・学習支援業	100.0%	68.3%	11.4%	17.3%	1.9%	0.8%	0.1%	0.1%	0.1%
医療・福祉	100.0%	49.1%	19.9%	23.0%	4.1%	3.0%	0.5%	0.3%	0.1%
複合サービス業	100.0%	74.9%	11.3%	9.7%	1.4%	1.5%	0.6%	0.4%	0.2%
サービス業	100.0%	66.3%	15.4%	14.2%	2.1%	1.4%	0.3%	0.2%	0.1%
公務	100.0%	74.0%	12.1%	11.5%	1.5%	0.7%	0.0%	0.1%	0.1%

（2）被保険者数

	計	1～4人	5～9	10～49	50～99	100～299	300～499	500～999	1000人以上
総数	100.0%	10.9%	9.7%	27.6%	11.6%	16.3%	6.2%	6.2%	11.5%
農林水産業	100.0%	20.6%	20.7%	36.9%	8.0%	6.5%	1.9%	1.5%	4.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	100.0%	7.3%	12.5%	49.8%	15.0%	10.9%	2.7%	1.7%	0.0%
建設業	100.0%	19.4%	21.3%	41.6%	8.0%	5.6%	1.5%	1.3%	1.3%
製造業	100.0%	5.8%	7.1%	30.1%	15.4%	21.5%	6.9%	6.1%	7.0%
食料品	100.0%	3.9%	4.7%	21.5%	13.7%	23.4%	10.1%	9.5%	13.2%
繊維工業・繊維製品	100.0%	9.2%	9.4%	38.5%	17.0%	18.3%	2.8%	4.7%	0.0%
木材・木製品	100.0%	12.2%	12.6%	37.9%	12.7%	17.0%	3.2%	2.0%	2.4%
化学工業	100.0%	4.6%	6.1%	30.9%	16.1%	23.7%	7.7%	7.4%	3.5%
金属工業	100.0%	7.4%	9.8%	37.9%	16.5%	18.7%	5.2%	3.8%	0.7%
機械器具	100.0%	4.6%	6.2%	28.7%	15.8%	22.4%	7.0%	6.0%	9.2%
その他	100.0%	8.2%	8.6%	33.6%	15.5%	19.8%	5.5%	4.2%	4.5%
電気・ガス・熱供給・水道	100.0%	12.5%	10.8%	27.7%	11.8%	15.2%	5.4%	5.2%	11.4%
情報通信業	100.0%	15.3%	10.1%	32.7%	13.2%	15.9%	4.5%	3.9%	4.3%
運輸業・郵便業	100.0%	2.9%	5.4%	30.3%	14.8%	20.4%	6.5%	7.3%	12.4%
卸売業・小売業	100.0%	13.5%	10.8%	26.2%	10.3%	13.5%	5.1%	6.4%	14.3%
金融業・保険業	100.0%	20.0%	13.2%	22.1%	8.2%	17.9%	7.3%	7.4%	4.0%
不動産業・物品賃貸業	100.0%	38.2%	10.2%	19.9%	7.6%	9.5%	3.0%	4.6%	7.0%
学術研究、専門・技術サービス	100.0%	25.6%	15.0%	30.2%	9.5%	10.1%	3.3%	3.7%	2.6%
宿泊業・飲食サービス業	100.0%	15.3%	10.4%	24.3%	9.1%	12.0%	5.3%	5.6%	18.0%
生活関連サービス業・娯楽	100.0%	15.4%	11.4%	29.6%	11.3%	13.6%	5.8%	4.7%	8.2%
教育・学習支援業	100.0%	9.7%	7.2%	35.9%	12.1%	12.7%	4.6%	7.2%	10.6%
医療・福祉	100.0%	3.8%	6.4%	24.0%	14.1%	24.6%	9.8%	9.1%	8.1%
複合サービス業	100.0%	7.0%	4.6%	12.6%	6.1%	16.7%	14.7%	17.4%	21.0%
サービス業	100.0%	6.5%	6.0%	17.3%	8.6%	14.7%	7.4%	7.7%	31.8%
公務	100.0%	12.8%	9.8%	28.2%	12.9%	16.3%	0.0%	10.9%	9.2%

資料出所：厚生年金保険　業態別規模別適用状況調（令和5年9月1日現在）　（厚生労働省年金局）

第３章　調査結果の概要（船員保険被保険者実態調査）

本調査では、船員保険の全ての被保険者（58,103人）及び異動者（33,511人）について集計を行った。

１．加入者の年齢構成

船員保険の加入者の年齢構成について、わが国の総人口の年齢構成と比較したものが表１、図１－１及び図１－２である。

船員保険の加入者の年齢構成を総人口の年齢構成と比較すると、20歳未満では総人口の15.8％に対し24.3％、20～39歳では総人口の21.0％に対し27.3％、40～64歳では総人口の34.0％に対し36.9％と、65歳未満では総人口より船員保険の方が高いが、65～74歳では、総人口の13.0％に対して10.6％と、船員保険の方が低い。

また、年齢構成を年齢階級別にみると、45歳未満及び55～69歳では船員保険が総人口を上回っているが、それ以外の年齢階級では逆に総人口を下回っている。

さらに、船員保険の強制適用の加入者の年齢構成について、適用区分別（船舶種別）に比較してみると、どの適用区分においても概ね同じような構成割合だが、汽船等については55～59歳、漁船（い）については25～29歳、漁船（ろ）については20～24歳で割合が高い。

表１　総人口及び船員保険加入者の年齢構成（令和５年10月１日現在）

（単位：％）

年　齢　階　級	総人口	船員保険	（再掲）汽船等	（再掲）漁船（い）	（再掲）漁船（ろ）
総　数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		(100.0)	(72.3)	(2.3)	(22.9)
0～ 4歳	3.3	5.5	5.8	4.9	5.0
5～ 9	3.9	6.1	6.3	5.1	6.3
10～14	4.2	6.4	6.4	5.2	6.8
15～19	4.4	6.2	6.3	4.9	6.5
20～24	5.0	7.9	7.4	7.9	10.1
25～29	5.2	6.7	6.5	8.9	7.4
30～34	5.1	6.3	6.6	6.3	6.0
35～39	5.7	6.4	6.5	7.4	6.3
40～44	6.2	6.6	6.7	8.0	6.7
45～49	7.3	7.0	7.5	7.4	5.7
50～54	7.8	7.5	7.9	7.4	6.5
55～59	6.7	7.9	8.2	8.1	6.9
60～64	6.0	7.9	7.5	8.1	7.6
65～69	5.9	6.3	5.7	6.4	6.4
70～74	7.1	4.3	3.8	3.3	4.4
75歳以上	13.0	1.0	0.9	0.6	1.3
（再　掲）					
0～19	15.8	24.3	24.8	20.0	24.7
うち未就学児	4.4	7.3	7.6	6.2	6.9
20～39	21.0	27.3	27.0	30.6	29.7
40～64	34.0	36.9	37.8	39.1	33.4
65～74	13.0	10.6	9.5	9.7	10.8
平均年齢（歳）	…	38.2	37.8	38.8	37.4

（注１）　「総人口」は、総務省統計局「令和５年10月1日現在推計人口」を用いている。
（注２）　カッコ内は総数に対する割合である。

図１－１　船員保険加入者の年齢構成（令和５年10月１日現在）

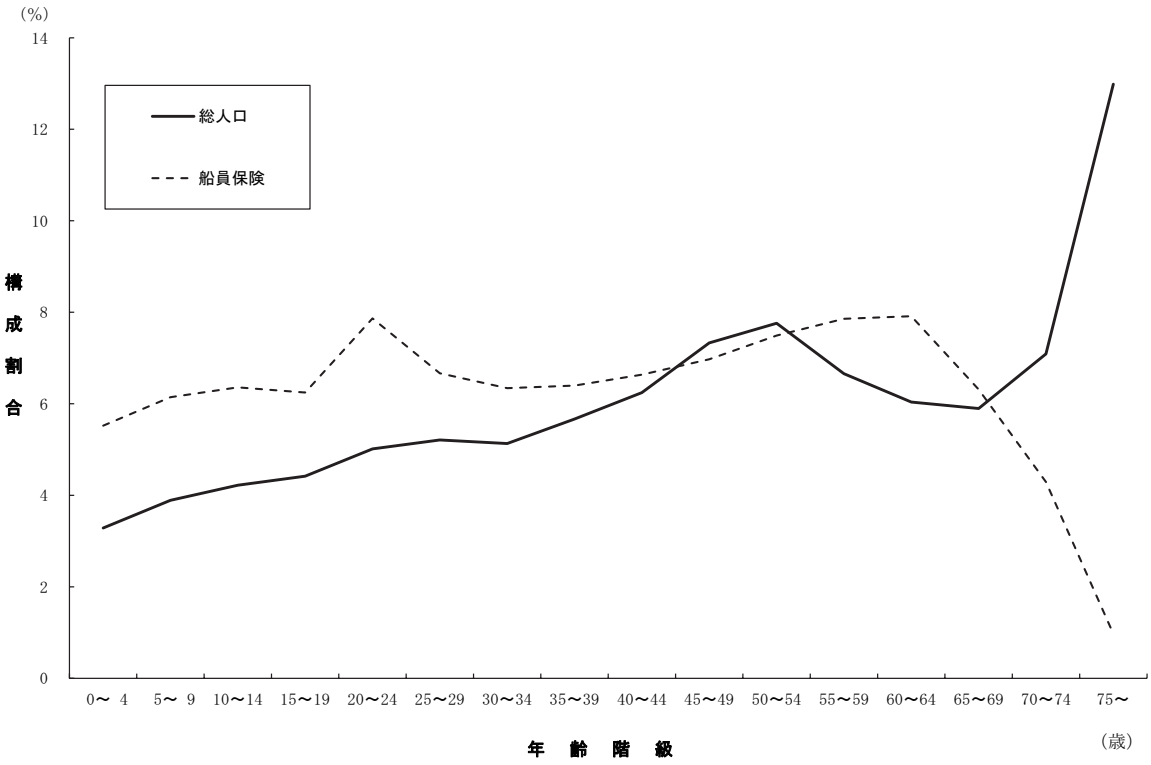

図１－２　船員保険強制適用加入者の年齢構成（令和５年10月１日現在）

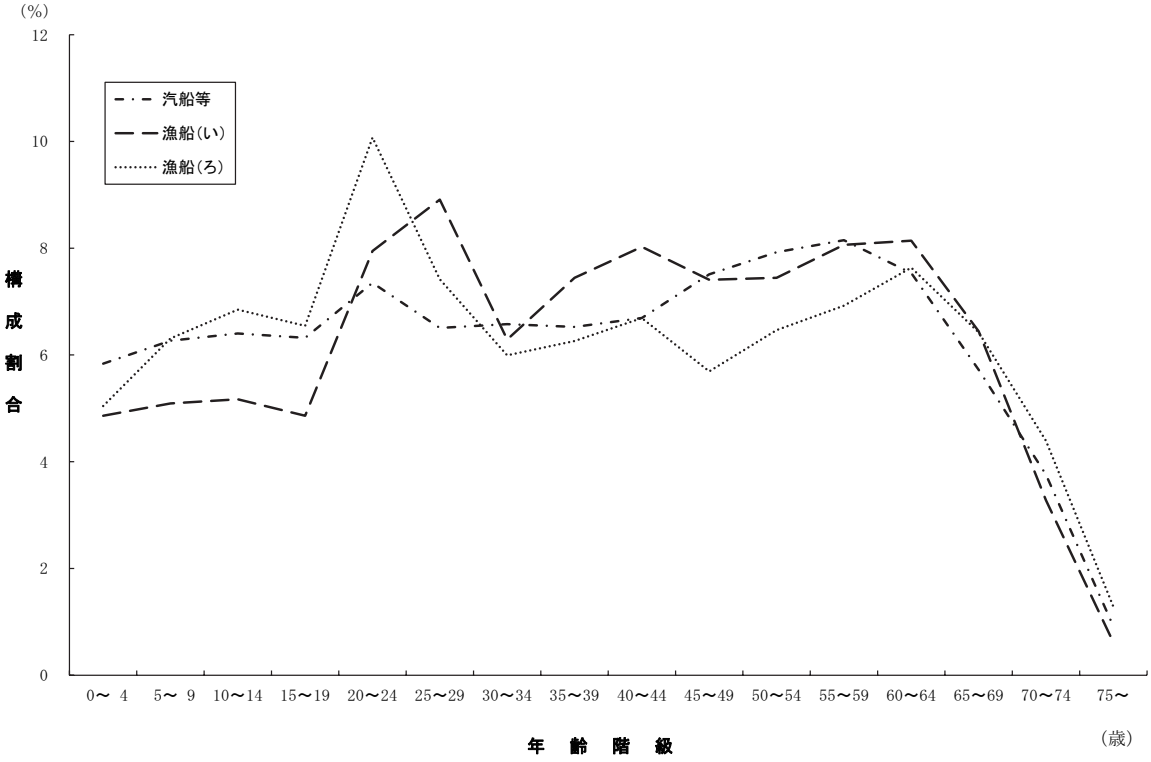

２．被保険者の年齢構成

被保険者の年齢階級別構成割合及び平均年齢について、令和元年～令和５年までの調査結果を示したものが表２である。

まず、20歳未満の構成割合は減少傾向にあり、令和５年は1.2％である。20～39歳の構成割合は増加傾向が続いており、令和５年は36.9％である。40～64歳の構成割合は減少傾向にあり、令和５年は47.0％である。65～74歳の年齢構成は令和４年から減少傾向にあり、令和５年は13.0％である。

次に、令和５年の年齢構成を男女別にみると、男性は60～64歳の割合が最も高く10.0％、続いて55～59歳の9.9％、25～29歳の9.9％である。女性は20～24歳の割合が最も高く28.0％、続いて25～29歳の20.3％であり、20代で５割弱を占めている。

また、船舶種別にみると、汽船等は55～59歳の割合が最も高く10.4％、漁船（い）は25～29歳の割合が最も高く12.1％、漁船（ろ）は20～24歳の割合が最も高く14.2％である。

最後に、被保険者の平均年齢は低下傾向にあり、令和５年には46.5歳である。男女別の平均年齢は、男性が46.7歳、女性が34.7歳であり、船舶種別の平均年齢は、汽船等が46.5歳、漁船（い）が44.7歳、漁船（ろ）が44.9歳である。

表２　被保険者の年齢構成（各年10月１日現在）

（単位：％）

年齢階級	令和元年	２年	３年	４年	令和５年					
					総数	男性	女性	（再掲）汽船等	（再掲）漁船(い)	（再掲）漁船(ろ)
総　数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
					(100.0)	(97.9)	(2.1)	(70.7)	(2.8)	(23.8)
15～19歳	1.8	1.5	1.2	1.2	1.2	1.2	4.4	0.9	1.6	2.4
20～24	9.6	9.8	9.9	10.1	9.8	9.5	28.0	8.7	9.6	14.2
25～29	8.6	8.7	8.8	9.4	10.1	9.9	20.3	10.0	12.1	11.1
30～34	7.8	8.0	8.3	8.5	8.7	8.7	9.8	9.3	8.0	7.6
35～39	8.3	8.4	8.4	8.4	8.3	8.3	7.7	8.6	9.7	7.7
40～44	8.7	8.7	8.7	8.5	8.7	8.7	7.0	8.7	10.6	8.7
45～49	9.0	9.3	9.4	9.3	9.2	9.3	6.1	10.1	9.3	7.3
50～54	9.6	9.5	9.7	9.5	9.5	9.6	5.8	10.2	9.3	8.0
55～59	10.9	10.6	10.0	10.0	9.8	9.9	4.5	10.4	10.0	8.4
60～64	11.2	10.8	10.4	10.1	9.8	10.0	1.7	9.5	8.7	9.6
65～69	9.0	8.7	8.5	8.1	7.8	7.9	1.7	7.2	6.8	7.6
70～74	4.3	4.9	5.4	5.2	5.2	5.3	1.7	4.6	3.2	5.0
75歳以上	1.2	1.1	1.2	1.6	1.8	1.8	1.2	1.8	1.0	2.3
（再　掲）										
20～39歳	34.3	34.8	35.4	36.4	36.9	36.3	65.9	36.6	39.5	40.7
40～64	49.5	48.9	48.3	47.5	47.0	47.5	25.1	49.0	47.9	42.0
65～74	13.2	13.6	13.9	13.3	13.0	13.2	3.5	11.8	10.0	12.6
平均年齢（歳）	46.9	46.9	46.8	46.6	46.5	46.7	34.7	46.5	44.7	44.9

（注１）令和４年以前の数値は、男女総数のものである。
（注２）カッコ内は総数に対する割合である。

３．被扶養者の年齢構成

まず、被扶養者の年齢構成について、令和元年～令和５年までの調査結果を示したものが表３である。

被扶養者の20歳未満の割合は増加傾向にあり、令和５年は49.5％である。20～39歳の割合は減少傾向にあり、令和５年は16.7％である。40～64歳の割合も減少傾向にあり、令和５年には25.7％である。65～74歳の割合は令和４年から減少傾向にあり、令和５年には8.0％である。

また、適用区分別（船舶種別）にみると、どの適用区分においても概ね適用区分総数とほぼ同じ傾向にある。

表３　被扶養者の年齢構成（各年10月１日現在）

（単位：％）

年齢階級	令和元年	２年	３年	４年	令和５年			
					総数	（再掲）汽船等	（再掲）漁船(い)	（再掲）漁船(ろ)
総　数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
					(100.0)	(74.0)	(1.8)	(21.9)
0～4歳	11.1	11.3	11.3	11.5	11.6	12.0	12.9	11.1
5～9	11.9	12.1	12.4	12.6	12.9	12.8	13.5	13.9
10～14	11.4	11.7	12.3	12.9	13.3	13.1	13.7	15.0
15～19	11.6	11.4	11.3	11.5	11.7	12.0	10.2	11.5
20～24	6.0	6.0	5.9	5.8	5.7	5.9	5.2	5.1
25～29	3.2	3.1	3.0	2.9	2.9	2.9	3.6	3.0
30～34	4.0	3.9	3.9	3.7	3.7	3.7	3.4	4.0
35～39	4.5	4.5	4.5	4.5	4.4	4.4	3.7	4.5
40～44	4.5	4.5	4.4	4.4	4.4	4.5	3.8	4.3
45～49	4.9	4.9	4.8	4.7	4.5	4.8	4.2	3.7
50～54	5.4	5.3	5.4	5.4	5.3	5.5	4.4	4.7
55～59	6.3	6.1	5.7	5.7	5.7	5.7	4.9	5.2
60～64	6.5	6.3	6.2	6.0	5.8	5.5	7.2	5.3
65～69	5.4	5.3	5.2	4.8	4.7	4.2	5.8	5.0
70～74	3.2	3.6	3.8	3.5	3.3	2.9	3.4	3.6
75歳以上	0.0	0.0	－	0.0	0.0	0.0	－	0.0
（再　掲）								
0～19歳	46.1	46.5	47.3	48.4	49.5	49.9	50.4	51.5
うち未就学児	14.8	14.9	15.1	15.2	15.3	15.6	16.4	15.2
20～39	17.7	17.4	17.2	17.1	16.7	16.9	15.9	16.7
40～64	27.6	27.1	26.5	26.2	25.7	26.1	24.5	23.2
65～74	8.6	8.9	9.0	8.3	8.0	7.1	9.2	8.6

（注）カッコ内は総数に対する割合である。

次に、令和５年における被扶養者の続柄別の年齢構成を示したものが表４である。

被扶養者全体に占める子の割合は56.9％である。また、子の大半は20歳未満で、20歳以上の子の割合は7.7％である。配偶者の割合は39.2％であり、55～59歳の割合が最も高い。直系尊属は2.6％であり、60歳以上が大半を占めており、年齢の上昇とともに割合も増加している。その他の被扶養者（兄弟姉妹等）は1.2％であり、年齢階級で大きな違いはみられない。

表４　被扶養者の続柄別年齢構成（令和５年10月１日現在）

（単位：％）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総　数	100.0	56.9	39.2	2.6	1.2
0～ 4歳	11.6	11.5	・	－	0.1
5～ 9	12.9	12.8	・	－	0.1
10～14	13.3	13.2	・	－	0.1
15～19	11.7	11.6	0.0	－	0.1
20～24	5.7	5.2	0.4	－	0.1
25～29	2.9	1.1	1.8	－	0.0
30～34	3.7	0.7	3.0	－	0.0
35～39	4.4	0.4	3.9	0.0	0.0
40～44	4.4	0.2	4.1	0.0	0.1
45～49	4.5	0.1	4.3	0.0	0.1
50～54	5.3	0.0	5.1	0.1	0.1
55～59	5.7	－	5.4	0.2	0.1
60～64	5.8	－	5.3	0.4	0.1
65～69	4.7	－	3.9	0.7	0.1
70～74	3.3	0.0	1.9	1.2	0.1
75歳以上	0.0	－	0.0	0.0	0.0
（再掲）未就学児	15.3	15.2	・	－	0.1

４．年齢階級別扶養率

まず、被保険者の年齢階級別にみた被保険者１人当たり被扶養者数（扶養率）の令和元年～令和５年の調査結果を示したものが表５であり、令和５年の総数及び船舶種別の状況をグラフにしたものが図２である。

年齢階級総数における扶養率は減少傾向にあり、令和５年は0.912となっている。また、近年の扶養率の動きを年齢階級別に見ると、ピークとなる年齢階級は直近５年は全て40～44歳である。

令和５年の年齢階級別扶養率を男女別にみると、男性の扶養率は、年齢の上昇とともに概ね増加し、40～44歳の1.739がピークである。それ以降は減少傾向に転じ、平均扶養率は0.930となっている。女性の扶養率のピークも40～44歳の0.212であり、平均扶養率は0.066である。

また、船舶種別にみると、平均扶養率は汽船等が0.954、漁船（い）が0.604、漁船（ろ）が0.836となっている。年齢階級別扶養率は年齢の上昇とともに概ね増加し、汽船等及び漁船（い）は40～44歳、漁船（ろ）は35～39歳でピークを迎え、その後低下傾向に転じている。

表５　被保険者の年齢階級別扶養率（各年10月１日現在）

年齢階級	令和元年	２年	３年	４年	令和５年					
					総数	男性	女性	（再掲）汽船等	（再掲）漁船(い)	（再掲）漁船(ろ)
総　数	1.012	0.997	0.976	0.945	0.912	0.930	0.066	0.954	0.604	0.836
15～19歳	0.026	0.031	0.038	0.025	0.031	0.033	－	0.017	－	0.048
20～24	0.147	0.143	0.125	0.098	0.092	0.098	0.003	0.096	0.110	0.084
25～29	0.574	0.552	0.536	0.494	0.440	0.458	0.041	0.446	0.337	0.435
30～34	1.277	1.224	1.157	1.118	1.073	1.096	0.101	1.061	0.469	1.193
35～39	1.757	1.716	1.693	1.669	1.618	1.647	0.161	1.596	0.873	1.802
40～44	1.814	1.813	1.783	1.762	1.713	1.739	0.212	1.736	1.035	1.747
45～49	1.501	1.502	1.508	1.510	1.481	1.499	0.162	1.513	0.980	1.442
50～54	1.164	1.139	1.105	1.091	1.072	1.084	0.114	1.128	0.713	0.927
55～59	0.912	0.888	0.857	0.836	0.821	0.828	0.056	0.852	0.497	0.762
60～64	0.814	0.803	0.768	0.739	0.713	0.716	－	0.735	0.504	0.672
65～69	0.806	0.797	0.788	0.763	0.727	0.730	0.048	0.747	0.700	0.678
70～74	0.788	0.783	0.755	0.728	0.705	0.710	－	0.721	0.673	0.655
75歳以上	0.004	0.005	0.017	0.011	0.007	0.007	－	0.008	－	－

（注）令和４年以前の数値は、男女総数の扶養率である。

図２　被保険者の年齢階級別扶養率（令和５年10月１日現在）

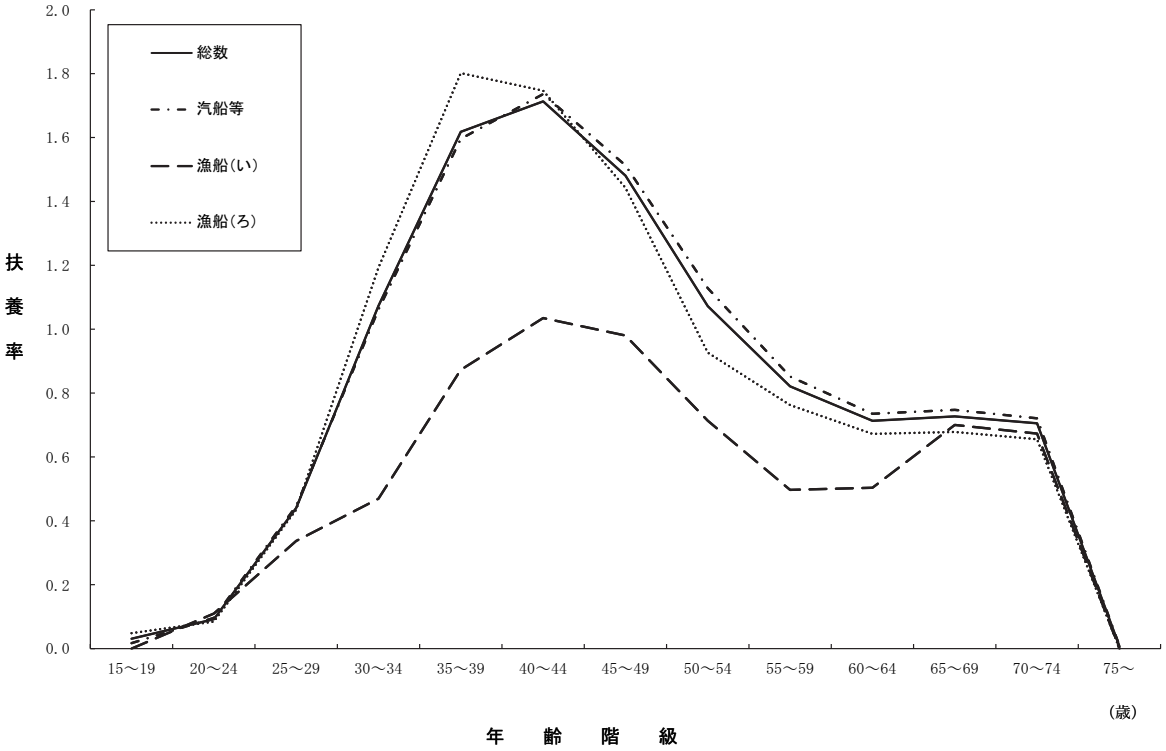

次に、令和５年における被保険者の年齢階級別扶養率を続柄別に示したものが表６である。

年齢階級総数における続柄別の扶養率をみると、子は0.519、配偶者は0.358、直系尊属は0.024、その他は0.011となっている。

被保険者の年齢階級別にみると、子及び直系尊属の扶養率は山型をなしており、ピークはともに40～44歳で、それぞれ1.222、0.071である。配偶者の扶養率は35～54歳で横ばいとなっているものの、概ね年齢の上昇とともに増加する傾向にあり、ピークは70～74歳の0.602である。

表６　被保険者の年齢階級別、続柄別扶養率（令和５年 10 月１日現在）

年齢階級	総数	子	配偶者	直系尊属	その他
総　数	0.912	0.519	0.358	0.024	0.011
15～19歳	0.031	0.011	0.008	0.004	0.007
20～24	0.092	0.045	0.033	0.010	0.003
25～29	0.440	0.280	0.133	0.020	0.008
30～34	1.073	0.746	0.283	0.038	0.006
35～39	1.618	1.151	0.402	0.056	0.010
40～44	1.713	1.222	0.409	0.071	0.012
45～49	1.481	1.011	0.403	0.052	0.015
50～54	1.072	0.633	0.404	0.022	0.014
55～59	0.821	0.360	0.445	0.001	0.015
60～64	0.713	0.182	0.512	0.000	0.019
65～69	0.727	0.112	0.601	－	0.014
70～74	0.705	0.091	0.602	－	0.012
75歳以上	0.007	－	0.007	－	－

５．標準報酬月額別扶養率

標準報酬月額別にみた扶養率を示したものが表７及び図３である。

男性についてみると、標準報酬月額34万円程度から62万円程度の間で、標準報酬月額の上昇に伴い扶養率も上昇する傾向にある。また扶養率のピークは、標準報酬月額139万円の1.637である。

表７　標準報酬月額別扶養率（令和５年10月１日現在）

標準報酬月額	総　数	男性	女性	（再掲）汽船等	（再掲）漁船(い)	（再掲）漁船(ろ)
総　　数	0.912	0.930	0.066	0.954	0.604	0.836
58,000 円	0.472	0.472	－	0.464	0.556	0.424
68,000	0.820	0.820	－	0.400	1.000	1.261
78,000	0.518	0.524	－	0.238	－	0.673
88,000	0.515	0.526	0.375	0.579	－	0.426
98,000	0.618	0.635	0.100	0.581	0.500	0.636
104,000	0.561	0.604	－	0.417	0.500	0.708
110,000	0.522	0.534	－	0.407	0.500	0.600
118,000	0.435	0.418	0.667	0.378	－	0.316
126,000	0.846	0.885	－	0.531	－	1.019
134,000	0.565	0.583	－	0.435	0.500	0.602
142,000	0.527	0.537	－	0.500	－	0.554
150,000	0.635	0.661	0.050	0.509	0.526	0.709
160,000	0.195	0.195	0.200	0.333	0.375	0.157
170,000	0.160	0.161	－	0.536	1.500	0.100
180,000	0.541	0.564	0.152	0.446	0.667	0.564
190,000	0.537	0.583	0.042	0.299	0.231	0.885
200,000	0.501	0.521	0.074	0.444	0.143	0.524
220,000	0.441	0.465	0.033	0.371	0.342	0.484
240,000	0.521	0.545	0.068	0.490	0.123	0.581
260,000	0.614	0.646	0.035	0.548	0.314	0.775
280,000	0.493	0.532	0.008	0.450	0.437	0.653
300,000	0.739	0.771	0.089	0.679	0.324	1.020
320,000	0.633	0.656	0.049	0.596	0.571	0.815
340,000	0.668	0.685	0.079	0.656	0.585	0.750
360,000	0.722	0.737	0.051	0.677	0.678	1.033
380,000	0.830	0.843	0.039	0.841	0.406	0.880
410,000	0.901	0.912	0.088	0.920	0.586	0.862
440,000	0.942	0.949	0.030	0.976	0.639	0.942
470,000	1.011	1.018	0.038	1.031	0.667	0.930
500,000	1.089	1.097	0.074	1.093	0.833	1.110
530,000	1.149	1.154	0.200	1.197	0.930	0.911
560,000	1.284	1.290	0.091	1.315	0.860	1.137
590,000	1.197	1.202	0.231	1.275	0.722	0.937
620,000	1.356	1.360	－	1.429	0.871	1.081
650,000	1.399	1.402	0.250	1.454	1.360	1.175
680,000	1.295	1.299	－	1.303	0.789	1.305
710,000	1.305	1.316	－	1.365	0.944	1.157
750,000	1.328	1.329	－	1.339	1.579	1.276
790,000	1.262	1.263	－	1.234	1.778	1.271
830,000	1.256	1.256	－	1.351	2.000	1.143
880,000	1.228	1.239	－	1.240	1.000	1.217
930,000	1.283	1.299	0.400	1.368	－	1.220
980,000	1.083	1.093	－	1.006	0.750	1.171
1,030,000	1.186	1.197	－	1.198	1.000	1.182
1,090,000	1.195	1.207	－	1.250	－	1.147
1,150,000	1.131	1.145	－	1.135	－	1.128
1,210,000	1.224	1.240	－	1.344	－	1.141
1,270,000	1.246	1.256	－	1.400	－	1.211
1,330,000	1.466	1.491	－	1.574	－	1.375
1,390,000	1.627	1.637	－	1.809	1.143	1.420

図３　標準報酬月額別扶養率（令和５年10月１日現在）

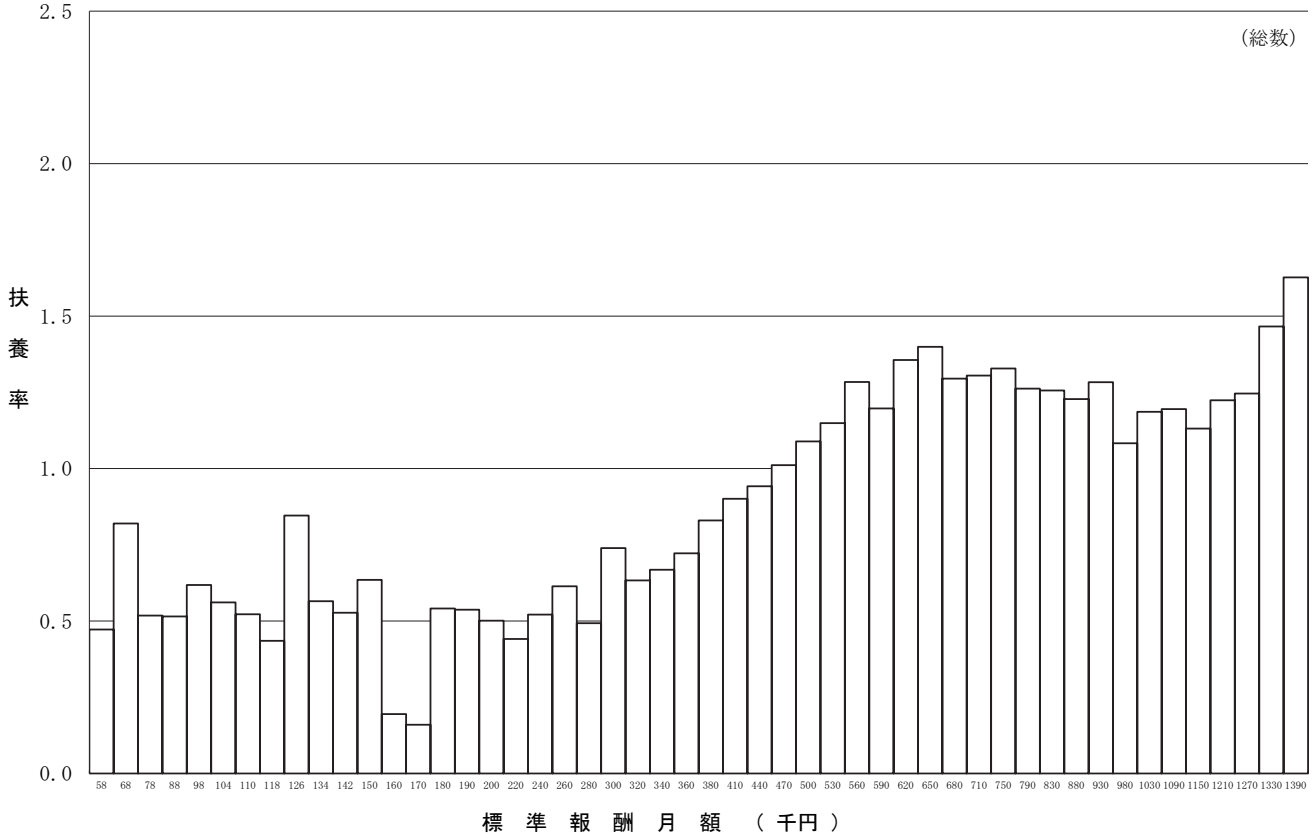

６．総報酬額階級別扶養率

被保険者の標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額（令和４年10月１日から令和５年９月30日までの１年間に支払われたもの）を加えたものを総報酬額とし、その総報酬額階級別に扶養率を示したものが表８である。

男性についてみると、総報酬額150万円程度から1,000万円程度の間で、総報酬額の上昇に伴い扶養率も増加する傾向にある。扶養率のピークは、2,000万円以上2,050万円未満の3.000である。

表８　総報酬額階級別扶養率（令和5年10月１日現在）

総報酬額階級	総　数	男性	女性	（再掲）汽船等	（再掲）漁船（い）	（再掲）漁船（ろ）
総　数	0.912	0.930	0.066	0.954	0.604	0.836
～　999,000 円	0.528	0.529	－	0.426	0.545	0.652
1,000,000 ～ 1,499,000	0.548	0.562	0.267	0.498	0.500	0.549
1,500,000 ～ 1,999,000	0.462	0.471	0.067	0.479	0.500	0.431
2,000,000 ～ 2,499,000	0.445	0.458	0.089	0.437	0.514	0.429
2,500,000 ～ 2,999,000	0.488	0.511	0.054	0.449	0.208	0.517
3,000,000 ～ 3,499,000	0.583	0.614	0.049	0.529	0.333	0.705
3,500,000 ～ 3,999,000	0.675	0.701	0.076	0.619	0.324	0.905
4,000,000 ～ 4,499,000	0.632	0.656	0.041	0.607	0.365	0.815
4,500,000 ～ 4,999,000	0.706	0.725	0.015	0.693	0.423	0.818
5,000,000 ～ 5,499,000	0.784	0.798	0.088	0.771	0.544	0.852
5,500,000 ～ 5,999,000	0.874	0.887	0.051	0.888	0.657	0.817
6,000,000 ～ 6,499,000	0.954	0.963	0.024	0.960	0.471	1.010
6,500,000 ～ 6,999,000	1.075	1.082	0.138	1.071	0.732	1.190
7,000,000 ～ 7,499,000	1.124	1.133	0.063	1.160	0.991	1.000
7,500,000 ～ 7,999,000	1.278	1.285	0.125	1.300	1.326	1.115
8,000,000 ～ 8,499,000	1.320	1.326	0.100	1.326	1.000	1.338
8,500,000 ～ 8,999,000	1.358	1.368	－	1.393	0.902	1.250
9,000,000 ～ 9,499,000	1.319	1.327	－	1.306	1.304	1.355
9,500,000 ～ 9,999,000	1.316	1.316	1.500	1.355	1.563	1.161
10,000,000 ～ 10,499,000	1.535	1.536	1.000	1.553	1.750	1.100
10,500,000 ～ 10,999,000	1.292	1.297	－	1.289	1.813	1.262
11,000,000 ～ 11,499,000	1.328	1.342	0.286	1.361	1.286	1.266
11,500,000 ～ 11,999,000	1.213	1.222	－	1.241	1.467	1.143
12,000,000 ～ 12,499,000	1.232	1.239	－	1.243	1.375	1.203
12,500,000 ～ 12,999,000	1.721	1.721	－	1.711	3.000	1.500
13,000,000 ～ 13,499,000	1.224	1.234	－	1.324	－	1.082
13,500,000 ～ 13,999,000	1.143	1.154	－	1.198	－	1.110
14,000,000 ～ 14,499,000	1.580	1.580	－	1.625	－	0.500
14,500,000 ～ 14,999,000	1.193	1.208	－	1.318	2.000	1.096
15,000,000 ～ 15,499,000	1.282	1.291	－	1.347	－	1.263
15,500,000 ～ 15,999,000	1.486	1.507	－	1.585	－	1.364
16,000,000 ～ 16,499,000	1.765	1.765	－	2.154	－	0.500
16,500,000 ～ 16,999,000	1.637	1.647	－	1.839	1.143	1.407
17,000,000 ～ 17,499,000	2.000	2.000	－	2.067	－	1.000
17,500,000 ～ 17,999,000	2.278	2.278	－	2.188	－	3.000
18,000,000 ～ 18,499,000	1.583	1.583	－	1.600	－	1.500
18,500,000 ～ 18,999,000	1.769	1.769	－	1.800	－	1.667
19,000,000 ～ 19,499,000	2.188	2.188	－	2.188	－	－
19,500,000 ～ 19,999,000	1.750	1.750	－	1.750	－	－
20,000,000 ～ 20,499,000	3.000	3.000	－	3.000	－	3.000
20,500,000 ～ 20,999,000	2.000	2.000	－	2.000	－	－
21,000,000 ～ 21,499,000	－	－	－	－	－	－
21,500,000 ～ 21,999,000	1.200	1.200	－	1.667	－	0.500
22,000,000 ～	1.500	1.500	－	1.000	－	1.800

（注）総報酬額は、標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額（令和４年10月1日から令和５年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

７．年齢階級別平均標準報酬月額

被保険者の年齢階級別にみた平均標準報酬月額を示したものが表９及び図４である。

男性の平均標準報酬月額は山型をなしており、ピークは50～54歳の530,393円となっている。また、50～54歳まで年齢階級の上昇とともに増加し、その後は年齢階級の上昇とともに減少する傾向にある。一方、女性の平均標準報酬月額のピークは70～74歳で、390,190円である。

また、船舶種別にみると、概ね男性と同様に山型をなしており、ピークは汽船等が50～54歳で535,658円、漁船(い)が55～59歳で491,081円、漁船（ろ）が55～59歳の536,581円である。

表９　年齢階級別平均標準報酬月額（令和５年10月１日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	（再掲）汽船等	（再掲）漁船(い)	（再掲）漁船(ろ)
	円	円	円	円	円	円
総　数	454,113	456,852	325,339	463,304	401,046	445,617
15～19歳	281,563	283,764	254,113	274,090	257,308	291,259
20～24	322,193	323,662	298,879	343,112	286,968	286,912
25～29	401,076	403,217	352,203	419,439	333,878	361,393
30～34	462,380	464,722	365,042	464,210	386,615	467,807
35～39	491,993	494,947	342,602	495,589	437,006	495,581
40～44	492,613	495,031	352,000	501,798	417,099	484,586
45～49	516,962	519,726	319,865	519,511	462,053	521,528
50～54	528,131	530,393	351,829	535,658	487,200	516,293
55～59	527,732	529,978	292,444	529,675	491,081	536,581
60～64	487,906	488,354	366,667	486,651	404,397	524,977
65～69	424,278	425,212	224,381	417,493	364,073	482,568
70～74	355,613	355,373	390,190	345,429	318,000	425,199
75歳以上	311,353	313,298	165,143	279,953	360,500	379,352

図４　年齢階級別平均標準報酬月額（令和５年10月１日現在）

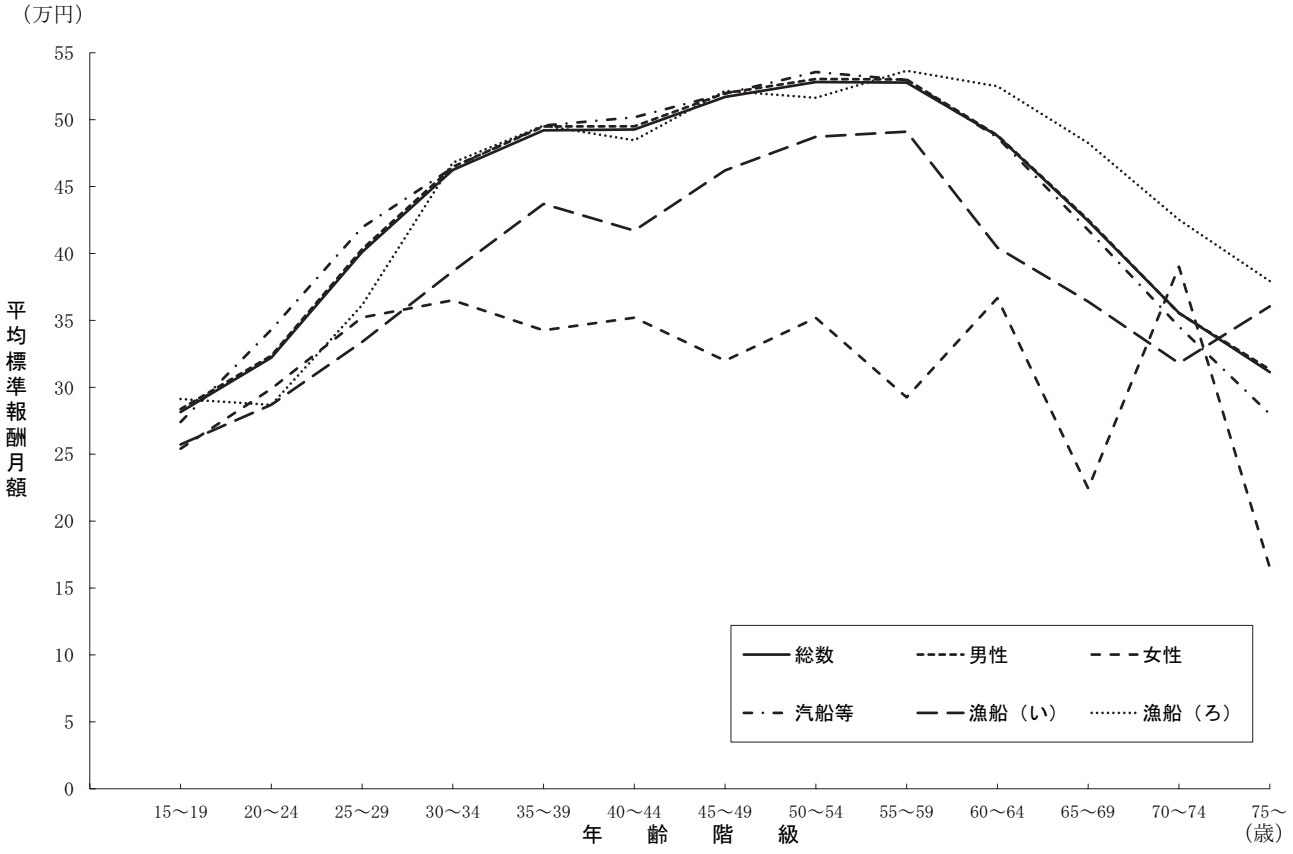

８．年齢階級別平均標準賞与額

まず、令和４年10月１日から令和５年９月30日の１年間に支払われた標準賞与額の平均を年齢階級別に示したものが表10及び図５である。

年齢階級別にみると、男性の平均標準賞与額は、標準報酬月額と同様に山型をなしており、ピークは45～49歳の882,990円である。これを20歳未満の平均標準賞与額と比較すると約4.71倍であり、平均標準報酬月額の場合よりも比率が大きい。女性の平均標準賞与額も概ね山型をなしており、ピークは25～29歳の652,777円である。

船舶種別にみても、男性及び女性と同様に概ね山型をなしており、ピークは汽船等が45～49歳の1,039,412円、漁船（い）が40～44歳の823,105円、漁船（ろ）が35～39歳の289,486円である。

なお、漁船（ろ）については、大多数の被保険者が賞与の支給を受けていないことに注意を要する（表13参照）。

表10　年齢階級別平均標準賞与額（令和５年10月１日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	（再掲）汽船等	（再掲）漁船（い）	（再掲）漁船（ろ）
	円	円	円	円	円	円
総　数	653,215	655,976	525,653	809,605	664,688	187,957
15～19 歳	203,858	187,322	409,472	314,655	292,731	78,759
20～24	425,798	416,753	569,715	609,183	422,897	92,803
25～29	573,171	569,722	652,777	751,832	506,974	104,883
30～34	706,885	710,770	546,689	845,328	705,154	205,614
35～39	799,091	802,786	609,923	954,823	774,389	289,486
40～44	776,775	780,447	565,765	963,027	823,105	214,223
45～49	876,802	882,990	439,176	1,039,412	731,801	236,538
50～54	847,114	852,075	454,294	1,004,063	664,673	275,618
55～59	813,476	818,595	286,500	960,473	738,068	280,639
60～64	639,047	641,023	136,286	770,179	722,936	243,850
65～69	436,100	436,943	263,750	523,745	775,627	154,371
70～74	250,639	251,780	100,800	290,430	520,615	122,624
75歳以上	85,820	86,583	28,571	111,779	265,750	18,926

（注）平均標準賞与額は、令和5年10月1日現在の被保険者について、令和4年10月1日から令和5年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

図５　年齢階級別平均標準賞与額（令和５年 10 月１日現在）

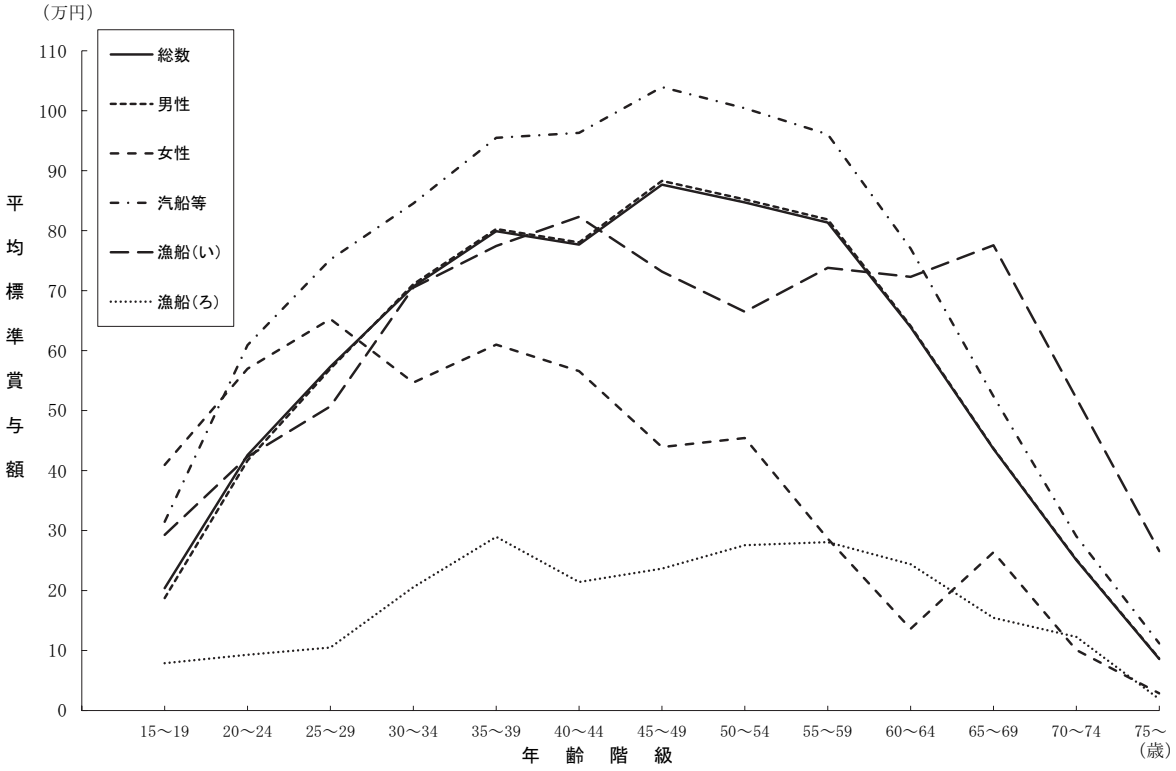

次に、平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較を示したものが表11及び図６である。

年齢階級総数における、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率をみると、約1.44ヶ月分である。この比率を年齢階級別にみると、山型をなしており、ピークは45～49歳の約1.70ヶ月分である。

男女別でみると、男性は45～49歳、女性は20～24歳がピークであり、ピーク時の平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、男性が約1.70ヶ月分、女性が約1.91ヶ月分である。

また図６をみると、平均標準賞与額の平均標準報酬月額に対する比率は、20代後半までは女性の方が高いが、それ以降は男性の方が概ね高い。

表11　年齢階級別平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和５年10月１日現在）

年齢階級	①　平均標準報酬月額			②　平均標準賞与額			比率（②/①）		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性	総数	男性	女性
	円	円	円	円	円	円			
総　数	454,113	456,852	325,339	653,215	655,976	525,653	1.438	1.436	1.616
15～19歳	281,563	283,764	254,113	203,858	187,322	409,472	0.724	0.660	1.611
20～24	322,193	323,662	298,879	425,798	416,753	569,715	1.322	1.288	1.906
25～29	401,076	403,217	352,203	573,171	569,722	652,777	1.429	1.413	1.853
30～34	462,380	464,722	365,042	706,885	710,770	546,689	1.529	1.529	1.498
35～39	491,993	494,947	342,602	799,091	802,786	609,923	1.624	1.622	1.780
40～44	492,613	495,031	352,000	776,775	780,447	565,765	1.577	1.577	1.607
45～49	516,962	519,726	319,865	876,802	882,990	439,176	1.696	1.699	1.373
50～54	528,131	530,393	351,829	847,114	852,075	454,294	1.604	1.606	1.291
55～59	527,732	529,978	292,444	813,476	818,595	286,500	1.541	1.545	0.980
60～64	487,906	488,354	366,667	639,047	641,023	136,286	1.310	1.313	0.372
65～69	424,278	425,212	224,381	436,100	436,943	263,750	1.028	1.028	1.175
70～74	355,613	355,373	390,190	250,639	251,780	100,800	0.705	0.708	0.258
75歳以上	311,353	313,298	165,143	85,820	86,583	28,571	0.276	0.276	0.173

（注）平均標準賞与額は、令和5年10月1日現在の被保険者について、令和4年10月1日から令和5年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

図６　平均標準報酬月額と平均標準賞与額の比較（令和５年10月１日現在）

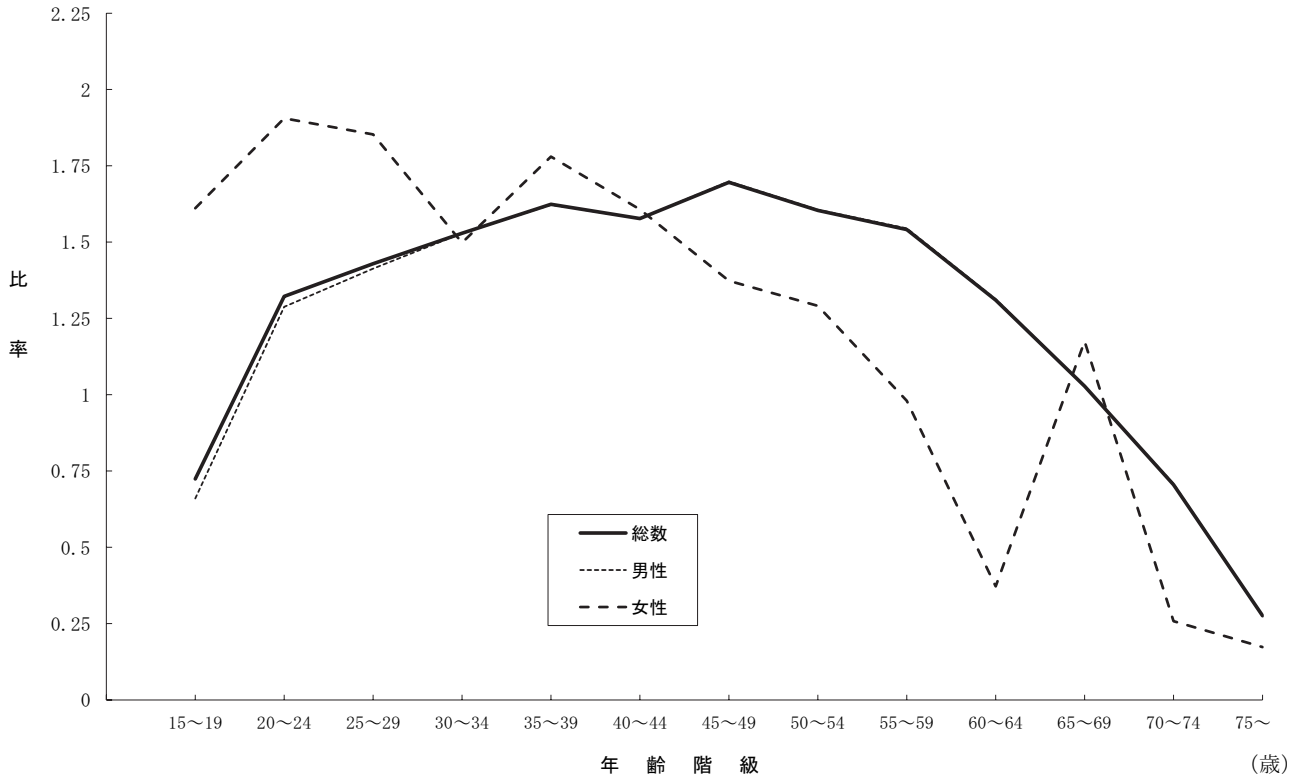

９．年齢階級別平均総報酬額

被保険者の平均総報酬額を年齢階級別に示したものが表12及び図７である。

年齢階級別にみると、男性の平均総報酬額は、標準報酬月額と同様に山型をなしており、ピークは50～54歳の7,205,543円である。女性の平均総報酬額は30～34歳でピークを迎えている。

船舶種別でみても山型をなしており、ピークは汽船等が50～54歳で7,431,964円、漁船（い）及び漁船（ろ）が55～59歳で、それぞれ6,631,037円、6,719,606円である。

表12　年齢階級別平均総報酬額（令和５年10月１日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	（再掲）汽船等	（再掲）漁船（い）	（再掲）漁船（ろ）
	円	円	円	円	円	円
総　数	6,084,990	6,120,305	4,424,506	6,369,255	5,477,238	5,535,364
15～19	3,582,043	3,591,923	3,458,830	3,603,740	3,380,423	3,573,867
20～24	4,290,406	4,299,066	4,152,903	4,726,532	3,866,510	3,535,742
25～29	5,382,666	5,405,184	4,868,602	5,785,106	4,513,505	4,441,597
30～34	6,249,995	6,281,828	4,927,193	6,415,844	5,344,538	5,819,302
35～39	6,695,180	6,734,475	4,708,032	6,901,891	6,018,465	6,236,457
40～44	6,678,866	6,711,345	4,789,765	6,984,603	5,828,298	6,029,260
45～49	7,073,137	7,112,339	4,277,554	7,273,538	6,276,437	6,494,874
50～54	7,173,344	7,205,543	4,663,257	7,431,964	6,511,073	6,471,137
55～59	7,132,302	7,164,151	3,795,833	7,316,569	6,631,037	6,719,606
60～64	6,456,045	6,463,140	4,536,286	6,609,988	5,575,702	6,543,578
65～69	5,488,395	5,500,291	2,943,762	5,533,666	5,144,500	5,945,183
70～74	4,485,236	4,483,201	4,778,286	4,435,582	4,336,615	5,225,010
75歳以上	3,821,891	3,846,000	2,010,286	3,471,215	4,591,750	4,571,148

（注）総報酬額は、標準報酬月額の12ヶ月分に標準賞与額（令和４年10月1日から令和５年9月30日までの12ヶ月間に支払われたもの）を加えたものとしている。

図７　年齢階級別平均総報酬額（令和５年10月１日現在）

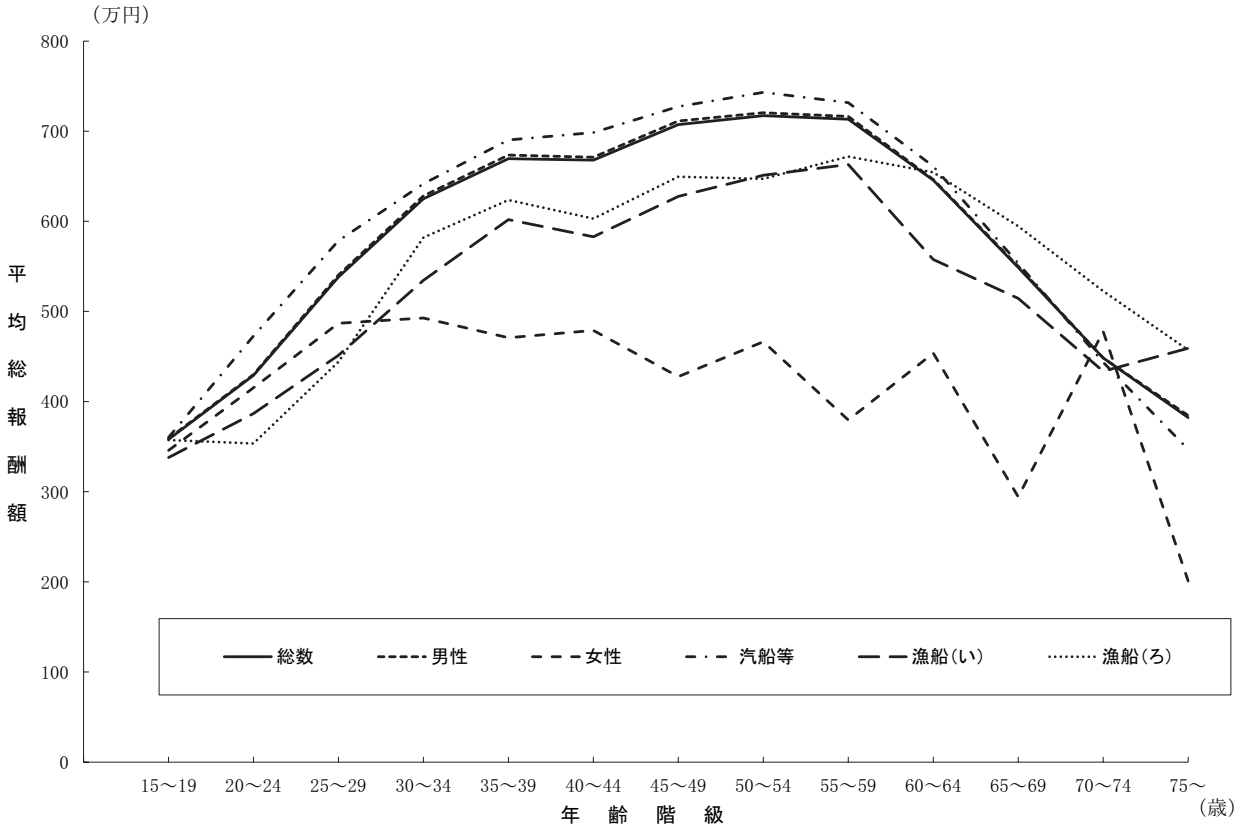

１０．年齢階級別標準賞与額０円の被保険者の割合

標準賞与額について、支給額が０円の被保険者の割合を年齢階級別に示したものが表13である。総数でみると、0.422と約半数の被保険者が賞与を受けていない。

男女別、年齢階級別にみると、男性については、30～34歳まで、年齢の上昇に伴っていったん減少した後、しばらくは概ね横ばいだが、60歳以降で上昇している。最も割合が低いのは45～49歳で0.340であり、逆に最も割合が高いのは、75歳以上で0.847である。女性については、最も割合が低いのは、15～19歳で0.132となっており、逆に最も割合が高いのは、75歳以上で0.929である。

船舶種別にみると、汽船等は約３割、漁船（い）は約４割の被保険者が賞与を受けておらず、漁船（ろ）は約９割の被保険者が賞与の支給を受けていない。また、年齢階級別にみると、最も割合が低いのは、汽船等が20～24歳で0.180、漁船（い）が60～64歳で0.270、漁船（ろ）が55～59歳の0.860であり、逆に最も割合が高いのは、汽船等、漁船（い）及び漁船（ろ）のいずれも75歳以上でそれぞれ0.798、0.688、0.966である。

表13　年齢階級別標準賞与額０円の被保険者の割合（令和５年10月１日現在）

年齢階級	総数	男性	女性	（再掲）汽船等	（再掲）漁船(い)	（再掲）漁船(ろ)
総　数	0.422	0.424	0.330	0.265	0.350	0.897
15～19歳	0.545	0.578	0.132	0.195	0.423	0.928
20～24	0.448	0.463	0.223	0.180	0.348	0.944
25～29	0.410	0.417	0.252	0.218	0.398	0.926
30～34	0.358	0.360	0.286	0.214	0.308	0.888
35～39	0.363	0.363	0.352	0.208	0.344	0.874
40～44	0.374	0.373	0.388	0.208	0.310	0.879
45～49	0.341	0.340	0.446	0.208	0.397	0.877
50～54	0.370	0.368	0.529	0.241	0.380	0.862
55～59	0.369	0.368	0.426	0.236	0.354	0.860
60～64	0.432	0.431	0.714	0.289	0.270	0.871
65～69	0.539	0.538	0.750	0.417	0.291	0.907
70～74	0.683	0.681	0.900	0.607	0.385	0.910
75歳以上	0.848	0.847	0.929	0.798	0.688	0.966

（注1）標準賞与額（令和4年10月1日から令和5年9月30日の1年間に支払われたもの）0円の被保険者を被保険者総数で除して算出している。

（注2）疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

１１．年齢階級別、被保険者期間別構成等

まず、被保険者期間（資格取得後令和５年10月１日までの期間）が１年未満か、１年以上かについて、年齢階級別に被保険者の総数に対する割合を示したものが表14である。

被保険者期間１年未満の割合は、年齢階級総数で20.8％となっている。学卒者の新規加入の影響により、15～19歳で１年未満の被保険者が多く、概ね40代までは年齢の上昇に伴い減少傾向にある。また、定年後の再就職による加入の影響により、65歳以上の各年齢区分の１年未満の被保険者の割合はやや高い。

また、適用区分別（船舶種別）にみると、被保険者期間１年未満の割合は汽船等が17.2％、漁船（い）が15.9％、漁船（ろ）が32.8％となっている。年齢階級別で見ると、どの適用区分も、総数と概ね同様の構成割合となっている。各年齢区分において、汽船等及び漁船（い）よりも漁船（ろ）の方が１年未満の被保険者割合が概ね高い。

表14　年齢階級別、被保険者期間別被保険者構成（令和５年10月１日現在）

（単位：％）

年齢階級	総数			（再掲）汽船等		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総　数	100.0	20.8	79.2	100.0	17.2	82.8
15～19歳	100.0	76.8	23.2	100.0	74.9	25.1
20～24	100.0	35.8	64.2	100.0	33.1	66.9
25～29	100.0	26.3	73.7	100.0	20.1	79.9
30～34	100.0	19.6	80.4	100.0	15.4	84.6
35～39	100.0	17.1	82.9	100.0	13.8	86.2
40～44	100.0	16.5	83.5	100.0	13.7	86.3
45～49	100.0	15.5	84.5	100.0	12.8	87.2
50～54	100.0	16.1	83.9	100.0	13.4	86.6
55～59	100.0	16.0	84.0	100.0	13.7	86.3
60～64	100.0	16.4	83.6	100.0	14.3	85.7
65～69	100.0	18.4	81.6	100.0	15.4	84.6
70～74	100.0	20.7	79.3	100.0	19.7	80.3
75歳以上	100.0	22.8	77.2	100.0	19.1	80.9
年齢階級	（再掲）漁船（い）			（再掲）漁船（ろ）		
	総数	1年未満	1年以上	総数	1年未満	1年以上
総　数	100.0	15.9	84.1	100.0	32.8	67.2
15～19歳	100.0	61.5	38.5	100.0	80.4	19.6
20～24	100.0	30.3	69.7	100.0	41.4	58.6
25～29	100.0	18.4	81.6	100.0	44.0	56.0
30～34	100.0	13.1	86.9	100.0	35.9	64.1
35～39	100.0	12.1	87.9	100.0	28.6	71.4
40～44	100.0	10.5	89.5	100.0	25.1	74.9
45～49	100.0	11.3	88.7	100.0	26.4	73.6
50～54	100.0	11.3	88.7	100.0	26.3	73.7
55～59	100.0	9.9	90.1	100.0	25.1	74.9
60～64	100.0	19.1	80.9	100.0	24.5	75.5
65～69	100.0	16.4	83.6	100.0	30.2	69.8
70～74	100.0	13.5	86.5	100.0	29.3	70.7
75歳以上	100.0	12.5	87.5	100.0	31.8	68.2

次に、被保険者期間が１年未満の被保険者と、１年以上の被保険者の年齢階級別平均標準報酬月額について比較したものが表15である。平均標準報酬月額の、被保険者期間１年未満の被保険者に対する被保険者１年以上の被保険者の比率は、総数をみると、40～59歳では概ね増加し、60歳以降は徐々に低下する傾向にある。

また、船舶種別にみると、年齢階級総数の比率は漁船（い）が1.239と最も大きい。年齢階級別の状況は、汽船等については75歳以上の0.917で最小、65～69歳の1.199で最大、漁船（い）については75歳以上の0.382で最小、70～74歳の1.464で最大、漁船（ろ）については75歳以上の0.621で最小、15～19歳の1.263で最大である。

表15　年齢階級別、被保険者期間別平均標準報酬月額（令和５年10月１日現在）

年齢階級	総数			（再掲）汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①
	円	円		円	円	
総　数	417,811	463,619	1.110	405,386	475,300	1.172
15～19歳	273,580	307,916	1.126	270,823	283,820	1.048
20～24	314,890	326,265	1.036	334,621	347,321	1.038
25～29	372,034	411,434	1.106	389,564	426,975	1.096
30～34	444,247	466,808	1.051	426,819	471,019	1.104
35～39	504,814	489,345	0.969	460,132	501,250	1.089
40～44	478,351	495,436	1.036	473,988	506,230	1.068
45～49	495,140	520,968	1.052	466,932	527,232	1.129
50～54	510,287	531,560	1.042	497,922	541,503	1.088
55～59	500,129	532,978	1.066	466,410	539,760	1.157
60～64	463,275	492,755	1.064	428,406	496,335	1.159
65～69	406,968	428,185	1.052	357,285	428,421	1.199
70～74	358,801	354,783	0.989	304,198	355,527	1.169
75歳以上	393,844	286,996	0.729	300,101	275,208	0.917
年齢階級	（再掲）漁船（い）			（再掲）漁船（ろ）		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①
	円	円		円	円	
総　数	333,868	413,750	1.239	446,556	445,159	0.997
15～19歳	262,500	249,000	0.949	276,981	349,908	1.263
20～24	275,957	291,759	1.057	288,488	285,797	0.991
25～29	305,556	340,250	1.114	354,562	366,768	1.034
30～34	321,765	396,372	1.232	476,979	462,675	0.970
35～39	390,000	443,478	1.137	591,373	457,164	0.773
40～44	353,889	424,536	1.200	504,013	478,082	0.949
45～49	408,235	468,881	1.149	566,134	505,567	0.893
50～54	444,706	492,632	1.108	551,931	503,553	0.912
55～59	387,125	502,552	1.298	581,725	521,480	0.896
60～64	339,630	419,737	1.236	542,548	519,261	0.957
65～69	297,889	377,022	1.266	494,871	477,247	0.964
70～74	226,857	332,178	1.464	484,498	400,591	0.827
75歳以上	785,000	299,857	0.382	511,845	317,602	0.621

被保険者期間が１年未満の被保険者と、１年以上の被保険者の年齢階級別平均標準賞与額について比較したものが表16である。平均標準賞与額の、被保険者期間１年未満の被保険者に対する被保険者１年以上の被保険者の比率は、総数をみると65～69歳の8.180が最大である。

また、船舶種別にみると、年齢階級総数の比率は漁船（ろ）が最も大きくなっている。

表16　年齢階級別、被保険者期間別平均標準賞与額（令和５年10月１日現在）

年齢階級	総数			（再掲）汽船等		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①
	円	円		円	円	
総　数	113,730	796,283	7.002	174,693	941,111	5.387
15～19歳	96,732	561,817	5.808	172,962	736,551	4.258
20～24	120,317	597,025	4.962	191,411	816,235	4.264
25～29	113,653	737,805	6.492	199,635	891,105	4.464
30～34	127,291	848,732	6.668	195,318	963,712	4.934
35～39	144,935	933,609	6.442	209,588	1,073,796	5.123
40～44	133,010	902,894	6.788	199,073	1,084,766	5.449
45～49	147,423	1,009,135	6.845	215,196	1,160,452	5.393
50～54	140,564	981,424	6.982	203,787	1,128,012	5.535
55～59	120,145	945,350	7.868	171,759	1,086,207	6.324
60～64	99,095	749,049	7.559	137,745	875,332	6.355
65～69	64,105	524,366	8.180	91,806	602,138	6.559
70～74	39,036	310,672	7.959	58,818	347,154	5.902
75歳以上	35,893	100,597	2.803	59,558	124,077	2.083

年齢階級	（再掲）漁船（い）			（再掲）漁船（ろ）		
	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①	1年未満 ①	1年以上 ②	比率 ②／①
	円	円		円	円	
総　数	202,113	752,166	3.722	14,218	272,875	19.192
15～19歳	56,438	670,800	11.886	23,487	305,800	13.020
20～24	204,894	517,769	2.527	12,069	149,871	12.418
25～29	136,583	590,313	4.322	7,497	181,522	24.213
30～34	349,412	758,673	2.171	11,555	314,218	27.193
35～39	202,632	853,109	4.210	38,879	389,992	10.031
40～44	149,833	902,314	6.022	23,944	277,931	11.608
45～49	316,941	784,433	2.475	2,642	320,228	121.207
50～54	230,647	720,150	3.122	12,983	369,509	28.461
55～59	123,250	805,910	6.539	15,326	369,382	24.102
60～64	275,370	828,939	3.010	18,329	317,217	17.307
65～69	251,111	878,250	3.497	13,902	215,120	15.474
70～74	110,000	584,489	5.314	620	173,253	279.440
75歳以上	－	303,714	－	4,883	25,471	5.216

（注）平均標準賞与額は、令和5年10月1日現在の被保険者について、令和4年10月1日から令和5年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

１２．規模別被保険者構成割合、扶養率等

船舶所有者が使用する被保険者数（以下「規模」という。）別にみた被保険者の構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額を示したものが表17である。

被保険者の構成割合について、適用区分総数においては規模30～49人が最も多く17.5％であり、規模100人未満は約８割である。適用区分別にみると、被保険者の構成割合が最も高いのは、汽船等が規模50～99人の19.9％、漁船（い）が規模30～49人の27.4％、漁船（ろ）が規模10～19人の21.3％である。

規模別の扶養率について、適用区分総数においては規模の違いによるはっきりとした傾向はみられないが、漁船（い）は、規模50～99人をピークとする山型となっている。

平均標準報酬月額については、どの適用区分においても規模が大きくなるにつれて概ね増加傾向にある。同様に、平均標準賞与額も規模が大きくなるにつれて概ね増加傾向にあるが、適用区分総数及び汽船等については、規模300～499人で、漁船（い）では規模100～299人で大幅に下落している。

表17　船舶所有者が使用する被保険者数別被保険者構成割合、扶養率、平均標準報酬月額及び平均標準賞与額（令和５年10月１日現在）

使用する被保険者数	総数				（再掲）汽船等			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総　数	100.0	0.912	454,113	653,215	100.0	0.954	463,304	809,605
1～ 4人	6.6	0.864	340,263	309,937	5.5	0.906	396,105	437,671
5～ 9	11.9	0.905	418,989	374,289	11.1	0.932	427,555	532,535
10～19	16.0	0.915	439,981	466,518	15.0	0.988	429,557	657,420
20～29	12.4	0.920	442,956	598,634	11.9	0.974	443,982	725,592
30～49	17.5	0.911	455,075	617,272	18.4	0.947	450,519	780,381
50～99	17.5	0.953	472,431	937,696	19.9	0.962	468,454	1,057,290
100～299	13.7	0.923	531,663	1,010,882	15.9	0.970	529,232	1,088,200
300～499	1.7	0.762	708,945	644,926	2.4	0.762	708,945	644,926
500～999	－	－	－	－	－	－	－	－
1,000人以上	－	－	－	－	－	－	－	－
疾病任継	2.7	0.777	342,779	…	…	…	…	…

使用する被保険者数	（再掲）漁船（い）				（再掲）漁船（ろ）			
	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額	構成割合	扶養率	平均標準報酬月額	平均標準賞与額
総　数	100.0	0.604	401,046	664,688	100.0	0.836	445,617	187,957
1～ 4人	5.7	0.467	296,435	457,283	10.6	0.825	256,449	102,718
5～ 9	5.0	0.630	359,901	454,025	16.4	0.861	403,939	54,537
10～19	11.6	0.727	376,449	446,230	21.3	0.774	465,706	70,348
20～29	3.7	0.783	400,667	761,683	16.2	0.804	441,846	316,916
30～49	27.4	0.557	370,407	628,283	15.9	0.859	487,666	56,508
50～99	23.7	0.807	440,261	1,096,334	11.8	0.946	499,747	305,282
100～299	23.0	0.388	444,447	454,305	7.7	0.822	576,632	733,173
300～499	－	－	－	－	－	－	－	－
500～999	－	－	－	－	－	－	－	－
1,000人以上	－	－	－	－	－	－	－	－
疾病任継	…	…	…	…	…	…	…	…

（注）平均標準賞与額は、令和５年10月1日現在の被保険者について、令和４年10月1日から令和５年9月30日の1年間に支払われた標準賞与額の平均を疾病任意継続被保険者を除いて算出している。

１３．被保険者数の推移について

まず、総人口に対する被保険者数の割合（以下「被保険者割合」という。）の推移を男女計について年齢階級別に示したものが図８である。

被保険者割合は、平成25年から平成30年にかけては、40代後半及び50代は減少し、その他の年齢階級では増加している。平成30年から令和５年にかけては、10代後半及び50代前半から60代前半までは減少しており、その他の年齢階級では増加している。

図８　年齢階級別にみた被保険者数（男女計）の総人口に対する割合の推移
（各年10月１日現在）

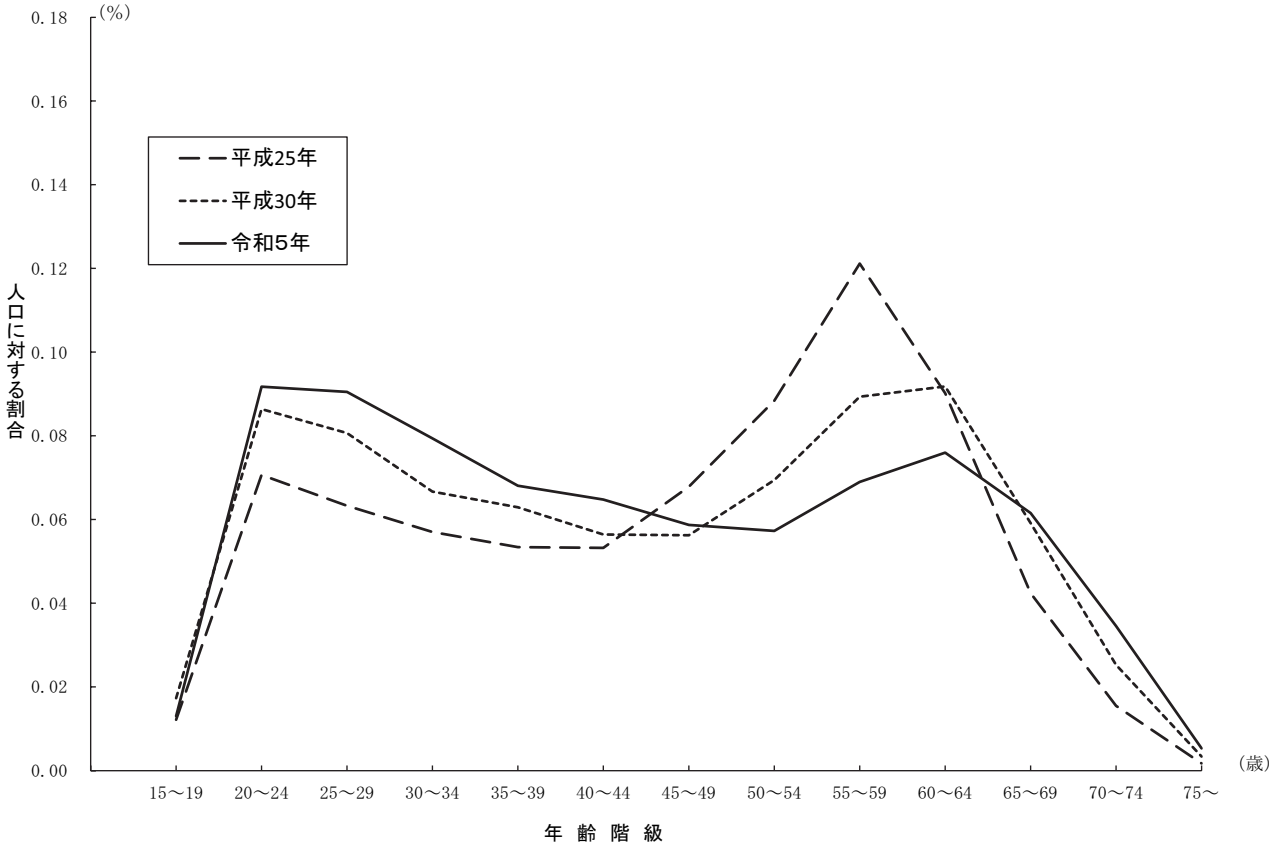

次に、男女別の被保険者割合の推移を年齢階級別に示したものが図９－１、９－２である。

男性については、平成25年から平成30年にかけては、40代後半及び50代は減少し、その他の年齢階級では増加している。また、平成30年から令和５年にかけては、10代後半及び50代から60代前半までは減少し、その他の年齢階級では増加している。

女性については、平成25年から平成30年にかけては60代前半及び70代前半で減少している。また、平成30年から令和５年にかけては、60代後半及び75歳以上で減少している。

図９－１　年齢階級別にみた男性被保険者数の男性人口に対する割合の推移
（各年10月１日現在）

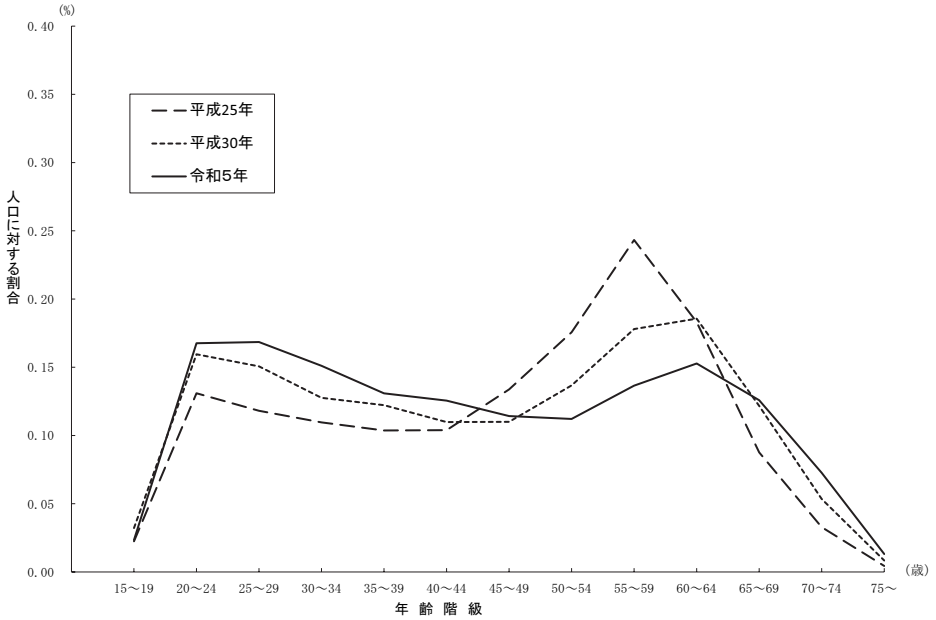
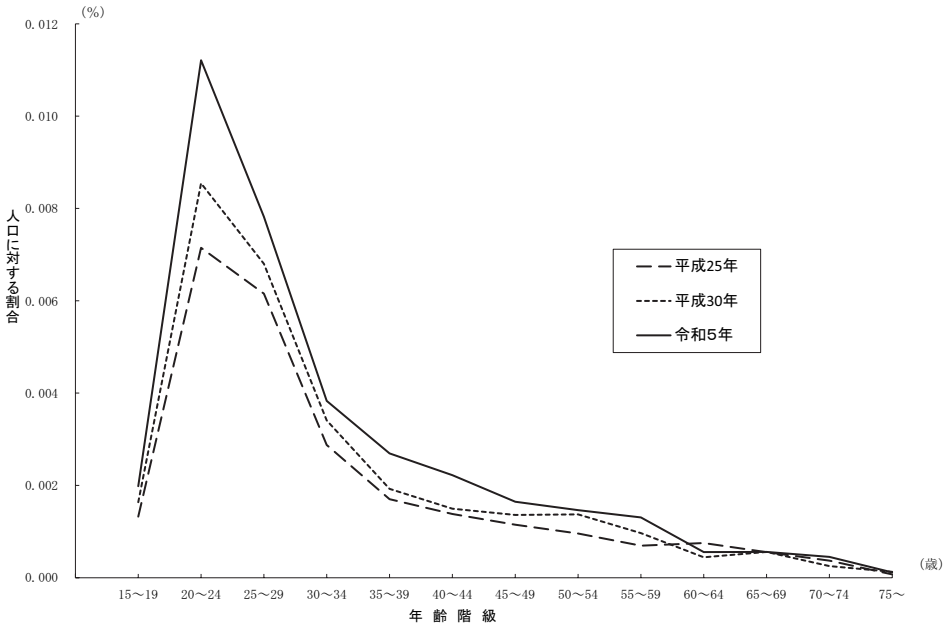
図９－２　年齢階級別にみた女性被保険者数の女性人口に対する割合の推移
（各年10月１日現在）